

令和6年 第2回定例会

青木村議会会議録

令和6年6月6日 開会

令和6年6月13日 閉会

青木村議会

令和六年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和六年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和6年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	10
○報告第2号の上程、説明	34
○報告第3号の上程、説明	37
○議案第1号の上程、説明	38
○議案第2号の上程、説明	43
○議案第3号の上程、説明	44
○請願第1号の上程、説明	45
○請願第2号の上程、説明	47
○陳情第1号の上程、説明	49
○散会の宣告	51

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	54
○開議の宣告	55

○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
宮 下 壽 章 君	5 5
居 鶴 貞 美 君	6 5
松 本 淳 英 君	8 3
平 林 幸 一 君	9 9
塩 澤 敏 樹 君	1 1 3
坂 井 弘 君	1 2 6
宮 入 隆 通 君	1 5 0
○散会の宣告	1 6 1

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	1 6 3
○出席議員	1 6 3
○欠席議員	1 6 3
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1 6 4
○事務局職員出席者	1 6 4
○開議の宣告	1 6 5
○議事日程の報告	1 6 5
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 6 5
○報告第2号の質疑、討論、採決	1 7 3
○報告第3号の質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 9 1
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 9 2
○請願第1号の質疑、討論、採決	1 9 3
○請願第2号の質疑、討論、採決	1 9 3
○陳情第1号の質疑、討論、採決	1 9 4
○追加日程の上程	1 9 5
○追加日程第1 議案第4号の上程、質疑、討論、採決	1 9 5

○追加日程第2 議案第5号の上程、質疑、討論、採決	197
○閉会の宣言	198
○署名議員	199

令和 6 年 6 月 6 日（木曜日）

（第 1 号）

令和6年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年6月6日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和5年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 議案第 1号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 3号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 請願第 1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
- 日程第10 請願第 2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書
- 日程第11 陳情第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 日程第12 一般質問

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杳掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杳 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住課長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 事務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長 兼建設係長	稲 垣 和 美 君	教育次長兼 公民館長	小 林 宏 記 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上 原 博 信 君
商 工 観 光 移 住 課 課長補佐兼 移住推進室 副防 災 危 機 管 理 監	小 林 義 昌 君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横 沢 幸 哉 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君
住民福祉課 課長補佐兼 福祉係長	早乙女 敦 君	商 工 観 光 移 住 課 課長補佐兼 商工観光移 住課長	宮 澤 俊 博 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	依 田 哲 也 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 依 田 哲 也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） それでは、改めましておはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第2回青木村議会定例会を開催いたします。

今議会はクールビズ期間中の開催となりますので、上着、ネクタイとも着用はしていただくなくても結構でございます。

それでは、日程に移ります。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、2番、塩澤敏樹議員、8番、宮下壽章議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、先頃の議会運営委員会での決定のとおり、本日6月6日から14日までの9日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認め、会期は本日から6月14日までの9日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付を願います。

本日は日程第3以降、議案説明のみとし、7日は議案審査のため休会、8日、9日は休日、10日は議案審査のため休会、11日は一般質問、12日は議案審査のため休会、13日は議案審

議・採決、14日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただき、また日頃より村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行いたしましたから1年が過ぎました。令和元年12月から3年半、コロナ禍対策に追われてまいりましたが、その体験から得た課題を検証し、今後に生かして、村行政に取り組んでおります。

また、ロシアによりますウクライナの侵攻、ガザ戦争、地球温暖化、少子化、人口減少、社会保障、物価高、賃金格差など国内外の問題が山積し、日本社会全体が大きな変化の渦中にありますことから、世の中の動きにアンテナを高くして村政を務めてまいります。

先日、ロシアによるウクライナ侵攻や気候変動などを背景に、食料安全保障の強化などを盛り込んだ食料・農業・農村基本法の改正法が成立いたしました。

農業の環境負荷低減を新たな理念に掲げ、生産性や付加価値の向上による農業の持続的な発展や地域社会の維持に向けた農村振興も理念として打ち出されています。日本の農業は大きな転換期を迎えており、政府は今後、改正法に沿った具体的な施策の検討を本格化していくとのことですが、コスト高騰に苦しむ生産者の声に耳を傾けていただきまして、充実した施策と予算が実現することを期待しております。

大きな時代の変化の中で、地方公務員に求められる能力、あるいは資質も変化しておりますが、その基本は全体の奉仕者として、住民との信頼関係を構築する誠意ある対応であり、職員一人一人が青木村役場の代表であるという自覚や責任感を持って行動しなければならないと考えております。

手始めといたしまして、本年4月より朝礼で接遇マニュアルの読み合わせを行いまして、挨拶、身だしなみ、表情・態度、言葉遣いなど、基本的な接遇を改めて確認し合い、村民の

皆さんを笑顔でお迎えし、笑顔でお送りする、ワンランク上のサービスを目指してまいります。

人口戦略会議は、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行いました。

今回は、新たな視点といたしまして、人口の自然減対策、社会減対策の両面からの分析を行いました。基本的には、若年女性人口の将来動向に着目した2014の分析を踏襲いたしまして、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体としております。

このデータによりますと、持続可能性が県内で最も高いのは軽井沢町でございますが、青木村は20番目で、上田小県地域では一番高く、前回調査と比較して改善されております。引き続き地域特性を生かした青木村らしい人口減少対策を講じてまいります。

能登半島地震発生から5か月が経過をいたしました。

住宅2万4,000棟が全半壊した石川県の主な自治体の公費解体状況は、1万6,240棟の申請に対しまして、解体・撤去が完了したのは383棟と全体の2%にとどまっており、今も多く残る倒壊家屋が復旧の足かせになっているとのことでございます。最大で約11万戸にも上った水道の断水はほぼ解消されましたが、今でも1,821戸が断水しているとのことでもあります。

長野県合同災害支援チーム「チームながの」の活動における当村からの派遣について御報告いたします。

当村からは、延べ35日、8名の職員を派遣いたしました。5月31日をもちましてチームながのの災害派遣支援は終了し、今後、県では地震防災対策強化アクションプラン、仮称でございますけれども、策定に向けて取り組んでいくとのことでございます。

また、村内3か所で受付をしております義援金の被災地への送金は5回を数えまして、6月4日現在、合計金額74万424円となっております。

次に、村政の重点事業について申し上げます。

まず、国道143号青木峠バイパス整備事業につきまして、事業主体であります県では、各地権者の用地測量が完了し、現在は税務署との事前協議と並行いたしまして、土地売買契約の手続を順次進めているとお聞きしております。村でも用地の買収に協力するとともに、事業費の確保に向けまして、関係自治体や関係団体と連携しながら、国・県へ要望活動を行ってまいります。いずれにいたしましても、早期に着工していただけるよう引き続き事業推進に協力してまいります。

次に、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業について申し上げます。

昨年度から準備を進めておりました情報通信ネットワーク等高機能化促進事業についてでございますが、全体の整備の内容が決定いたしましたので、今議会におきまして補正予算と事業者との契約についてお願いをしております。

情報電話更新に合わせての高機能化、テレビのあおきチャンネルの創設と定点カメラによる道路・河川情報、文字放送による情報伝達、併せてスマートフォンによりますお知らせ通知によりまして、停電時やお出かけ時にも重要な村からのお知らせを、この3点セットで誰一人取り残さない、平等できめ細かな、災害に強い情報通信のネットワークを構築してまいります。

財源に予定しております緊急防災・減災事業債は、現段階では順調に申請手続が進んでおり、11億円を超える事業を有利な財源にて実施ができるものと考えております。今後は補正予算の審議いただく中で、追加議案といたしまして事業者との契約の議決をいただき、事業をスタートさせる予定でございます。

事業を円滑に進めるに当たりまして、村内の関係団体や地区選出、そして公募によります地域情報高度化サポーターを募りまして、青木村地域情報高度化促進委員会を立ち上げ、村民によりますサポーター組織を形成し、村内各団体の会議に出向き説明させていただくなど、青木村地域の情報の高度化、DX化を村民の皆さんとしっかりと進めてまいります。

また、当初は有線電話、現在は情報電話という呼び名で認知されてまいりましたこの情報通信サービスでございますが、新しい通信サービスへより親しみを持っていただくために広く愛称の公募をいたしまして、新委員会で決定したいと考えております。

次に、松くい虫事業について申し上げます。

青木村は山林が8割を占めまして、そのうち35%がアカマツ林でございます。昨年に引き続きまして、今年も暖冬・温暖化等の影響で松くい虫の被害が増加しております。

村では4月から、松くい虫の拡大を防ぐため、国・県の補助金、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林施業者と連携しながら、赤くなったすべてのアカマツの木に対しまして、全量の伐倒燻蒸駆除を行っております。今年度も昨年以上の発生が見られます。引き続きまして景観を守り、災害を防ぐためにも作業員を増員いたしまして作業を推進してまいります。

沓掛貞人さんが本年1月に御逝去されました。

貞人さんは、長年生涯学習や広報誌などで村の歴史や文化を語ってこられました。広報あおきも平成17年11月から約13年間、「村の文化財」、「真田氏と青木村」、「青木村の城

館跡」の執筆をいただき感謝申し上げます。

御遺族より御寄贈いただいた膨大なデータには、義民関係、生涯教育講座、村松の歴史、文化財関係など歴史関係のものが多く含まれており、大切な、貴重な資料となっております。後々の人たちがこれをひもとけるような形で保存していきたいと考えております。

5月24日、上田地域広域連合議会臨時会が開催されました。広域連合の重要課題や事業について申し上げます。

まず、資源循環型施設建設についてでございますが、現在、環境影響評価の準備書の手続を行っております。準備書では、資源循環型施設が環境へ与える影響を予測・評価し、環境への影響をより一層低減させるための環境保全措置を検討しております。環境影響評価の全ての手続は、令和6年度中の完了を予定しております。住民説明会は4月から始め、全7回を実施することになっております。

既存のクリーンセンターは、いずれも稼働から30年以上が経過いたしまして、老朽化しておりますことから、施設建設に向けた取組を推進していく必要があります。令和6年度中には、清浄園用地を資源循環型施設の建設地として正式に決定してまいりたいと考えております。

各クリーンセンターにおける搬入ごみについてでございますが、令和5年度末で合計3万7,181トンとなりまして、前年度と比較して2,000トン、5.1%の減少となりました。第4次ごみ処理広域化計画におきます令和7年度の可燃ごみの減量化目標3万5,445トンを達成するためには、あと2年間で1,736トンの減量が必要となります。

次に、広域消防について申し上げます。

近年、全国的に119番通報の増加や大規模災害の激甚化・頻発化など、消防を取り巻く環境が変化しておりますことから、4月に通信指令課を新設し、通信指令体制の強化を図っております。また4月から、上田中央消防署に24時間、365日出動可能な指揮支援隊を配備し、指揮体制の整備を図りました。

さて、3月定例会議会後から本日までの主な行事について報告いたします。

3月28日、上田市との給水援助協定調印式を行いました。災害などの非常時におきます隣接する自治体同士による水道水の供給に関する協定を締結いたしました。

4月2日に青木村保育園入園式、4月5日には青木小学校入学式と青木中学校入学式が挙行されました。人生の新しいスタートに、健やかな成長を願い、心からの激励をいたしました。

4月17日、青木村戦没者追悼式を挙げていたしました。遺族会、消防団など関係者が参列いたしました。戦争で亡くなられた方、消防団活動で殉職された方を悼み、平和や安全への誓いを新たにしました。

五島慶太翁の誕生日、4月18日には、青木村におきます顕彰活動の象徴の日といたしまして、五島慶太翁の日制定式を行いました。満開の桜の中、制定宣言を行いまして、慶太翁への思いなどを語り合いました。同時に翁の伝記、仮称でございますが「慶太伝」の制作発表を行いました。来年の五島慶太翁の日の発刊を目指しまして、編纂を進めてまいります。

コロナ明けの5月の連休中、各地区で郷土芸能の発表などイベントがありました。道の駅あおきでは連日村民参加のイベントが開催されまして、村外のお客さんも多く訪れ、活気に満ちた連休でございました。

5月8日、商工会の総会が行われました。役員改選が行われまして、会長に岩下勇雄さんが再選されました。

5月12日、信州昆虫資料館20周年セレモニーを行いました。小川原辰雄先生の人虫共棲というコンセプトのもと開館し、途中、先生の御逝去に伴いまして、村営として引き継いでまいりました。昆虫標本約2万8,000点、昆虫図書文献等5,000点余りを所蔵し、村を代表する文化施設の一つとして、今後たくさんの来館者を誘致してまいります。

5月22日、信州大学との共同研究プログラム「食と衛生の体験型防災ミニキャンプ」を開催しました。電気・ガス・水道などのライフラインが止まった際でも、温かい食事を簡単に作ることができる防災食の調理体験や、水を使わない口腔ケア法などを学びました。

5月23日開催の夏まつり実行委員会で、8月3日、今年も夏まつりを実施することが決定いたしました。平和な生活や悪疫退散への願いを込めて、花火大会も実施する予定でございます。

5月25日、青木村下横手の森で「UE森2024～上小地域にぎやかな森づくり植樹の集い～」と「千曲川上・下流住民による共同植樹会」、テーマは「青木の森林（もり）は長沼の堤防」の2つの植樹会を実施いたしました。山林が持つ保水能力を高め、地域の防災、住民の安全に少しでもつながることを願いながら、約300人の参加者の皆さんがカラマツ4,000本を植栽いたしました。

5月27日に公表されました内閣府月例経済報告によりますと、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とのことでございます。

6月1日、小学校の運動会が、暑い初秋からこの季節へ、音楽会と入れ替えて行われまし

た。児童の皆さんのアイデアによります、児童参加の「タッチでつなげ全校リレー」は、観ている私たちも思わず力が入り、身を乗り出して応援いたしました。卒園から僅か2か月後の新1年生の成長や6年生のリーダーシップもあり、全員が力を出し合った元気いっぱいの素晴らしい運動会に感動し、来賓の私たちもたくさん元気をいただきました。

さて、本議会の議案についてであります。報告3件、議案5件、請願2件、陳情1件でございます。

まず、令和5年度3月専決の補正予算の概要について申し上げます。

一般会計、第8号専決補正予算は、歳入歳出それぞれ6,837万3,000円を減額いたしまして、総額を33億4,934万1,000円といたします。

厳しい財政運営の中ではございましたが、令和5年度当初予算の中で見込んでおりました財政調整基金や公共施設整備基金を取り崩すことなく、例年同様に翌年度への繰越額を確保することができ、健全財政を確保することができました。

令和5年3月専決補正予算における一般会計の主な事業を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、普通交付税の確定によりまして2億6,562万5,000円増、地方創生臨時交付金1,542万7,000円の増、財政調整基金の取崩しを取り止めたことによりまして2億2,730万円の減、公共施設整備基金の取崩しを取り止めたことによりまして減額補正でございますが、8,300万円の減でございます。

次に、歳出について申し上げます。

積立金、減債基金積立金の増、825万5,000円の増、情報通信施設等整備基金積立金1,000万円の増、定額減税の増、830万円の増、保全松林健全化整備事業の増、543万6,000円、定住促進応援補助金400万円の減、U I J ターンの就業・創業移住支援事業の補助金470万円の減でございました。

次に、令和6年度6月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計、第1号補正予算は、歳入歳出それぞれ12億1,716万円を追加いたしまして、総額を42億8,416万円とします。

令和6年度6月補正予算におきます一般会計の主な事業について申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

法人税・村民税でございますが、3,800万円の増、元気づくり支援金144万6,000円の増、財政調整基金繰入金の減、2,089万6,000円の減、情報通信関連事業の基金繰入金の増、9,000万円の増、宝くじ助成金の採択によりまして250万円の増、市町村振興協会地域活動

助成事業100万円の増、コロナワクチン定期接種助成金913万円の増、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業費へ10億9,640万円の増でございます。

次に、歳出について申し上げます。

コミュニティ助成事業、これは宝くじの助成金採択によりまして270万円の増、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業整備委託料11億8,604万円の増、コロナワクチン代、医療費の材料費693万6,000円の増、予防接種の委託料、これはコロナワクチンの接種でございますが、694万1,000円の増、そばの保冷库工事、これは元気づくり支援金の事業でございますが、194万円の増、獣害予防施設の設置事業補助金100万円の増、水田営農推進機械施設等導入の事業補助金310万9,000円の増、急傾斜地崩落対策事業負担金、これは沓掛区の湯原でございますが、75万円の増、消防団員の雨具でございますが、118万円の増、中学校の特別教室棟の防水改修工事208万円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長、担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては6項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承を願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、奈良本税務会計課長、説明願います。

奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、お願いいたします。

青木村税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

添付をしております概要書により御説明を申し上げますので、御了承ください。

11ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和6年度の税制改正を受けましての改正でございますが、今回の税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税、個人住民税の定額減税の実施や、子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡大が行われることとなりました。また、資産課税においては、現行の負担調整措置の仕組みが3年間延長されるとともに、特例措置関係の見直しが行われました。

それでは、税条例における主な改正点について申し上げます。

まず、個人所得課税の1の定額減税でございますが、今回実施される減税はデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として実施されるもので、所得税及び住民税の両方に減税が行われるものです。所得税と住民税では減税の額及び実施方法は異なりますが、ここでは条例に関係する住民税の定額減税について概要を説明いたします。

まず、対象となられる方は、前年、いわゆる令和5年度の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割が課税されている納税義務者で、減税額は納税者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の合計額でございます。

実施の方法ですが、まず給与所得に係る特別徴収については、令和6年6月分の特別徴収は均等割も含めて実施せず、定額減税後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払いをする際に毎月徴収することとなります。

続いて、公的年金等に係る所得に係る特別徴収については、令和6年10月1日以後に支払いがされる公的年金等から特別徴収を実施する際に減税され、減税が10月支給分だけでは実施し切れない場合は、12月分、2月分と順次実施されることとなります。

最後に、個人事業主等の普通徴収につきましては、6月納期分であります第1期分の徴収額から減税を実施し、減税が第1期分だけでは実施しきれない場合は、8月納期分であります第2期分、10月納期分であります第3期分、12月納期分であります第4期分と順次実施されることとなります。

なお、定額減税し切れないと見込まれる方に対しては、当該定額減税し切れない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金が別途支給されることとなります。

次に、2点目として、子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充でございます。

今回の改正は、子育て世帯等及び若者夫婦世帯、具体的には11歳以下の扶養親族を有する世帯または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の世帯に限って、借入限度額に一定の上乗せ措置が講じられます。

詳細につきましては12ページの概要のとおりでございますが、新築棟の認定長期優良住宅等については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅については、1,000万円の借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

また、令和6年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅の面積要件が50平方メートルから40平方メートルに緩和されますが、こちらは子育て世帯等は関係なく所得が1,000万円以下であれば適用されます。

この拡充された部分について、所得税額から控除し切れない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除されることとなります。

次に、資産課税関係でございますが、まず1点目として、固定資産税（土地）の負担調整措置の延長でございます。

現在、土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇を緩やかにするよう課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく、いわゆる負担調整措置が講じられておりますけれども、この現行制度を令和6年度から令和8年度までの3年間延長するものでございます。

次に、2点目の固定資産税等の特例措置の見直しでございますが、現時点で当村において対象となる事例は、上から3番目の丸、新築住宅と4番目の丸、耐震改修と等を行った一定の住宅に係る減額でございますが、いずれも減額措置の適用期限を2年延長するものでございます。

なお、こちらについては地方税法での改正になります。そのほかにつきましては該当事例はございませんが、規定の整備をしておくものでございます。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、奈良本税務会計課長、説明願います。

奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、お願いいたします。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

2ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に上げがなされることと、軽減判定所得の見直しにつきましては、現在、均等割額及び平等割額、いわゆる応益分を所得に応じて一定割合減額する措置を講じておりますけれども、このうち5割軽減部分と2割軽減部分を改正するもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の損益において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の29万円から29万5,000円に引き上げ、2割軽減のその部分の金額を現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

いずれの改正も国民健康保険の被保険者間の税負担の公平性の確保及び中低所得者層の税負担の軽減を図る観点において、地方税法施行令を改正したことから、本村の国民健康保険税の課税限度額と低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を政令に合わせて改正するものでございます。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げました。

○議長（松澤正登君） 3項目め、令和5年度青木村一般会計補正予算（第8号）について、歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長より説明を願います。

初めに、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、令和5年度青木村一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,837万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,934万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正について御説明申し上げます。

初めに、1 追加でございますが、款3民整備、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、事業名が低所得者支援及び定額減税給付金事業（価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業）で、金額2,832万2,000円を令和6年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、2 変更ですが、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が村道村松国道北2号線道路改良工事で、補正後の繰越額を2,165万4,000円に増額をするものでございます。

続いて、6ページ、第3表 地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的、地域活性化事業債、水路改修工事と石芋公園の工事に関わるものでございますが、工事費の確定によりまして補正前の限度額980万円を、補正後において820万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更がございません。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては一括して御説明申し上げます。

款1村税、項3目2軽自動車税（環境性能割）は、30万円を減額し、123万8,000円とするもので、節1現年度課税分が見込みより減、項5目1入湯税も30万円が見込みより減となりました。

款2地方譲与税は、森林環境譲与税で見込みより2万2,000円の増、款3の利子割交付金、款9地方特例交付金は、それぞれ見込みより減となりました。

款10項1目1地方交付税ですが、2億6,562万7,000円を追加し16億7,222万6,000円とするもので、普通交付税で2億6,562万5,000円、特別交付税で2,000円がそれぞれ見込みより増額となったものでございます。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、5年度については交付がなく、皆減とするものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金は、17万円を追加し136万円とするもので、情報通信サービス並びに放送サービスの加入負担金がそれぞれ見込みより増となりました。

目2民生費負担金は68万円を減額し1,214万6,000円とするもので、老人保護措置費入所負担金が見込みより減となりました。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は326万5,000円を増額し3,957万円とするもので、節1総務使用料は村営バス運行収入、節2、節4は情報センターに関わる使用料ですが、それぞれ見込みより増となりました。

次のページへまいりまして、目4教育使用料は10万8,000円を追加し339万7,000円とするもので、節1保健体育使用料が見込みより減、節2会館使用料、節3美術館使用料は見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は210万2,000円を減額し1億606万円とするもので、節2児童福祉費負担金が見込みより減でございます。

目2衛生費国庫負担金は265万4,000円を減額し1,025万6,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費負担金が見込みより減となりました。

目3災害復旧費国庫負担金は98万9,000円を追加し1,958万9,000円とするもので、道路橋梁災害復旧費負担金が見込みより増となりました。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は1,511万4,000円を追加し1億4,226万4,000円とするもので、節1総務管理費補助金、004デジタル田園都市国家構想交付金は、旧地方創生推進交付金で事業の実績により減となりました。040地方創生臨時交付金1,542万7,000円は、電気ガス食料品等価格高騰重点支援費として、6年度に繰り越して実施するものでございます。043消防団の力向上モデル事業補助金85万円は、消防団で導入しました災害アプリに対する補助金が採択となりました。

節2村営バス運行管理費補助金20万円の減は、地域公共交通確保維持事業補助金が見込みより減となりました。

節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、見込みより減額となりました。

目2民生費国庫補助金は17万5,000円を追加し610万7,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は001児童クラブ運営補助金が見込みより増でございます。

目3衛生費国庫補助金は215万円を減額し1,486万4,000円とするもので、001、004、005、それぞれ実績に応じて見込みより減となりました。

目5教育費国庫補助金は16万8,000円を減額し250万円とするもので、特別支援教育就学奨励費、私立幼稚園施設利用給付金がそれぞれ見込みより減となりました。

目6商工費国庫補助金は85万円を減額するもので、節1商工費補助金のU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が実績により減額となりました。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は161万4,000円を減額

し6,647万1,000円とするもので、節1 社会福祉費負担金64万円、節2 児童福祉費負担金67万円、次のページへまいりまして、節3 保険基盤安定負担金30万4,000円、いずれも実績により減となりました。

続いて、項2 県補助金、目1 民生費県補助金は213万1,000円を減額し1,779万3,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金137万円の減は、それぞれ実績に応じた減額となっております。

節2 児童福祉費補助金76万1,000円の減は、児童クラブ運営補助金が見込みより増、011、017、こちらについてはそれぞれ見込みより減となりました。

目2 衛生費県補助金は26万3,000円を減額し407万8,000円とするもので、節1 保健衛生費補助金は一体化事業補助金、合併浄化槽設置補助金が、いずれも見込みより減でございます。

目3 農林水産業費県補助金は249万4,000円を追加し8,360万3,000円とするもので、節1 農業費補助金82万8,000円の減は、多面的機能支払事業交付金が見込みより減、地籍調査事業補助金が見込みより増、環境保全型農業直接支払交付金が見込みより減となりました。

節2 林業費補助金332万2,000円の増は、松くい虫被害の増によるもの等実績による増減でございます。

目5 教育費県補助金は8万4,000円を減額し111万5,000円とするもので、私立幼稚園施設利用給付金が見込みより減となりました。

目6 商工費県補助金は192万5,000円を減額し32万5,000円とするもので、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が実績により減となったものでございます。

続きまして、項3 委託金、目1 総務費委託金は335万4,000円を減額し1,070万8,000円とするもので、節1、節4、節5、いずれも実績により減額となりました。

続きまして、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金70万円を追加し529万7,000円とするもので、基金の運用益でございますけれども、債券の購入等による利息の増により補正をお願いするものでございます。

続きまして、款17 項1 寄附金、目1 一般寄附金は374万3,000円を追加し、2億1,874万5,000円とするもので、001一般寄附金は青木運輸倉庫様より200万円の御寄附をいただいたもの、ふるさと応援寄附金は見込みより増となったものでございます。

次のページへまいりまして、款18 繰入金、項1 目1 基金繰入金は3億4,046万3,000円を減額し519万円とするもので、財政調整基金、公共施設整備基金、土地開発基金等取り崩して実施をする予算組みをしておりましたが、取崩しは行わず、必要な予算は一般財源により

充当いたしました。

続きまして、款20諸収入、項4目1雑入は42万9,000円を追加し2,400万7,000円とするもので、節3雑入は005、007、008が見込みより増、006の介護予防ケアマネジメント費は見込みより減でございます。

款21、項1村債については、地方債補正で申し上げたとおりでございますが、節1については水路改修工事、節2につきましては石芋公園の改修工事それぞれで実績による減となっております。

続いて、19ページ、20ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては、各担当より御説明を申し上げます。

初めに総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、428万円を減額し1億9,208万5,000円とするもので、節4共済費から節13使用料及び賃借料については、それぞれ実績に応じて減額をいたしました。

節18負担金補助及び交付金10万円は、東御清翔高校創立100周年記念事業に対し、補助金を計上いたしました。

続いて、目2文書広報費ですが、62万4,000円を減額し1,583万9,000円とするもので、節11役務費の通信運搬費が実績により減額となったものでございます。

目5財産管理費は102万円を減額し2億7,981万7,000円とするもので、節10需用費588万円の減は、庁舎の電気料並びに修繕料が見込みより減となりました。

節12委託料220万5,000円の減は、庁舎清掃管理委託料が見込みより減、電算機器設定委託料は、標準化に伴う文字同定サービスが事業の延期により減額となり6年度予算に計上をいたしました。

節13使用料及び賃借料60万円の減は、10人乗りのワゴン車のリース料を1年分見込んでおりましたが、年度途中での導入になったことによるリース料の減が主な要因でございます。

節14工事請負費100万円の減は、バスターミナルの排水設備改修工事が見込みより減となりました。

節17備品購入費は、パソコン等の購入を見込んでおりましたが購入なく減額、節24の積立金933万6,000円は、財政調整基金等の利子の積立金に70万円、005五島慶太翁検証事業基金積立金は、5年度中にふるさと応援寄附金をいただいた中から翁の検証事業に役立ててほしいと希望があったものについて38万1,000円を基金へ、006減債基金積立金は、普通交付税の算定により臨時財政対策債の償還のための基金への積立てに要する経費が措置されまし

たので、減債基金への積立てを行うものでございます。

続いて、目6企画費ですが、230万5,000円を減額し2,961万2,000円とするもので、節4共済費22万7,000円は、地域おこし協力隊に関わる社会保険料が見込みより増、節7報償費14万2,000円の増は、ふるさと応援寄附金の減に伴う返礼品の増額でございます。

次のページへまいりまして、節10需用費11万7,000円は、いずれも地域おこし協力隊に関わる実績による増減でございます。

節11役務費32万5,000円は、ふるさと応援寄附金の増による増でございます。

節12委託料は117万5,000円の減で、001委託料110万円の減は、企業人材派遣制度に伴う委託料を計上しておりましたが、執行がなく減となりました。002ふるさと寄附金に関わる委託料は実績による減額でございます。

節13材料及び賃借料53万8,000円の減は、地域おこし協力隊に関わる賃借料が見込みより減となりました。以下、いずれも実績に伴う増減となっております。

目7諸費は224万5,000円を減額し790万6,000円とするもので、節10需用費から節18負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の実績に応じて減額補正とさせていただきました。

目8情報通信サービス事業費は829万円を追加し5,767万7,000円とするもので、次のページにかけまして、それぞれ実績に応じて減額をしまして、節24積立金に新たに1,000万円を計上し基金に積み立てるものでございます。

目9地方創生プロジェクト事業費につきましては、80万円を減額し1,338万7,000円とするもので、節7、節12、いずれも交付金事業の実績より減額をお願いするものでございます。

目10地方創生臨時交付金事業費は163万円を追加し4,247万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、保育園の給食費に関わる負担金が見込みより増となりました。

続きまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費ですが、86万8,000円を減額し2,469万5,000円とするもので、節10需用費28万4,000円は、実績による減額と印刷製本費の増は千曲バスの減便により運行を開始しました上田駅線の周知チラシの印刷代が増となりました。

次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金は、千曲バスに支払っております運賃低減バスに関わる村の負担金が見込みより減となりました。令和5年度の総額は969万9,000円でございます。

続きまして、項5選挙費、目1選挙管理委員会費は2万7,000円を追加するもので、需用費の書籍代が見込みより増となりました。

目3 県議会議員選挙費は266万円の減で、こちらも実績に応じて減額をお願いしております。

項6 統計調査費につきましても、実績による減額となっております。

少し飛びますが、45ページ、46ページをお願いいたします。

中段の款8項1 消防費、目1 非常備消防費は300万円を減額し1億2,333万4,000円とするもので、上田広域消防への負担金が減となりました。

目2 非常備消防費は319万4,000円を減額し2,788万1,000円とするもので、節1 報酬80万円の減は、これまで各部へお支払いしていた団員報酬を、令和4年度から各個人の口座へ振り込みしたことによりまして活動の実情に近い支払額となり、総額が減となりました。

節7 報償費60万円の減は、退職団員の報奨金で12名を満額で見込んでおりましたが、勤続年数の少ない団員がおり減額となりました。

節10 需用費187万5,000円の減は、主に消耗品費の減でございますが、活動服、はっぴ、防寒着等の購入実績や上小大会の青木村開催により確保していた予算が実績よりも減額となりました。

節18 負担金補助及び交付金の本部運営補助金の増は、消防団の防災アプリの導入に関わる費用が見込みより増となりました。

目3 消防施設費は253万円を減額し923万9,000円とするもので、節10 需用費の修繕料30万円は見込みより減、節17 備品購入費につきましては各団からの要望が少なく、ポンプ用、消火栓用のホース購入費の減、消火栓格納箱についても実績がなく減となりました。

目4 水防費は、土のう袋、土のう用の砂代を計上しておりますが、年度中の使用が少なく、十分な在庫があるため減額となりました。

次のページへまいりまして、目5 災害対策費は82万2,000円を追加し325万5,000円とするもので、節8 旅費並びに節10 需用費は、能登半島地震に伴う派遣職員に関わる出張旅費及び消耗品代となります。

節17 備品購入費は、災害対策用備品として蓄電池の購入費用を計上いたしました。

55ページ以降の給与費明細表は、人件費に関わる今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和6年度青木村一般会計補正予算（第8号）について、歳入全般と歳出は、総務企画課関係について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明を申し上げます。

25、26ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目2マイナンバーカード交付事務費を30万6,000円減額し170万9,000円とするもので、節3職員手当等20万円の減は職員の超過勤務手当、節11役務費10万6,000円の減は郵送料等、それぞれ見込みよりの減によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を149万4,000円減額し7,479万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金43万8,000円の減は、子育て支援施設ゆりかごの運営事業費負担金の見込みよりの減、節27繰出金105万9,000円の減は、国庫特別会計への繰出金の見込みよりの減によるものでございます。

27、28ページをお願いいたします。

目2障害者福祉費141万円を減額し1億4,960万1,000円とするもので、節19扶助費141万円の減は、障害者医療給付費13万6,000円の減、障害者日常生活用具給付事業49万8,000円の減、障害者タイムケア事業13万6,000円の減、介護給付訓練等給付費64万円の減は、それぞれ見込みよりの減によるものでございます。

目3老人福祉費を533万9,000円減額し2億6,038万5,000円とするもので、節10需用費275万円の減はくつろぎの湯の灯油代の見込みよりの減、節12委託料292万9,000円の減は、介護保険老人保健福祉計画を強者に委託せず自ら作成したことによります委託料の減、節19扶助費188万円の減は老人保護措置費68万円の減、生活管理指導短期宿泊事業120万円の減は、それぞれ見込みよりの減によるものでございます。

節27繰出金222万円の増は、介護保険特別会計への繰出金262万5,000円の見込みよりの増、後期高齢者医療特別会計への繰出金40万5,000円の見込みよりの減によるものでございます。

目4地域包括支援センター費を43万5,000円減額し2,695万3,000円とするもので、節1報酬41万6,000円の減は会計年度任用職員の報酬の見込みよりの減、節12委託料1万9,000円の減は介護予防サービス計画委託料30万円の増、介護予防ケアマネジメント委託料31万9,000円の見込みよりの減によるものでございます。

29、30ページをお願いいたします。

目18価格高騰特別対策支援事業補助金を60万円減額し282万円とするもので、節18負担金補助及び交付金60万円の減は住民税所得割非課税世帯への支援金の見込みよりの減によるものでございます。

項2児童福祉費、目2児童措置費を277万2,000円減額し7,401万円とするもので、節19扶

助費277万2,000円の減は児童手当の見込みよりの減によるものでございます。

31、32ページをお願いいたします。

目8長野県子育て世帯生活支援特別給付金を90万円減額し74万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金90万円の減は、住民税所得割非課税の子育て世帯への交付金の見込み寄りの減によるものでございます。

項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目1価格高騰重点支援金を256万7,000円追加し5,071万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金256万7,000円の増は、住民税非課税世帯への支援金の見込みよりの増によるものでございます。

目2均等割課税世帯支援金を200万円追加し1,772万8,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金200万円の増は、住民税均等割のみ課税世帯への支援金の見込みよりの増によるものでございます。

目3新非課税世帯支援金を50万円追加し452万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金50万円の増は、今年度新たに住民税が非課税となった世帯への支援金の見込みよりの増によるものでございます。

目4新均等割課税世帯支援金を200万円追加し401万円とするもので、節18負担金補助及び交付金200万円の増は、今年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯への支援金の見込みよりの増によるものでございます。

33、34ページをお願いいたします。

目5定額減税支援金を839万円追加し1,185万4,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金839万円の増は、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への支援金の見込みよりの増によるものでございます。

目6こども加算支援金を78万円追加し806万円とするもので、節18負担金補助及び交付金78万円の増は、低所得者の子育て世帯への支援金の見込みよりの増によるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を441万2,000円減額し6,855万4,000円とするもので、節1報酬21万5,000円の減は、健康寿命延伸プロジェクトの委員報酬の見込みよりの減、節12委託料406万円の減は、胃検診、肺がん検診等の検診委託料の見込みよりの減によるものでございます。

節18負担金補助及び交付金を55万円の減は、未熟児養育医療給付費負担金25万円の見込みより減、出産子育て応援交付金30万円の見込みよりの減、節22償還金利子及び割引料41万3,000円の増は、国庫金返納金の見込みよりの増によるものでございます。

目2 予防費を166万8,000円減額し1,808万1,000円とするもので、節12委託料121万2,000円の減は、予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった方へ風しんの接種を行う風しん追加的対策事業委託料の見込みよりの30万6,000円の減、結核、日本脳炎、B型肝炎等の予防接種費用の見込みよりの90万6,000円の減、節18負担金補助及び交付金45万6,000円の減は、インフルエンザ予防接種補助金の見込みよりの減によるものでございます。

目3 環境衛生費を137万6,000円減額し1,026万2,000円とするもので、節12委託料73万8,000円の減は特定外来種調査駆除委託料の見込みよりの減によるものでございます。

目4 新型コロナウイルス予防接種事業費を11万4,000円追加し1,804万円とするもので、節1 報酬35万1,000円の減は会計年度任用職員の報酬の見込みよりの減、35、36ページをお願いいたします。節11役務費56万8,000円の減は郵送料等の通信運搬費等の見込みより減、節12委託料341万7,000円の減はワクチン接種費用の見込みよりの減、節22償還金利子及び割引料445万円の増は、国庫金返納金の見込みよりの増によるものでございます。

目5 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費を40万5,000円追加し214万9,000円とするもので、節1 報酬125万4,000円の増は会計年度任用職員の報酬の見込みよりの増、節7 報償費1万円の減は健康づくり講演会の講師の報償費の見込みよりの減、節8 旅費4,000円の減は会計年度任用職員の通勤手当の見込みよりの減、節10需用費6万円の減は消耗品費等の見込みよりの減、節11役務費2万2,000円の減は郵送料等通信運搬費の見込みよりの減、運動教室の保険料の見込みよりの増、節12委託料74万4,000円の減は運動教室の委託料の見込みよりの減、節17備品購入費9,000円の減は備品購入費の見込みよりの減によるものでございます。

項2 清掃費、目1 塵芥処理費は予算の増減はございませんが、財源の振替でございます。

以上、住民福祉課関係の令和5年度一般会計補正予算専決分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次に、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

35ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費189万円を減額し4,824万8,000円とするもので、節1 報酬7,000円の増は会計年度任用職員について見込みより増でございます。

節18負担金補助及び交付金012 獣害予防施設設置事業補助金30万円の減は設置利用者が見込みより減、017 6次産業フロンティア支援金30万円の減と018 遊休荒廃農地対策事業補助

金20万円の減は、いずれも申請がなかったため皆減、003多面的機能支払交付金57万2,000円の減と007環境保全型農業直接支払交付金52万5,000円の減は、対象面積が減ったことにより減額補正いたしました。

37ページをお願いいたします。

目5農地費25万7,000円を減額し347万円とするもので、節18負担金補助及び交付金25万7,000円の減は、001村単土地改良事業補助金について実績に基づき減額いたしました。

目8国土調査費196万6,000円を減額し1,694万7,000円とするもので、節1報酬13万6,000円の増は会計年度任用職員について見込みより増、節12委託料001一筆地測量委託料161万円の減と005地籍図修正業務委託料69万円の減はいずれも見込みより減、018圃場整備地区外周復元委託料19万8,000円は見込みより増でございます。

項2林業費、目2林業振興費302万1,000円を減額し1億2,024万6,000円とするもので、節12委託料001保全松林健全整備事業委託料543万6,000円の増は、補助金の追加配分による施業量の増、001松くい被害拡大防止事業193万7,000円の増と003松食い虫潜在感染木調査事業委託料200万円の減は、感染拡大しております松食い虫被害木の伐倒燻蒸処理を行うため感染木調査委託を取りやめ、その財源として振り替えたものでございます。

節13使用料及び賃借料19万2,000円の増は、機械借上料について見込みより増、節15原材料費147万8,000円の減は林道補修材料について見込みより減でございます。

節18負担金補助及び交付金710万8,000円の減は、002上田地域林務行政連絡協議会負担金25万4,000円の減と002森林造成事業補助金437万3,000円の減、003樹種転換事業補助金248万1,000円の減は、いずれも事業実績の確定により減額をいたしました。

さびまして、43ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費107万3,000円を減額し5,354万9,000円とするもので、節1報酬14万7,000円の増と、節12委託料130万9,000円の増は見込みより除雪出動日数が増えたことによる増、節13使用料及び賃借料108万9,000円の減と、次の45ページ、節15原材料費144万円の減は、事業実績の確定により減額するものでございます。

目2道路新設改良費146万1,000円を減額し6,763万4,000円とするもので、節16公有財産購入費146万1,000円の減は、土地購入費について見込みより減でございます。

飛びまして、53ページをお願いいたします。

節10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費について、補正額はありませんが、国庫補助金の増額に伴い財源振替するものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 次に、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

37ページ、38ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費36万円を追加し2,237万3,000円とするものです。

節2給料から、39ページ、40ページ、節4共済費について、実績が見込みより増となったため補正をお願いするものです。

節8旅費、節13材料及び賃借料は、実績に合わせ、それぞれ減額とさせていただきました。

目2商工業振興費130万5,000円を減額し3,397万8,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金は、001負担金、002補助金について、それぞれ実績に合わせ減額とさせていただきました。

目3観光費348万3,000円を減額し2,009万5,000円とするもので、節1報酬から、41ページ、42ページ、節18負担金補助及び交付金について、事業実績に合わせ、それぞれ減額とさせていただきました。

41ページ、42ページ、そのままお願いいたします。

目4昆虫資料館費は4万8,000円を減額し899万1,000円とするものです。

節1報酬110万円と節8旅費3万4,000円の増額は、パートタイム職員1名の増額分を補正させていただきました。

節3職員手当等から節18負担金補助及び交付金は、それぞれ実績に合わせ減額とさせていただきました。

43ページ、44ページをお願いします。

目5移住定住促進費は933万1,000円を減額し1,466万3,000円とするもので、節3職員手当等、012超過勤務手当は、相談業務での土日等時間外対応が増加したため1万8,000円の増、節4共済費から節18負担金補助及び交付金は、それぞれ実績に合わせ減額とさせていただきました。節18、002補助金の中の001定住促進応援補助金、003U I Jターン就業創業移住支援事業補助金につきましては、事業実績の確定から減額とさせていただきました。

目6道の駅関連施設運営費は135万8,000円を減額し2,221万7,000円とするものです。

節3職員手当等、002超過勤務手当は、時間外勤務の実績により6万6,000円の増、節4共済費から節10需用費までは、実績により減額とさせていただきました。節10需用費、006修繕料、001道の駅関連施設修繕料の減額は、当初の見込みより減額とさせていただきました。

続いて、45ページ、46ページをお願いします。

款7土木費、項3住宅費、目2住宅建設費は58万円を減額し242万円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、001住宅リフォーム補助金は、実績に合わせ減額とさせていただきました。

款7土木費、項4別荘事業費、目1別荘事業費は、特定財源の財源振替によるものです。

以上、令和5年度専決補正予算について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次に、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

歳出について、29ページをお願いします。

まず、第3子以降の保育料減免事業補助金額確定により財源内訳が変わっています。

続いて、30ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費135万2,000円を減額して1億5,296万6,000円を1億5,161万4,000円とするものです。

節01報酬から節08旅費の人件費は、実績に基づく増減となります。

節10需用費、005光熱水費、002電気料80万円余り見込みより減となっています。これは、照明器具をLED化したことで一定程度の効果があったものかと思います。006修繕料20万の見込みより減は、実績に応じたものとなっています。

節12委託料、001委託料、006清掃委託料8万2,000円の増は、給食室換気扇の不具合により清掃業務を行った分となります。007建築物定期調査委託料5万4,000円の増は、当初令和6年度を考えておりましたが、未満児室増築工事で建築確認を取り直したこともあり令和5年度にずれたもので、今回計上させていただきました。008委託料120万7,000円の減は、子ども子育て支援事業計画を業者委託せずに自力で作成したため全額不要となったものです。

節22償還金利子及び割引料、005国庫補助金返納金、001国庫補助金返納金2万円の増は、令和3年度及び4年度の保育士等処遇改善事業臨時交付金交付額決定に伴う返還金となっております。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次に、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

31ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、99万円を減額して1,542万5,000円といたしました。これは、報酬、超過勤務手当、講師謝礼、光熱水費、保険料が見込みより減になったものでございます。

続いて、47ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、37万円の減になります。これも超過勤務手当、講師謝礼が見込みより減になったものでございます。

続いて、目3教育指導費でございますが、106万円の減になっております。節19扶助費の減は、準要保護等児童就学援助費の減によりますが、これも見込みより減になったことによります。

続きまして、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、647万円を減額してあります。報酬、職員手当、需用費、役務費、使用料等が見込みより減になったものであります。

続いて、49ページのみ2教育振興費ですが、31万円を減額してございます。これも賃借料、補助金が見込みより減になったものであります。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、364万円を減額しました。これも小学校と同様に報酬、職員手当、需用費、役務費、使用料等が見込みより減になったものでございます。

目2教育振興費ですが、10万円の減になっております。自動車借上料の減によるものであります。

続いて、款9教育費、項4社会教育費、目3文化会館費ですが、59万円の減になっております。報償費、需用費が見込みより減になったものであります。

51ページをお願いします。

目3文化会館費でございますが、180万円を減額してあります。これも需用費、委託料が見込みより減になったものであります。

目4文化財保護費ですが、200万円の減額になっております。節12委託料の減は、埋蔵文化財試掘調査費として計上してありました費用が昨年度は必要がなく、実施しなかったことによります。

目5少年健全育成費ですが、81万円を減額してあります。これは、報酬、報償費が見込みより減になったことによります。

目6美術館費ですが、42万円を減額してあります。報酬、報償費、需用費が見込みより減になったことによります。

目7図書館費ですが、213万3,000円の減になっております。これは主には報酬の減と節12委託料の減で、委託料の減は図書館の空調設備改修のための調査設計委託料の減によります。

53ページをお願いします。

目9民俗資料館費は7万3,000円の減であります。

目10五島慶太未来創造館費は111万6,000円の減で、報酬、職員手当、共済費、旅費が見込みより減になったものであります。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが、254万円を減額いたしました。節1報酬としては体育館管理人の報酬とプール管理人の報酬、節10の需用費、節13の使用料が見込みより減になったものでございます。

教育費は以上でございます。

○議長（松澤正登君） 説明終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

10時40分開会をお願いいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

4項目め、令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,273万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,689万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税を401万9,000円減額し8,779万7,000円とするもので、節1 医療給付費分現年課税分312万6,000円の減、節2 介護納付金分現年課税分19万3,000円の減、節3 後期高齢者支援金分現年課税分70万円の減は、それぞれ見込みよりの減によるものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金を6,442万2,000円減額し3億894万7,000円とするもので、節1 保険給付費交付金（普通交付金）6,339万5,000円の減、節2 介護給付費交付金特別交付金102万7,000円の減は、保険者努力支援分562万2,000円の減、特別調整交付金分407万9,000円の増、県繰入分51万6,000円の増によるものでございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金を105万9,000円減額し、3,376万8,000円とするもので、節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）51万円の減、節5 出産育児一時金等繰入金31万8,000円の減、節6 財政安定化支援事業繰入金23万1,000円の減は、それぞれ見込みよりの減によるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金を160万円減額するもので、基金繰入金の見込みよりの減によるものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を836万7,000円追加し2,635万8,000円とするもので、前年度繰越金の見込みよりの増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費を19万7,000円追加し207万4,000円とするもので、節12 委託料19万7,000円の増は、国保連合会の委託料の見込みよりの増によるものでございます。

款2 保険給付費、項1 療養給付費、目1 一般被保険者療養給付費を5,322万5,000円減額

し3億2,175万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金5,322万5,000円の減は、診療報酬給付費の見込みよりの減によるものでございます。

目2一般被保険者療養費を40万4,000円減額し358万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金40万4,000円の減は、療養支給費の見込みよりの減によるものでございます。

目3審査支払手数料を11万4,000円減額し133万9,000円とするもので、節12委託料11万4,000円の減は、国保連合会のレセプト審査手数料の見込みよりの減によるものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費を944万8,000円減額し4,880万4,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金944万8,000円の減は、高額療養費の見込みよりの減によるものでございます。

目2一般被保険者高額介護合算療養費を20万4,000円減額し9万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金20万円の減は、高額介護合算療養費の見込みよりの減によるものでございます。

項4出産育児諸費、11、12ページをお願いいたします。目1出産育児一時金は予算の増減はございませんが、財源の振替でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分も財源の振替でございます。

款4保健事業費、項1保健衛生給付費を29万5,000円減額し125万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金29万5,000円の減は、人間ドック検診補助金の見込みよりの減によるものでございます。

項2特定健康診査等事業費、目1特定検査等事業費は財源の振替でございます。

項3ヘルスアップ事業費、目1生活習慣病予防対策費を80万5,000円減額し354万4,000円とするもので、節1報酬56万5,000円の減は会計年度任用職員の報酬の見込みよりの減、節10需用費24万円の減は光熱水費の見込みよりの減によるものでございます。

目2生活習慣病等重症化予防対策費を368万2,000円減額し197万9,000円とするもので、節12委託料368万2,000円の減は、データ作成委託料の見込みよりの減によるものでございます。

目3重複・頻回受診者等に対する対策費を113万5,000円減額し70万6,000円とするもので、節1報酬24万5,000円の減は会計年度任用職員の報酬、節8旅費1万円の減は会計年度任用職員の通勤手当、節12委託料88万円のそれぞれの減は、データ作成委託料の見込みよりの

減によるものでございます。

13、14ページをお願いいたします。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金加算金、目1 一般被保険者保険料還付金を240万4,000円追加し360万8,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料240万4,000円の増は、保険税還付金の見込みよりの増によるものでございます。

目2 一般被保険者保険料還付加算金を8万6,000円追加し11万4,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料8万6,000円の増は、保険税還付加算金の見込みよりの増によるものでございます。

目3 保険給付費等交付金償還金を387万4,000円追加し387万5,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料387万4,000円の増は、県交付金等の償還金の見込みよりの増によるものでございます。

目4 その他償還金を1万8,000円追加し1万9,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料1万8,000円の増は見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 5項目め、令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、お願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,725万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,291万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料を582万7,000円減額し、1億1,050万円とするもので、節1 現年度分特別徴収保険料280万円の減、節2 現年度分普通徴収保険料302万7,000円の減は、それぞれ見込みよりの減によるものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金を9万6,000円追加し8,585万5,000円とするもので、介護給付費負担金の見込みよりの増によるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金を174万1,000円減額し3,360万4,000円とするもので、調整交付金の見込みよりの減によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業を103万7,000円追加し390万8,000円とするもので、交付金の見込みよりの増によるものでございます。

目3 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援を2万9,000円追加し94万円とするもので、交付金の見込みよりの増によるものでございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金を840万5,000円追加し1億4,224万8,000円とするもので、交付金の見込みよりの増によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金を7万5,000円減額し380万円とするもので、交付金の見込みよりの減によるものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金を146万3,000円減額し7,388万6,000円とするもので、県負担金の見込みよりの減によるものでございます。

項3 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を3万4,000円減額し176万円とするもので、県補助金の見込みよりの減によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を1万4,000円追加し47万円とするもので、県補助金の見込みよりの増によるものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金を410万1,000円追加し6,606万6,000円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

9、10ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を3万4,000円減額し176万円とするもので、見込みよりの減によるものでございます。

目3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を1万4,000円追加し47万円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

目4 その他一般会計繰入金を131万2,000円減額し2,619万4,000円とするもので、見込みよりの減によるものでございます。

目5 低所得者保険料軽減繰入金を14万4,000円減額し579万7,000円とするもので、見込みよりの減によるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 介護支払準備基金繰入金を999万9,000円追加し1,000万円とするも

ので、見込みよりの増によるものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金を418万5,000円を追加し418万6,000円とするもので、前年度繰越金の見込みよりの増によるものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を39万4,000円減額し264万円とするもので、節12委託料39万4,000円の減は、介護報酬改定に伴うシステム改修費の見込みよりの減によるものでございます。

項2介護認定審査会費、目1認定審査会共同設置等負担金を91万8,000円減額し893万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金91万8,000円の減は、介護認定審査会の広域連合負担金の見込みよりの減によるものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費を1,438万6,000円追加し4億8,453万7,000円とするもので、目1居宅介護サービス給付費、見込みより135万2,000円増の1億8,094万7,000円とするもの、目3地域密着型介護サービス給付費、見込みより71万9,000円減の2,948万1,000円とするもの、目5施設介護サービス給付費、見込みより1,411万2,000円増の2億5,200万9,000円とするもの、13、14ページをお願いいたします。目7居宅介護福祉用具購入費、見込みより2万4,000円増の32万4,000円とするもの、目8居宅介護住宅改修費、見込みより9万5,000円増の51万5,000円とするもの、目9居宅介護サービス計画給付費、見込みより47万8,000円減の2,125万7,000円とするものでございます。

15、16ページをお願いいたします。

項2介護予防サービス等諸費を315万7,000円追加し1,627万7,000円とするもので、目1介護予防サービス給付費、見込みより281万9,000円増の1,314万7,000円とするもの、目5介護予防福祉用具購入費、見込みより3万8,000円増の17万8,000円とするもの、目7介護予防サービス計画給付費、見込みより30万円増の254万8,000円とするものでございます。

17、18ページをお願いいたします。

項3その他諸費、目1審査支払手数料を1万円追加し42万2,000円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費を14万2,000円追加し1,094万2,000円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費を470万円減額し

1,487万7,000円とするもので、見込みよりの減によるものでございます。

19、20ページをお願いいたします。

項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費を52万7,000円追加し184万2,000円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

款5 地域支援事業、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）を10万5,000円減額し1,566万6,000円とするもので、介護予防・生活支援サービス事業の予防訪問介護相当事業、予防通所介護相当事業が見込みよりの増、予防高額介護サービス費、予防高額医療合算介護サービス費、通所型サービスA、訪問型サービスAが見込みよりの減によるものでございます。

21、22ページをお願いいたします。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費を31万9,000円減額し113万7,000円とするもので、節12委託料31万9,000円の減は、介護予防ケアマネジメント事業の見込みよりの減によるものでございます。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業費を1万1,000円追加し76万円とするもので、節19扶助費1万1,000円の増は、成年後見人の報酬の見込みよりの増によるものでございます。

目4 任意事業費を5万円追加し788万6,000円とするもので、節19扶助費5万円の増は、寝たきり・認知症老人介護慰労金の見込みよりの増によるものでございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金を1万5,000円追加し1万6,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料1万5,000円の増は、保険料還付金の見込みよりの増によるものでございます。

目2 償還金を538万8,000円追加し538万9,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料538万8,000円の増は、過年度返還金の見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和5年度介護保険特別会計補正予算専決分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 6項目め、令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、御説明申し上げます。

令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,013万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料を200万円減額し3,442万7,000円とし、目2 普通徴収保険料を273万5,000円を追加し1,977万7,000円とするもので、ともに見込みによるものでございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金を40万5,000円減額し1,580万2,000円とするもので、見込みより減によるものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を12万8,000円追加し12万9,000円とするもので、見込みより増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金を45万8,000円追加し7,013万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金45万8,000円の増は、後期高齢者医療広域連合負担金の見込みよりの減によるものでございます。

以上、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長(松澤正登君) 以上、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長(松澤正登君) 続いて、日程第4、報告第2号 令和5年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、報告第2号について御説明申し上げます。

報告第2号 令和5年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、令和5年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和6年6月6日提出、青木村長、北村政夫。

1ページをお願いいたします。

事業報告書

(1) 土地造成事業についてはございませんでした。

(2) 理事会等に関する事項。

表のとおり5件ございました。

(3) 法人登記事項。

理事の就退任等に係る登記でございます。

2ページをお願いいたします。

収入支出決算報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。こちらにつきましては、後の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書

これは現金の収支を表す計算書になります。主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

令和5年4月1日から令和5年3月31日まで。

科目1、事業活動によるキャッシュフロー、(1) 土地造成事業収入28万円、白山霊園の売却による収入でございます。(2) その他事業収入1,032万6,416円、貸地料1,032万4,916円が主なものでございます。(3) その他事業支出マイナス963万8,709円、工場用地借地料が主なものでございます。(4) 人件支出マイナス2万8,400円、小計93万9,307円、(5) 利息の受取額16万8,660円、事業活動によるキャッシュフロー110万7,967円。

2、投資活動によるキャッシュフロー、(1) 投資有価証券の取得による支出マイナス2,938万3,438円、これは臨時理事会の承認を得まして、令和5年8月17日にJ A普通預金

から利付国債を購入したものでございます。

下段にいきまして、現金及び現金同等物の減少額マイナス2,827万5,471円、現金及び現金同等物の期首残高8,125万267円、現金及び現金同等物の期末残高5,297万4,796円となります。

4 ページをお願いいたします。

損益計算書になります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

科目1、事業収益、(1)土地造成事業収益28万円、白山霊園墓地1区画の売却によるものでございまして、この収益で全て完売となったものでございます。(2)あっせん等事業収益1,032万4,916円、事業収益計1,060万4,916円。

2、事業原価、(1)土地造成事業原価28万円、(2)あっせん等事業原価954万5,527円、地権者へお支払いする借地料となります。事業原価計982万5,527円、事業総利益77万9,389円。

3、販売費及び一般管理費、(1)人件費2万8,400円、幹事2名分の役員報酬となります。(2)その他経費9万3,182円、登記料2万1,682円、公租公課費7万1,000円が主なものでございます。販売及び一般管理費計12万1,582円、事業利益65万7,807円。

4、事業外収益、(1)受取利息3,660円、(2)有価証券利息16万5,000円、国債利息でございます。(3)雑収益1,500円、事業外収益計17万160円で、最下段の当期純利益は82万7,967円でございます。

5 ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

令和6年3月31日現在。

表の左側をお願いいたします。

科目1、流動資産、(1)現金及び預金7,214万630円、内訳につきましては、7ページの附属明細表を御参照願います。(2)完成土地等890万6,920円、白山霊園の墓地1区画が完売となりましたので、村松地籍の土地1筆を指しておりまして、詳細につきましては、7ページ下段の完成土地明細表のとおりでございます。

2、固定資産、I投資その他の資産、(1)投資有価証券4,795万9,502円、(2)長期性預金300万円、こちらにつきましては、8ページの明細表のとおりでございます。下段にまいりまして資産の部の合計1億3,200万7,052円。

表の右側をお願いいたします。

3、固定負債、（1）預り保証金3,774万1,898円、6社からで9ページの明細表のとおりでございます。

4、資本金、資本金合計300万円。

5、準備金、準備金合計9,126万5,154円、資本の部合計9,426万5,154円、負債、資本の部合計1億3,200万7,052円、資産、負債、資本の部の合計差引きゼロ円となります。

6ページ以降につきましては、財産目録附属明細表を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

以上、令和5年度青木村土地開発公社事業報告について御説明を申し上げます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第5、報告第3号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月6日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧いただければと存じます。

令和5年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

初めに、款2総務費、項1戸籍住民基本台帳費、事業名が読み仮名対応に係る戸籍システム改修で、金額が627万円で、全額を令和6年度に繰り越して実施するものでございます。財源は全て国庫支出金となっております。

続いて、款3民生費、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、事業名が低所得者支援及び定額減税給付金事業（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業）で、金額が9,434万9,000円、うち2,832万2,000円を令和6年度に繰り越して実施するもので、財源は国庫支出金が2,553万円、一般財源が279万2,000円となっております。

続いて、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が村道村松国道北2号線道路改良工事で、2,165万4,000円を全額翌年度に繰り越して実施するもので、財源は全て一般財源でございます。

続いて、款10災害復旧費、項2公共土木災害復旧費、事業名が村道青木の森1号線災害復旧工事で、金額が3,865万3,000円、うち2,695万3,000円を翌年度に繰り越して実施するもので、財源は国庫支出金が1,958万9,000円、地方債が670万円、一般財源が66万4,000円でございます。

繰越額の合計が8,319万9,000円、財源は既収入特定財源がゼロ円、国庫支出金が5,138万9,000円、地方債が670万円、その他がゼロ円、一般財源が2,511万円となっております。

以上、報告第3号について御説明申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第6、議案第1号 令和6年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括節をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いをいたします。

初めに、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第1号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）

令和6年度青木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,716万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,416万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月6日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的は、緊急防災・減災事業債で限度額を1,540万円から、補正後11億1,180万円とするもので、今回を計画しております新たな情報通信ネットワーク高機能化促進事業に充当して実施するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款1村税、項1村民税、目2法人分ですが、3,800万円を追加し7,218万3,000円とするもので、法人村民税が見込みより増となりました。

続いて、款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金は66万5,000円を減額し1,213万5,000円とするもので、節2児童福祉費負担金の保育料は、県の保育料減免事業の影響により減額となるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は12万1,000円を追加し477万円とするもので、節1社会福祉費補助金は、介護報酬等の改定によるシステム改修費用に対する補助金となります。

目3衛生費国庫補助金は2万5,000円を追加し887万5,000円とするもので、節1保健衛生費補助金は、今年度実施を予定しておりますペアレントトレーニング事業に対する補助金2分の1が採択となりました。

款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費件補助金は154万5,000円を追加し6,371万1,000円とするもので、節1農業費補助金の016、9万9,000円は水張りとしばの収量比較試験に対する補助、036元気づくり支援金144万6,000円はタチアカネそばによる村おこし事業が採択となりました。

続いて、款18繰入金、項1目1基金繰入金は6,910万4,000円を追加し3億9,479万5,000円とするもので、税収増により財政調整基金からの繰入れを減額し、情報通信関連事業基金からの繰入れを9,000万円とするものでございます。

続いて、款20諸収入、項4目1雑入ですが、1,263万円を追加し3,295万円とするもので、節3雑入の016、017とも宝くじの助成金になりますが、コミュニティ助成事業250万円と市町村振興協会地域活動助成金、消防団の備品等への助成になりますが、100万円が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。021コロナワクチン定期接種助成金は1,100人分を見込んで計上いたしました。

款21、項1村債、目3緊急防災・減災事業債は10億9,640万円を追加し11億1,180万円とするもので、地方債補正で御説明申し上げたとおり、情報通信ネットワーク事業に充当するものでございます。

続いて、次のページ、9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出については担当課ごとに御説明を申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は158万4,000円を追加し1億9,590万7,000円とするもので、節2委託料の電算処理委託料は、定額減税と児童手当制度の改正に伴う給与システムの改修費用を計上させていただきました。

目6企画費は113万6,000円を追加し、3,619万円とするもので、節1報酬から節13まで、地域おこし協力隊のインターンシップとして受け入れる隊員1名の3か月分の報酬、住宅の借上料等を計上いたしました。

目7諸費は270万円を追加し1,012万6,000円とするもので、節17備品購入費は宝くじの助成金を受けて、今年度7地区から要望がありました公民館等の備品の購入について予算化をさせていただきました。

目8情報通信サービス事業費は11億8,640万円を追加し12億2,264万円とするもので、節12委託料に、今回整備を予定しております新たな情報通信サービスの構築費用として、基本開発費に3,632万2,000円、U C V設備に3億3,685万8,000円余、I P告知端末関係に4億6,676万4,000円余、テレビを活用したあおきチャンネルに3,388万8,000円余、データ放送関係で7,181万円余、スマホアプリ関係に2,802万8,000円、議場中継放送関係で3,758万1,000円余、音声告知端末関係に4,448万円余、ライブカメラ関係に268万2,000円余、避難所のW i - F i 整備関係に692万2,000円余、ほか情報通信ネットワークの高機能化に関わる経費を一括で計上させていただきました。

節18負担金補助及び交付金36万円は、導入先進地への視察に係る負担金をお願いするものでございます。

続いて、13ページ、14ページにまいりまして、款8項1消防費、目2非常備消防費ですが、128万8,000円を追加し2,819万7,000円とするもので、節10需用費118万8,000円は、要望しておりました市町村振興協会の助成金が採択となりましたことから、消防団の装備品の購入に充当するもので、雨合羽60着を購入する費用を計上いたしました。

15ページ以降につきましては給与費明細書をおつけしてございますが、今回の補正の内容を反映させたものですので、説明のほうは省略させていただきます。

以上、議案第1号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明を申し上げます。
9ページ、10ページお願いいたします。

款2 総務費、項4 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費を7万7,000円追加し、3,434万8,000円とするもので、節12委託料7万7,000円の増は、住基基本台帳ネットワーク保守委託料の増によるものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費を24万4,000円追加し2億7,023万2,000円とするもので、節27繰出金24万4,000円の増は、システム改修に伴う介護保険特別会計への繰出金の増でございます。

11、12ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は予算の増減はございませんが、財源の振替でございます。

目2 予防費を1,387万7,000円追加し2,586万7,000円とするもので、節10需用費693万6,000円の増は、コロナウイルスワクチン接種に使用する医療機関用ワクチン代の増、節12委託料694万1,000円の増は、コロナウイルスワクチン接種の委託料の増によるものでございます。これは、今年度、令和6年度秋以降開始予定のコロナウイルスワクチン接種の費用のうち65歳以上及び60歳から64歳の基礎疾患を有する、いわゆる定期接種の対象者に対する接種費用の一部を助成するものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和6年度一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続いて、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費629万8,000円を追加し5,567万9,000円とするもので、このうち節7報償費から節15原材料費までは、県の地域発元気づくり支援金を活用し、タチアカネソバを活用した地域おこし事業と、いわゆる5年水張りによるタチアカネソバの収量比較を行う事業内容でございまして、節7報償費6万6,000円はそばの花・実まつり、新そば祭り開催時のそば打ち名人に対する講師謝礼と5年水張り作業への謝礼、

節8旅費1万8,000円はそば打ち名人のイベント開催時の村内宿泊代、節10需用費2万2,000円はイベント開催時の中力粉と打ち粉代、5年水張り試験用のそば粉と肥料代、節12委託料10万3,000円は、009低温貯蔵した場合としなかった場合のそば粉風味評価測定委託料として2万4,000円、010イベント開催時のそば石臼びき作業委託料として2万円、0135年水張りの耕起・播種作業委託料として5万9,000円、節14工事請負費194万円は、道の駅あおきの西側倉庫内を改修した場所にそばを低温貯蔵するための保冷库設置工事費一式、節15原材料費4万円はイベント開催時に使用するそば粉代、節18負担金補助及び交付金410万9,000円は010獣害予防施設設置事業補助金として防護柵760メートル分の2分の1補助で上限の100万円、014水田営農推進機械施設等導入事業補助金としまして、トラクターとロータリー播種機購入の30%補助として310万9,000円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費75万円を追加し4,122万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金75万円は、沓掛区の湯原地籍の急傾斜地崩落対策事業の県負担金として事業費1,500万円の5%分を計上いたしました。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 引き続き商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費61万6,000円を追加し1,804万5,000円とするものでございます。

節10需用費、001消耗品2万8,000円の増は、村内の山城の存在に着眼し誘客につなげるための御城印の発行について、印刷用プリンターインク代の購入費用です。

節14工事請負費、001観光施設整備工事33万円の増は、沓掛温泉共同浴場駐車場へのLED照明2基の新設工事費用として見込みました。

節18負担金補助及び交付金、007沓掛温泉共同浴場改修補助金25万8,000円は、沓掛温泉1号源泉ポンプの交換と小倉乃湯券売機購入費用について、指定管理者である沓掛区からの要望により事業費の3割分、25万8,000円を計上しております。

以上、商工観光移住課関係の補正予算について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係について、お願いします。

13ページをお開きください。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費ですが、208万円を増額して7,163万7,000円といたしました。これは節14工事請負費の増で、中学校の家庭科室の屋根付近で雨漏りがあったため、屋根の修繕費用であります。

教育費は以上でございます。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

まず、9ページから10ページをお願いいたします。

まず、減免事業補助金による保育料減額により財源内訳が変わっています。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費11万円を追加して1億8,042万6,000円とするものです。

節12委託料、001委託料、002電算委託料の11万円の増については、財源内訳の内容にも関わるものとなりますが、4月より低所得者減免事業補助金が新規で追加となり、長野県保育料減免事業実施に伴う更新システム改修を行うものとなります。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第7、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,140万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月6日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金を122万円追加し4億1,428万8,000円とするもので、節2 保険給付費交付金（特別交付金）122万円の増は、特別調整交付金分の増でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費を122万円追加し472万円とするもので、節12 委託料122万円の増は、電算システム改修費の増によるものでございます。

以上、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第8、議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,083万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月6日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金を 24 万 4,000 円追加し 2,910 万 1,000 円とするもので、節 1 事務費等繰入金 24 万 4,000 円の増は一般会計からの繰入金でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費を 24 万 4,000 円追加し 383 万 9,000 円とするもので、節 12 委託料 24 万 4,000 円の増はシステム改修委託料の増によるものでございます。

以上、令和 6 年度介護保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎請願第 1 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第 9、請願第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを議題とし、紹介議員の説明を求めます。

塩澤敏樹議員。

○2 番（塩澤敏樹君） 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

2024 年 5 月 21 日、青木村議会議長、松澤正登様。

請願者、小県郡青木村大字村松 1840 番地青木中学校内、青木村単組教職員組合、代表者、柳沢武夫。

紹介議員、坂井弘、塩澤敏樹。

請願事項。

2025 年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の 3 点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) さらなる少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

請願理由。

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めてさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことは極めて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上をふまえ、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

今、教育現場では20人学級を展望した少人数学級の推進が進められています。

先ほど述べたように、様々な教育課題を抱えた子供たちが増える中、一人一人に行き届いた教育を確保するため、全国多くの自治体が独自に少人数学級を実施して、今年度も着実に前進しています。青木村もひとつであります。

しかし、国の責任による施策ではないため、自治体格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく国が責任を持って少人数学級の実現と、そのための教員定数改善を行うことが極めて重要です。

コロナ禍のときに、少ない20人程度で行った学級が全国でたくさんありました。それによ

ってとても教育が充実し、一人一人に引き届いた教育ができたという実績があります。

今、教育現場では、学びの保障や心のケア、GIGAスクール構想への対応や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しています。実りある教育を実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

自分が教員をやっていた頃と今とは、また全然状況も変わってきて、社会の求めるもの、保護者が求めるものが大変多くなってきていると感じています。それを教員が受け止め、それぞれに対応していくのは大変困難な状況になってきているようには見受けられます。また多様化する社会の中で、学校でもいろんな委員会や、いろんな研究機関等が設けられて、先生たちがそれぞれに対応しなければいけないという大変忙しい状況になっています。

青木村の学校と、また自分もそうですが、都市部でやってきた学校ではまた状況も違って、子供たちの実態も全然違うので、青木村の少人数のところと都市部の人数の多いところでやるのは、それぞれの先生の負担が大変違うというのを感じてきています。

こうした現状を打開し、豊かな学びや働きやすい環境、職場環境を実現するためには、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の見直しが不可欠です。このような要求を毎年のように行っています。これは毎年行うことで、少しでも国が動いてほしいという思いであります。と同時に、国も少しずつ動いて定数が変わってきていますので、そこを理解していただきたいと思います。

以上の趣旨に沿って、国に対する請願書を採択していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第10、請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についてを議題として、紹介議員の説明を求めます。

塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。

2024年5月21日、青木村議会議長、松澤正登様。

請願人、小県郡青木村大字村松1840番地青木中学校内、青木村単組教職員組合、代表者名、柳沢武夫。

紹介議員、坂井弘、塩澤敏樹。

請願事項。

2025年度長野県の予算編成について、以下の内容の意見書を長野県知事・長野県議会議長あてに提出していただきたい。

1 教育の機会均等と山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）が一層拡大している実情を十分に把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

請願理由。

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教務等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または援助等、教員及び教員の定数の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の市立1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本件へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願者倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出が既に起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全国的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われな

ければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しました。長野県教職員組合は県教育委員会に対し、一貫して以前の支給率に戻すよう訴えてきました。

私たちは、教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが近々の課題であると考えます。

書いてありますとおり、長野県は平成18年から、1級地のへき地手当支給率を文部科学省令で定める基準の8分の1の1%にしました。大幅に減額したのですが、地域手当の一律分を加えると、基準の3分の1程度まで今回復していますが、へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では文部科学省令で定める率に準拠して支給されています。

へき地教育振興法制定から、もう70年ちよいになります。生活環境だとか、先ほどありました交通事情は改善され、また情報通信網も各団に進歩を遂げています。でも、その一方、人口の都市部集中、へき地での各種サービス機能の低下、また学校の統廃合など、都市部とへき地との格差は拡大している状況であります。その相対的へき地性は一層拡大しています。

先ほどありましたように、今、教員のなり手不足であります。そこにおいても、長野県では手当が少ないというのは、また問題の1つでありますので、そこも考慮していただければ、大切な人材確保につながっていくのだとも考えます。

へき地教育振興法の趣旨に鑑み、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、以上の趣旨において請願書を採択していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とし、片田事務局長より説明を願ひます。

なお、陳情書第1号の別紙意見書案の配布漏れがありましたので、事務局より配付をいた

します。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） 片田議会事務局長。

○事務局長（片田幸男君） 陳情第1号につきましては、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

青木村議会議長、松澤正登様。

上小地区労働組合連合議長、土屋稔。

上田市上田原1142-7。

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。
陳情の趣旨。

昨年から続いている物価の高騰が、国民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況が冷え込んだ指標のもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮して決められています。このように地域別制度は最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済

を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4か国のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持し得るように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

16年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、長野県労連が2020年に実施した最低生計費資産調査によれば、この長野市で健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は1,699円でした。全国での調査結果からも地域による大きな格差は認められず、ほぼ1,500円以上となっています。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と団体的な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

陳情事項。

1. 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書を内閣総理大臣・厚生労働大臣宛に提出してください。

以上、陳情第1号について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会したいと思います。

この後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは議員控室へ御移動をお願いいたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時 03分

令和 6 年 6 月 1 1 日（火曜日）

（第 2 号）

令和6年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年6月11日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本 淳英 君	2番	塩澤 敏樹 君
3番	平林 幸一 君	4番	宮入 隆通 君
5番	坂井 弘 君	6番	松澤 正登 君
7番	金井 とも子 君	8番	宮下 壽章 君
9番	沓掛 計三 君	10番	居鶴 貞美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
参事兼 総務企画課長	片田 幸男 君	商工観光移住 課 長	小林 利行 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安秀 君
建設農林課長 兼建設係長	稲垣 和美 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	小林 宏記 君
保 育 園 長	成沢 亮子 君	住 宅 福 祉 課 兼 課長補佐兼 地域包括支 援センター 商工観光 移住課長 補佐兼 推進室 防 災 危 機 監	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君		小林 義昌 君

總務企画課
課長補佐兼
事業推進室長

塩澤和宏君

總務企画課
企画財政係長

金井大介君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

住民福祉課
課長補佐兼
福祉係長

早乙女敦君

商工観光課
移住觀光移
商工觀光係長

宮澤俊博君

住民福祉課
住民係長

津田直樹君

總務企画課
課長補佐兼
總務係長

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆さんの傍聴もいただくことになっております。

本日は令和6年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後解散といたします。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（松澤正登君） 8番、宮下壽章議員の登壇をお願いします。

宮下議員。

〔8番 宮下壽章君 登壇〕

○8番（宮下壽章君） おはようございます。8番、宮下壽章でございます。

通告いたしましたように、一問一答で1問のみ質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

消滅可能性自治体についてという質問をさせていただくわけですが、近頃の報道等においても人口減について、消滅可能性自治体について取り上げられておりました。また、初日の村長の御挨拶の中でも、消滅可能性自治体について申し上げられておりました。軽井沢が1番で、青木村は20番目ということだそうです。上田地域内では一番高く、前回調査と比較して改善されておりますと、引き続き地域特性を生かした青木村らしい人口減少対策を講じてまいりますという御挨拶がございました。

全国から見ますと、北海道、東北、四国といったところが顕著かと思われませんが、我が長野県では北信、南信の自治体にそういった傾向が多く見られるかと思えます。4月25日の信濃毎日新聞さんにも報道されておりましたが、19市中の大町市と飯山市が2市、町村では58町村中、24町村が該当するとのことでございます。我が青木村はこれには含まれておりませんでした、決して人ごとではなく、深刻なことであると思われま。

村の人口も増加することなく、減少をし続けている状況でございますが、2012年、平成23年でございますが、村の人口は約4,750人ということございました。その頃から、今現在見ますと、現在4,000人を間もなく割るのかなと思われましますので、約2割ほど減少しているということになるかと思えます。2017年、平成29年、これは7年前になりますけれども、4,400人余りの人口でした。それから見ますと、1割の減少となっておるところでございます。

都市部への一極集中で地方の人口減は今後ますます進むものと思われましますが、農業、商工業、教育、医療など多方面について最善の努力をし、傾斜角度を少しでも緩やかにしていく必要があろうかと思えます。2025年問題として、戦後の団塊の世代が後期高齢者となり、少子高齢化に大きな課題となります。私もこの8月で後期高齢者の仲間入りとなるわけでございますが、若い皆さんにとってはお荷物の1人になるのかなというふうに思っております。ちなみに、当時を振り返って思うことでございますが、私の小学校在学中、6学年でございましたけれども、今は小学校全体で200名を割るんじゃないかなという数字かと思えます。私の在学中のときは900名というほどの大勢の子供がおりました。中学校の頃は3学年で500名ほどおったという記憶がございます。こういった高齢者を抱える今の若い世代の皆さんに

は大きな負担を感じざるを得ませんが、高齢者は限られた年金生活の中で、現在の物価高でもあり、楽な生活とは決して思えない状況でございます。

昨今でも、女性1人当たりの出生者数が昨年は72万人であったと。前年を下回り、年々年を追うごとに更新しているような状況であります。全国の平均は1.2人だそうでございますが、東京は1を割っている状態、0.99というような発表もございました。人口減少は役職等の人材不足も発生してくるかとも思います。村を存続、保持するに当たり、消滅可能性自治体について、各方面より御質問させていただきます。

まず最初に、農業関係についてお聞きいたします。

2問お聞きしますが、そのうちの第1問目ですが、農村である青木村にとって、農業は基幹産業の1つでもあります。近年、田んぼの耕作については所有者が耕作せず、機械作業受託組合や担い手の皆さんに委託しているのが多く見られる状況でございます。また、山間地の畑については、過去には養蚕のための桑園だったところは放置され、山林化しております。なぜこういう状態が起きるのかと考えますが、大きな課題として、農業政策で米価の据え置きや、果樹や野菜も同様であり、生活を支える収入を維持することが容易ではない、また、近頃は獣害被害も問題かと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず、農業を主たる収入として生計を立てておられる方でございますけれども、確定申告の状況を見ますと、農業収入が100万円以上の方につきましては、10年前の平成25年の時点では47名いたのに対しまして、昨年の令和5年では26人ということで、21人の減、率にして44.7%の減という状況でございました。また、農業経営体数につきましても、農林業センサスの数値では、平成22年度は234経営体おりましたが、令和2年度は135経営体と、99経営体の減、率にして42.3%という状況でございまして、減少してきているというふうに認識をしております。

米価、米の値段につきましては、これまで上昇と減少を繰り返しながら、おおむね横ばい状態でございますが、需要量がこれまで右肩下がりで減少してきている状況の中で、米農家の収入も減少してきているというふうに思われます。また、JAによりますと、大豆と麦も販売価格は下落傾向というふうにお聞きをしております。野菜に関しましては、全般的には令和5年度の価格は上がってきておりますが、これは資材費、燃料の物価高騰の影響が関係しているというふうにご考えられております。ただ、そんな中、米の需要に関しましては、議

員さんも御存じのとおり、最近の相次ぐ物価高騰の状況を踏まえまして、消費者が割と安定した価格の米食にシフトし、需要が戻ってきている傾向にあるというような情報も入っておりますので、引き続き動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

また、獣害被害に関しましても、御指摘のとおり大変大きな問題であるというふうに認識をしております。これまでの捕獲頭数の推移を見ますと、10年前の平成25年度では鹿が148頭、イノシシ17頭、そのほかを含めた総捕獲頭数が222頭、また、鳥類については250羽であったのに対しまして、昨年の令和5年度では鹿が290頭、イノシシ24頭、その他を含めました総捕獲頭数は458頭、208羽ということで、鹿は142頭の増、イノシシは7頭の増、総捕獲頭数で236頭の増、鳥類は50羽の減、トータル、率にしまして40%の増という状況でございますので、それらから見ますと、山林に生息している獣の頭数も同様に増加しているものと推測をされます。

村でも、御案内のとおり獣害防止柵、あるいは電気柵の設置補助、また、猟友会にお願いして駆除活動を行っていただいておりますが、なかなか被害が減少に転じないのが実態でございます。住民の皆さんも山林や農地の適正な維持管理、あるいは果樹や野菜の取り残しをなくすなど、里に近づきにくくするような環境整備にも御協力をお願いできればというふうに考えております。

また、侵入防止柵に関しましては、令和3年度以降、地区要望による設置がなかなか進まない中、村全体では約9割以上設置は済んでおりますが、国・県道などは道路を封鎖できないというような事情もございます。上田市側では、お聞きすると、浦野地区において、当郷地区と防護柵をつなげ、東へ延長し設置を進めているというふうに伺っておりますが、まだ全線で完了してない状況であることから、どうしても村内への侵入を完全に防ぐのは難しいというのが実情でございます。引き続き未設地区への働きかけ、また、猟友会での駆除活動、個人での電気柵の要望設置等の補助を継続し、被害減少に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 私も30年余り、キンタケ栽培ということで家計を養ってきたわけでございますけれども、やはり昨今見ますとキンタケ栽培の生産者も少なくなり、当時は26軒が最高あったかと思っておりますけれども、今は本当に少ない状態であります。あと、野菜、蔬菜ですね、野菜の栽培をされる方、果樹を栽培される方も、やめられる方はリンゴの木を切って

いるような状態で、本当に生計を立てていくということは、農業では非常に難しい時期来ているのかなと思いますので、何とか価格維持をしていただきながら、生計を立てるような状況に持ってってもらえればありがたいなと思っております。

じゃ、2問目に移りますけれども、農業には多くの作目があり、それぞれ技術が必要であります。かつては農協に花卉、養蚕、畜産、野菜などの指導員がおりまして、農家に指導されておりましたけれども、現在は農協の事業縮小により、ままならない状態になっております。また、生産資材も村内から店舗がなくなり、肥料や農業資材の入手も困難な状況となっております。農業機械の燃料のガソリンスタンドも半日のみの営業で、今後の継続についても不安視されております。村内の食料品販売店舗も農協のみとなっており、免許証を持たない皆さんにとっては、なくてはならないところであります。農協の運営に関わることはありませんが、分かる範囲で御答弁いただきたいと思っております。また、村内に定住し農業に従事できるような方を募集し、あっせんし、特産物の生産につなげることはできないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

J A信州うえだの村内における現状につきましては宮下議員も御存じのとおりでございます。こうした現状を受けて、去る5月2日でございますが、北村村長をはじめ各団体等の代表者の皆さんと一緒にJ Aの本所を訪問いたしまして、眞島組合長をはじめとしたJ A幹部職員の皆さんに対しまして、これ以上村内でのJ A事業活動を縮小されないよう要望活動をしてきていただいたところでございます。J A側からは、総代会での決定に基づき各種事業展開を進めているということなんですけれども、村内に関して、ガソリンスタンドについては現在の午前中だけの時短営業を当面続けると、また、農機センターについては1名から元の2名体制に戻したい、Aコープ青木については、委託事業ではございますが、J Aとしても維持、継続していただくよう希望し、存続に向けた努力をしていくというようなお話をいただいたところでございます。

こうした中、農機センターについては今現在2名体制で業務に当たっていただいております。また、Aコープの青木店に関しましても、先頃J Aの幹部職員の方から、当面は、今年12月末までは現在の体制で営業をするというお話をいただいたところでございます。Aコープにつきましては、御存じのとおり店舗としての機能はもとより、高齢者が集い、語らう場所でもあったり、また、お子さんが家庭へお迎えをする連絡をする際に情報電話を使用し、待合所として利用するなど、大切な役割を担っていただいておりますので、村としましても

利用促進に向けた支援を検討してまいります。早速、先頃 J A 青木支所長、また、理事の皆さんと一緒に保育園、小学校、中学校、ラポートあおきを訪問いたしまして、食材等の納入を御検討いただくようお願いをしまいたところでございます。

御案内のとおり、村民の多くは J A の組合員でもございますので、これ以上のサービス低下のなきよう、J A には組合員の期待に応えていただきたいと思っておりますし、また、そのために、村としてもできる支援をしてまいります。

また、村内に定住し、農業に従事できるような隊につきましても、村としましても、農業の維持、発展のため、後継者の確保は大変重要なものであるというふうに認識をしております。これまでも上田市、長和町、J A と連携した N P A プロジェクトへの就農相談会の取組、また、農業で生計を立てることを前提とした地域おこし協力隊の募集を行っております。実績では、令和 5 年度には J A ファームで研修を受けた 1 名の若い農家が野菜栽培として就農されておりますし、この令和 6 年度からは里親就農を終えた親子 2 名が花、花卉栽培で就農をされております。また、今現在、地域おこし協力隊としまして御夫婦 2 名が J A ファームの指導を受けながら、令和 5 年度から 3 年間の研修に取り組まれておまして、令和 8 年度からの本格始動を目指して活動をいただいております。

こうした皆さんが村内に居住をしながら、農業振興を通じた地域づくりをする、牽引していただく人材になっていただけるよう、関係機関と連携しながら継続して支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） J A ファームで研修されたりしながら取り組んでおられると言うことは本当にありがたいことだなと思っております。私も、下奈良本区の原地籍なんですが、今のほうはめぶきさんによってソバ栽培が行われております。半分から下のほうの部分ですけども、あそこも本当に土壌等については非常にいい場所だなと思っているんですが、ただ、水利というものが問題なんですね。野菜をつくって水をくれるとか、そういった場合にはその水利がないので、あれが水利が何とかなれば、ああいう場所で野菜栽培、あそこは本当に土が 2 メートル掘っても、3 メートル掘っても石が出ないようなところで、非常に適している場所なんですけれども、ああいうところを有効活用していただけるようなふうに、村もお力を貸していただければいいかなと思っておりますが、よろしく申し上げます。

次に、教育関係についてお伺いいたします。

少子化が進み、小学校、中学校の生徒も1学年20から30名と減少しております。本年度より上田市の西内小学校が廃校になりました。丸子へ統合となっているということでございます。児童数が減少することについては、運営費用上もそれなりの負担がかかるかと思えます。村では、各学年2クラスへと願いつつも、先は不透明かと思われます。生徒数の減少により県費の先生も限られ、村費での雇用も増加することとなります。給食も自校で行っているため、職員もそれなりに確保が必要かと思われます。青木村では保小中一貫教育を行ってきたことではございますが、将来は小学校、中学校を一貫校として統合することも考えられると思えますが、そこら辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校教育の最も重要な要件の1つに、集団での活動を通して友達との関わり合いの中から生きる力を育てることがあると考えています。青木村のここ10年の小・中学校の児童生徒数の推移では、令和4年度までは300人を超えていたものが、昨年、今年と300名を切るようになりました。また、昨年から小・中学校全ての学年が単級の学年になってきています。一方で、青木保育園の幼児数では、ここ10年は20名から30名前後で推移しておりまして、一気に生徒数が減少するわけではないと考えています。

長野県では、1学級の人数では8名を基準としておりまして、1学年が9名以上だと複式の学級にはなりません。そこまで青木小・中学校の生徒数が激減するとは、しばらくはないと考えています。今後、複式学級への懸念ですとか学校統合の必要性が出てきた場合は、村を挙げた議論が必要になると考えています。学校の在り方は学校だけの問題ではなく、村の文化の中心として、また、地域の人よりどころとしての役割があることから、慎重な議論が必要と認識しております。

一方で、統合する学校や小中一貫校にするような場合は、新しい学校を創造する視点から、魅力ある学校設立に向けて特色を出すこととなります。青木村は現在でも保小中一貫教育、社会力育成事業、インクルーシブ教育を実施しておりまして、魅力ある教育として県下に発信をしているところであります。ただし、村の子は村で育てるを合言葉に多くの方が関わっていただいて、子育てに取り組んでいただいているところなんですけど、コロナ禍と高齢化が重なり、中止となる活動が出ています。小学校の農村体験は今、実施できておりません。1週間の通学合宿は今年は再開できましたので、今後、地域の方との関わりもより活発に行われるように力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 本当にやはり生徒数が少なくなってくるについて、いろいろな負担が生じてくるのかなというふうに思われますので、また今後ともいろいろ御議論よろしくお願ひいたします。

続いてよろしいですか。

次、3問目の質問に入らせていただきますが、人口減少対策として思うことですが、村内には男女ともに未婚の独身者が多く見られるわけがございます。また、私たちが育った頃には3人、4人のきょうだいがありました。昨今では一人っ子家庭が多くなっているように思われます。この要因として、核家族化により、子供を産んだけれども、育児で見られる人が家庭内にいないと、また、育児費用や教育に係る費用が多く、家計費用上、無理、そういう声も聞いております。結婚相談所の皆さんも頑張っていておられますけれども、住民福祉課での育児関係や保育園での取組は理解しているところがございますが、なお一層婚姻と出生に向け努力いただきたいと思ひます。今後どのような取組が考えられるか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今まで村といたしましては、第1子のお子さんが生まれた場合に10万円から、第5子までの35万円という非常に手厚い出産祝い金をはじめ、18歳までの福祉医療費の自己負担の無償化、さらには保育料の減免制度、また、現在は不妊治療は保険適用となっておりますけれども、村では保険適用とならない治療に対しましても助成を行う等、妊娠、出産、育児等に対する支援を実施してまいりました。

現在、青木村の25歳及び30歳の人数は、村内出身者が約7割、村外からの転入者が約3割となるとともに、ここ数年の青木小学校入学者の転入者の占める割合は約4割となっております。今までの村の施策がある程度の効果を挙げているものと認識しております。一方、青木中学校卒業後、村内に残っている方の割合は約4割と低い割合となっております。今後は転入者の方を増やすとともに、村出身の若い方に残ってもらうことが重要になってくると思ひます。

また、少子化の要因といたしましては、結婚への意欲、出会いの機会の減少、経済的な不安、仕事と子育ての両立の困難、育児負担の重さ等があると言われております。令和5年12月22日に決定されましたこども未来戦略の加速化プラン及びその実施に必要なために、先週6月5日、児童手当等の拡充をはじめとした少子化対策の強化策等を盛り込んだ子ども・子

育て支援法等の改正法が成立いたしました。今後、児童手当の対象年齢の引上げ、所得制限の撤廃等が実施されるとともに、ひとり親世帯の児童付与手当の加算金額の引上げ、多子世帯の大学授業料の無料化、出産費用の保険適用等の少子化対策の実施が検討されております。村といたしましても、村独自の施策と併せまして、このような国・県と連携した施策を実施してまいります。

また、結婚支援につきましては、新生活を始めるに当たっての新居の住居費、引っ越し費用を30万円、または60万円支給する結婚新生活支援事業を今年度より始めました。助成金制度と併せまして、村の社会福祉協議会及び上田地域定住自立圏等と連携した出会いの場等の結婚支援も併せて行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 先日、ちょっと報道を見ておりましたら、県単位での婚活をしている県が幾つかあるということでございます。長野県ではそれがなされていないと。各自治体ごとに、あるいはその地域の自治体同士がやっているというような現状でございますが、やはり若い皆さんに結婚していただいて、出生数を増やしていただくということも大事なかなというように思いますが、県での取組も今後進めていただいて、人口増につなげていていただければありがたいなと思っております。

続いての質問よろしいですか。

青木峠新トンネル事業促進、竹内製作所青木工場誘致など、多くの取組を推進しております北村村長には敬服いたしておるところでございます。宮原毅村長のとき、自立した村を目指すということで各地区での懇談会が行われました。そんな中で、全て行政に任せるだけでなく、村民の1人として自分も行動を取るべきかなというふうに思いました。当時、アイリス園も撤退したこともあり、村を訪れる人が減少いたしました。村に村外から人が訪れることにより、村内への収益につながればと、また、子供たちは体験や経験から将来を見据えていきますので、青木村の自然や田畑、人を題材に、お金のかからない観光を実施してまいりました。日帰り体験、また、ホームステイ合わせて年間2,000人ほど来ていただきましたが、来村した子供たちは青木村を忘れないものと信じております。

残念ながら、コロナウイルスの影響もあり、信州ええっこ村も解散となってしまいました。青木村は将来に向け、存続していかなければなりません。村づくり、地域づくりをなお一層推進してほしいと願っております。北村村長は、消滅可能性自治体について、青木村の存続

と繁栄に向けて、首長としてどのように思われているかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、青木峠のトンネルの促進でありますとか、竹内製作所の工場の誘致の推進は、これは議会や村民や役場職員の皆さんの御尽力のおかげでございます。そして、宮下議員には村の活性化のため、今御質問の中にもありましたように多くの村民の人をまとめていただきまして、ええっこの村の村長、おさというんだそうですけれども、長年御活躍をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思っております。

道の駅あおきの建設の際に、国土交通省や農水省に補助金の申請に行った際に、外国人がこんなに本当に来ているんですかというようなことを言われました。本当にこれはええっこの村のおかげでございます。ぜひこれを復活していただきたいなど、こういうふうに思うんです。このたび、御案内のとおり農村の基本法が改正されましたが、この中で農村での滞在機会を提供する事業活動、いわゆる農泊というものがしっかり位置づけられているところでございます。

さて、村の存続あるいは繁栄のために、村政に、いつも言うように近道はございません。特効薬もございません。足元をしっかりと見詰めて、アンテナを高くいたしまして、世の中、あるいは村民の皆さんの情報を敏感に受け、慎重に、柔軟に、大胆に行政をつかさどる、それが私の基本的なスタンスでございます。11年余り村長をさせていただきまして、常に頭の中にあるのは財政運営でございます。議会をはじめ村民の皆さんの御要望にお応えするためには、歳入が増えなければ、十分なお応えはできません。そういった意味で、企業誘致は絶対必要であるということが、今回の竹内製作所の誘致で立証されたかというふうに思っております。少子化、高齢化、今御質問のありました幾つかの点について、本当にそのブレーキをかける、そして、時代の潮流でもあるSDGs、ゼロカーボン、DX、こういったことでしっかり対応していきたいというふうに思っております。

青木村らしい地域の資源を生かしまして多くの人を呼び込む、つながり、そして、豊かな自然、そういったものが、青木村が育んでいく産業であるというふうに思っております。村民の皆さんには笑顔で豊かな暮らしを実感できる村づくりを進めて、今後もいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 先ほど教育長のほうからも、農村体験が行われていないんだという、

非常に耳が痛いような。本当にやっぱり子供たちは小さいときから、ゼロから育ってきているので、やはり体験ということが非常に大切だなと思っております。そんな中で、先ほど来、農業に関する質疑も行いましたが、以前に県外から来られた学生なんですが、農業に関心を持ったということで青木村へ来て、農業というのに関心持って、村長の母校の東京農大へ進学したという話を引率された方から聞いております。そういったふうに、農業に関しての目を向けてくれる子供たちだとか、土に触れて楽しむとか、いろんなそういった体験が繋がっていけばいいなと思っております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 宮下議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（松澤正登君） 続いて、10番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） 議席番号10番、居鶴です。

通告に従いまして村長、担当課長より一問一答、これ、1項目めです、及び一括方式にて答弁をお願いをいたします。

1項目めです。これは一問一答でお願いをいたします。少子化・人口減少対策についてでございます。

この関係につきましては、岸田総理が昨年の1月に異次元の少子化対策を打ち出しまして、この5日に子育て支援法が成立いたしました。また、同日に、合計特殊出生率が1.20と過去最低と報じられました。少子化対策につきましては、6日の村長の御挨拶の中でも取り上げられております。青木村におきましても、この関係については対策をしっかりと取り組んでおいでになるということは皆さん御承知のとおりでございます。最近では、令和5年3月の定例会での一般質問で、当時の松澤議員が人口減少と少子化対策について、その前の年なんですが、令和4年6月に松本議員が少子化対策についてと質問をして、それぞれ答弁をいただいております。本日も宮下議員が関連の質問をされたところでもございます。

現在脚光を浴びている泉房穂元明石市長が、少子化対策をしたら、人も街も幸せになった

と、このように言われ、大変な評価をいただいているところでございます。各自治体がこの泉元市長を参考にして取組をいろいろ開始されていると、こういう状況でございます。この点を踏まえまして質問をしてみたいです。

まずは1点目です。少子化・人口減少に対する現在の戦略方針についてお聞きをいたします。この関係は、村も第6次青木村振興計画、日本一住みたい田舎の総合戦略、青木村人口ビジョン等で取組をされているところでございます。この点を踏まえまして、現在の状況についてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、村の行政は多くの計画に基づいて、いわゆる計画行政で推進をしているところでございます。お話にありました第6次青木村振興計画は、そのうちでも最上位に当たるものでございます。この計画の中では、10年間の村づくりのコンセプト、6つの分野の将来像と総合戦略の中で6つの重点プロジェクトを位置づけておりまして、今御質問にありました少子化・人口減少の戦略もこの中で最も重要なプロジェクトであると位置づけているところでございます。

その結果、合計特殊出生率は5年平均で、お話にありましたように1.84となっております。ちょっとデータ古いんですけども、数年前に長野県の平均は1.43、全国平均では1.26ということですので、それぞれを大きく青木村では上回っているところでございます。また、村内の若者の数につきまして、中学校の卒業年次と比べまして、現在25歳、30歳、それを数えました。その平均、41名卒業しておりますけれども、残っているのは26名と、63.4%の方が長く村内に住んでいただいております。

引き続きまして少子化・減少対策は村の存亡に直結する大きな課題であるという認識の下に、最重要事業として多くの関係する施策を積み上げて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁をいただきました。

この中で、ただいまもありましたですが、青木村総合戦略、これ、平成27年12月にできているとしまして、これの大きな目的が人口減少と地域経済の縮小の克服、2としてまち・ひと・しごとの創出と好循環の確立とこのようにありますが、27年といいますとおおむね9年ぐらいたっているかなというふうに思います。これの現在における中間的な形になるのかと

と思いますが、現在この掲げたものがどのように進んでいるかどうか、この点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで、今数字をいろいろ申し上げましたけれども、若者も、減ってはいますけれども、ブレーキがかかりつつあるなというふうに思っております。それから、企業誘致につきましても、いろいろやっている中で竹内製作所の誘致もできました。それからもう一つ、トンネルも、青木143の、青木峠のトンネルも御案内のとおり今年着工していただきたいなというところまで事業が推進しております。そういったことで、様々なところで少しずつ前進しているというふうに思っております。ほかと比べてどうだということもありますけれども、私どもの村はいろいろの資源がありますので、それに付加価値を高めてやっていくということに努めておりますし、また、今後も推進できるというふうに確信をしております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 2点目につきましてですが、これは2025年問題と2040年問題に対する村の対応なんです、これは実は高齢化問題を含んでおります。これにつきましては、医療費や介護費の増大、労働者の不足、社会保障制度の持続性、これが問われておりますので、あえてここでお聞きをしたいと思いますが、ただいまの2025年問題と2040年問題に対する村の考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今、議員のほうから御指摘いただきましたように、2025年問題は団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、社会保障制度の維持が課題となること、また、2040年問題は団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者の割合がピークを迎え、生産年齢人口が急減し、医療費や介護費等が増加し、社会保障制度の維持が危機的な状況になり、2025年問題が一層深刻になることと認識しております。

青木村におきましても、2025年には高齢化率が40.6%、2040年には45.7%と、約2人に1人が高齢者というような超高齢化社会を迎える見込みでございます。こうした課題に対応するために、村では昨年度、第10次高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画と併せまして、健康寿命延伸計画を策定いたしました。いつまでも生き生きと一人一人が安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、地域包括ケアシステムのさらなる充実と進化を図り、できる

限り住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けるような地域の実情を踏まえた取組を行うとともに、健康寿命の延伸を目指し、バランスの取れた食生活、睡眠、運動等、生活習慣病のリスクを軽減することにより、全村民が健康に不安なく暮らせる村の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁いただきました青木村第10次高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画、こちらの資料を頂いてあります。それで、こちらを見まして、ただいまの2025年問題は我々、私ども、私が団塊世代に入っていますので、まさに2025年問題に関わる1人なんですから、ここで村民の方からも出る話なんです、介護保険料、高齢者の保険料につきまして、今年も上げがなされました。今後、この保険料がどんどん増えていくのではないかと、村民の方、特に高齢者の方からの心配がございますが、見通し的な話にはなろうかと思いますが、今後の保険料の推移的なことに、どのようにお考えなのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、2025年、2040年と高齢者の比率が増加していく中で、やはり介護が必要となる高齢者の方が当然増えてくるということは考えられますし、支えるほうのいわゆる若者というか、現役世代の人数が少子化によりまして減ってくるということを考えますと、今後ずっと保険料が上がっていくかということはここでは申し上げることはちょっとできませんけれども、全体的な傾向としますと、ある程度の上昇は仕方ないのかなというふうに思っております。ただ、それは介護に係る給付費、こちらが増大していくという見込みの中で保険料も当然上がっていきますので、高齢になっても介護を必要としない、いわゆる健康でいられる高齢者の方を増やしていくためにも介護予防等を充実していきまして、高齢者になっても介護を必要としない、生き生きと暮らせる、そういったことを、社会が実現するように目指していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 青木村におきまして、住民税非課税世帯の方が300人ちょっとぐらいおいでになろうかというふうに思います。それで、今後ますます年金受給者の方が非課税

世帯になっていくだろうと、このように思われます。私自身も今後、年金生活に入ったときにそういう、自分がどうなるかななんて置き換える場面も多いんですが、先ほど申し上げたとおり、青木村においても住民税の非課税世帯がたくさんおいでになるということも踏まえて、この点も踏まえて、今後ともその点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、3点目に入りますが、年齢3区分人口の推移でございます。3区分とは、年少人口、生産年齢人口、老年人口を指しているところなんですけど、ただいまの2040年には生産年齢人口約1.0人で、1人で1人の高齢者を支えることになると、このように推測されているところでございますが、村の考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、日本の人口3区分の人口につきましては、2040年には15歳未満が11.4%、15歳から64歳が59.5%、65歳以上が29.1%になっております。また、青木村の状況につきましては、15歳未満が10.7%、15歳から64歳が43.6%、65歳以上が45.7%になり、全国平均よりも高齢化が速く進み、先ほど2040年には高齢化率は45.7%と申し上げましたが、2045年にはピークとなります65歳以上人口は46.8%となる見込みでございます。

先ほども申し上げましたけれども、できる限り住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられるよう、地域包括システムの充実を図るための取組、また、健康寿命の延伸を図るための取組を進めるとともに、先ほど宮下議員の御質問でも答弁いたしましたけれども、村の独自政策と併せまして、国・県と連携した必要な少子化対策を行うことによりまして、現役世代の支える人口を増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 続きまして4点目に入りますが、少子化対策と経済対策、これの関連についてでございますが、この関係は村におきましても第6次青木村振興計画、この中にも入っておりますけれども、村の考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

令和4年度から令和13年度を計画期間といたします第6次青木村長期振興計画は、策定の過程で実施いたしました村づくりアンケートにおきまして、その中で力を入れるべき施策と

いたしまして、商業施設、医療機関、雇用の場等が必要であるという意見等を踏まえて計画を策定いたしました。

少子化対策として、若い人に村に居住してもらうためには、商業施設、医療機関等は必要な施設であり、現在、村にはこういった施設が十分にあるとは言い難いというふうに思われます。今後は、現在あるこういった施設等が存続できるような必要な支援を行うとともに、近隣の自治体と広域連携を図り、また、雇用の場の確保のための企業誘致等も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ここに泉明石市長の「少子化対策したら人も街も幸せになったって本当ですか？」というこの本、私も紹介されて読んでいるところなのですが、この中に、少子化対策は本当のところ経済対策なんですかという問いかけが載っております。これに関しての回答を見ますと、いわゆる経済、お金の回し方を工夫すると、少子化対策以上の効果が出てくると、このようなことなのですが、要は今、日本の政治はどちらかという企業に回される部分が多くて、この明石市は消費者、住民の皆さんのほうにお金を回すということに変えて、その結果、今申し上げたとおり明石市の財務内容がかなりよくなったと、このように言われております。細かくはここにいろいろ対策立ててありますけれども、この泉明石市長のこの考え方につきまして、もし何か御意見でもありませんか。お考え等、もしありましたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ちょっと御質問の答弁になっているかどうかあれですけれども、経済対策の中では、いわゆる少子化の中の経済対策といたしましては、やはり何で子供が増えないかといいますと、やはり経済的な不安ですとか、いわゆる仕事と子育て両立ができるかどうかという不安、あと、育児負担の重さと、これは経済的な面での不安がやっぱり一番多いのではないかというふうに考えております。結婚への意欲ですとか出会いの機会の減少ということも少子化の要因としては挙げられておりますけれども、そのほかにもやはり一番大きいのは経済的ないろいろな不安があるために、なかなか子供を増やして、育てていくというふうな考えにならないというふうに考えております。

ですので、やはり個人の方にお金を回して子育て対策をしていただくと、こういったことが必要になるかというふうに思っております。大変申し訳ありませんが、質問の答弁になっ

ているかはちょっと疑問ですけれども、以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 続きまして、少子化に対する指標についてお聞きをしてみたいです。

こちらは2040年問題と重なってまいりますが、2010年の比較として村の資料に出てくるんですが、2010年のときに合計特殊出生率が1.46でした。先ほど村長からの答弁もありまして、現在、また上がっておりまして、ただ、今申し上げたように2010年です。それで、当時、総人口が3,268人で、2040年には29.1%減少すると。それから、ゼロから4歳の総数、これが102人、37%減少をすると。それから、20歳から39歳の女性253人で31.8%と、資料に出ております。これも現在、また数字等は当然ながら変わってきているんですが、要は今後、大幅に減少が見込まれると、こういうことなんです、この点につきまして、村としての考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

少子化に対する指標といたしましては、合計特殊出生率がございます。6月6日に全国の合計特殊出生率が公表されまして、全国の数値は1.20、長野県は1.34人、東京都は1.0を下回ったというような報道がされております。青木村の合計特殊出生率は、令和3年が1.57人、令和4年が1.87人、令和5年が1.57人となっており、全国及び県の数値は上回っておりますけれども、横ばいの状態でございます。また、令和元年から令和5年までの累計では、平均しますと1.81人というふうになってございます。一方、令和5年度に出生したお子さんは第1子目の方が5人、第2子目の方が10人、第4子目の方が1人、第5子目の方が1人、また、今年度、令和6年度になってから出生した4人のお子さんのうち、第3子目が3人というふうに、明るい材料もございます。

少子化対策につきましては引き続き必要な支援等を行ってまいりますけれども、子供が欲しいと思っていられる御夫婦の方が安心して出産、育児、子育てができるような環境を引き続き整えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

6点目に入りますが、出生数が80人割れに対して、村の見解をお聞きしたいというふうに思いますが、深刻な事態、対策の抜本強化が求められているというところがございます。そ

して、2025年頃までがラストチャンスと、このようにも言われておりますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

令和4年の出生率が前年比5.1%減の79万9,728人、過去最低となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計よりも約11年ほど早く80万人を割るという結果になりました。この主な理由としましては、長引くコロナ禍によりまして、結婚ですとか出産をためらう、こういったことが大きな理由になっているんじゃないかというようにも言われております。

青木村の出生数は令和3年が24人、令和4年が26人、令和5年が17人というふうになってございます。出生数の減少は、高齢化によりまして医療、介護等の社会保障の重要性が増す中、担い手となる生産年齢の減少につながり、制度の維持が困難になります。少子化対策を行い、出産、育児への支援を充実し、子どもを産み育てやすい社会を目指してまいりたいと考えております。なお、これは居鶴議員が申しましたように、もう待ったなしのラストチャンスと、これは国のほうでも言っておりますけれども、そういったことだと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいまちょっと私、桁違いの人数を申し上げました。80万人でございました。ちょっと私、非常に少ない、申し上げました。失礼しました。

続きまして、子育て支援制度についてお聞きをいたします。

この関係は、村におきましても子育てガイド、子育て支援等で取り組んでおられます。これに対する村の考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

子育て支援につきましては、先ほど来から申し上げておりますとおり、大変重要な施策であると認識しておりまして、各種届出、手当、助成金等の情報を記載しました子育てハンドブック、これを作成いたしまして、妊娠届のとき等に渡しております。村独自施策としての出産祝い金、福祉医療費の窓口負担無償化制度、保育料の減免、不妊治療への助成等の手当、母子相談、乳幼児健診、その他子育て等の村で行っている子育て支援等の情報が記載されておりますので、こちらを御参考にしていただきながら、必要な支援を受けていただければと

いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 直接関係がないかとは思いますが、こども家庭庁が創設されましたですね。それで、このこども家庭庁、これが村に対してどのような影響的なものが出てくるのか、あるのか、その点について、もしお分かりでしたらお願いしたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 御指摘のようにこども家庭庁ができて、今までの子育て施策ですとか、子供に関するいろんな施策が一元化されたというふうに認識しております。村におきましては、直接こども家庭庁ができたから、何かが変わるというふうには考えておりませんが、国のほうでは一元的に子供施策を行うという省庁ができたということで、国のほうの本気度が示されているかなというふうに考えておりますし、村におきましてもそれに対しましては積極的に連携してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきましては、与党の若手の議員のほうから積極的に取り組んでいると、こういう話が出ております。今後、大いに期待できると、このように言われておりましたので、御質問させていただきました。

続きまして、項目2に入りますが、自然環境保全問題についてでございます。一括にてお聞きをしてみたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

1番目といたしまして、環境保全法についての概要説明をお願いをしたいというふうに思います。これは、昭和47年6月に施行され、また、平成31年に改正されているところでございます。また、令和2年に自然環境保全基本方針が告示されております。ただいまの概要説明ということでお願いしてあります。

2につきましては、次に告知させていただきましたものにつきましては令和4年度森林環境譲与税の関係なんです、これはこの後、松くい虫のところでお聞きしますので、ここは割愛させていただきます。

それで、3になります。青木村にも、青木村環境保全に関する条例がございます。こちらは昭和63年4月に制定されまして、平成27年6月に改正されているところでございます。こちらもある程度年数たってきておりますが、現在の時代に鑑みての見解をお聞きをいたし

ます。

4番目についてですが、農薬についての取組についてお聞きをいたします。農薬について、3項目をお聞きをいたしますが、1つは農薬危害防止運動、こちらは村も令和5年6月から8月まで実施してございます。こちらの成果分析と課題はどうか、お聞きをいたします。

2といたしまして、村の施設での農薬散布についてお聞きをいたします。村の建物、あるいは公園、村有地等、こちらに対する農薬の散布でございませう。

3番目ですが、除草剤の多使用に対する村の対応ということなんですが、こちらでも生態系への影響等も大分今言われているんです。また、田んぼの畦畔に除草剤が使われた場合、崩落のおそれもあるかなというふうに思われます。この点についてもお聞きしたいと思ひます。

5番目ですが、松くい虫対策についてでございませう。こちらでも6日の村長の御挨拶の中でも取り上げてございませう。私も令和5年9月、昨年9月の一般質問でも取り上げてございませう。最近の被害の拡大から、村民の方々からの御指摘、御心配もいただひているところでございませう。村におきましても、情報端末を通じて村民の皆さんに情報提供をされておひますし、また、私どもにも説明がなされていたところでございませう。

それで、その中からまた幾つかお聞きをしていきますが、先ほどの令和4年度森林環境譲与税の使途に関する事項の公表結果について、成果と課題はどうかお聞きをいたします。

それで、松くい虫対策の2番目ですが、広報あおきに松くい虫対策についての御協力依頼がございませう。村民の方の反応的なことはどうだったのかどうか、お聞きをいたします。

3番目といたしまして、令和3年度森林づくり支援事業、令和2年から令和5年まで行われましたが、こちらにつきまして成果分析と課題をお聞きをいたします。

4番目ですが、松くい虫被害対策の3点についてお聞きをいたしますが、この3点とは予防、駆除、再生でございませう。令和5年度の状況がどうだったのかどうか、お聞きをいたします。

最後になりますが、松くい虫被害対策を取り巻く社会状況はどうかどうか、お聞きをいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私からは、5番の松くい虫対策のうち一番最後の御質問であります被害対策を取り巻く社会状況についてについて答弁をさせていただきます。

今、松くい虫は青木村の行政の中で最重要課題であります。一番頭の痛いところでございます。古くから西日本を中心に集中的に発生しまして、駆除されてきました。しかし、そういう経過を含めた中で今、西日本では松林が見られなくなった地域が大変多いというふう聞いております。この原因をいろいろ調べてみると、この原因が分かったのは1970年ですから、そう昔ではないんですよね。マツノザイセンチュウがマツノマダラカミキリ等の媒介によりまして運ばれてきて広がる、これは外来の伝染病でありまして、世界的に恐れられている森林病でございます。その感染力や致死率は驚異的でありまして、極めて困難な伝染病であるというふうに言われております。

御案内のとおり、気温が高くなると活発に発生するわけでありまして、その蔓延のその幅というのは3から5キロというふうに言われております。放置しておくと、本当に松林がなくなるくらい促進するそうでございます。日本だけではなくて、韓国とかポルトガルとかスペインでも非常に発生しているという状況で、日本でも今まで西日本が中心でありましたけれども、だんだんと北に行き、東北地域でも発生しているということでございます。しばらく前はマツタケの産地は九州であったり、あるいは京都であったり、有名なところはもうほとんどそういう状況ではなくなりました。

一番効果があるなというふうに言われているのは、薬剤によりまして空中散布でありますけれども、その有効性は確認されてはおりますけれども、体に対するいろいろなことありまして、多くは今は行われていないということでございます。しかし、そう言いながらも、長野県の一部では行われております。

それからもう一つ、松くい虫の対抗性の松を植えておりますけれども、これは私も塩之入に議員さんたちと一緒に植えていただきましたものを時々行って見ておりますけれども、その場所は松くい虫は発生しておりません。ただし、これはパーフェクトではないというお話であります。松くい虫の後に松を植えて、耐性の松を植えているというのも1つの方法であるということで、青木村ではそういう方法で行っております。非常に成功した例は若干ではありますけれども、あるんですが、それは本当に毎年献身的な努力をする、防除をしているというところが、佐賀県とか静岡県では一部ですけれども、残っているということでございます。

空中散布も考えられますけれども、今、長野県の青木村にあってはなかなか難しい、できないだろうというふうに思っております。そういう中にはありますけれども、青木村は本当に財政的には大変なんですけれども、従来どおりの全量の伐倒駆除を行いまして、森林の再

生と景観、特に私は治山のためにも大変重要なことだというふうに思っております。今後は地元の皆さん、あるいは地権者とか関係の皆さんの合意をいただきまして、樹種転換も視野に入れて推進していく、もうこういった時期に、地域によってはきているなというふうに思っております。

近々、今まで私どもも関係の皆さんにいろいろ知恵をいただきながら、あるいは、試行錯誤をしながら、経験しながら、この駆除をやってきました。県の森林の試験場がありますけれども、ここに詳しい研究者に近々に来ていただきまして、今私どもがしている方法でいいのか、もっと違う方法があるのか、そういったことを、現地を見ながら御指導いただくことになっております。いずれにいたしましても、青木村の約3分の1を占めます松林の保持にはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから1番目の自然環境保全法の概要についてと、3番目、青木村環境保全に関する条例についてお答えいたします。

自然環境保全法は自然環境の保全に関する基本的事業を定めた法律であり、その目的は、国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるように自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保、その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することでございます。自然環境の保全の理念、自然環境保全基礎調査等についての規定や、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態を維持している地域や自然環境を後世に伝えることを目的といたしまして、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域等の指定を規定しております。

また、自然環境保全基本方針については、自然環境保全法の改正、社会、自然環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、内容の一部変更を行ったものであると認識しております。

続きまして、3番目、青木村環境保全に関する条例についてお答えいたします。

青木村環境保全に関する条例は、村の自然環境、社会環境の保全のために必要な事項を定めたものであり、環境保全のために村、村民、事業者等の責務を定め、また、環境保全のために悪臭、騒音、大気汚染、水質汚濁等について事業者等が遵守すべき基準等につきまして、青木村環境保全に関する条例施行規則によって規定しております。条例につきましては、現在のところ、村の環境状況等に大きな変化はないことから、見直し等は考えてございません

が、施行規則につきましては令和4年1月に改正をしております、今後必要に応じて改正等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長兼建設係長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、私からは4の1から3、続いて5の1から5の5までについて答弁をさせていただきます。

まず、4の1、農薬危害防止運動、成果分析と課題についての御質問でございます。

農薬危害防止運動でございますが、この運動は農薬取締法に基づきまして、農林水産省、環境省、厚生労働省の指導の下に、半世紀前から全国で実施してきたものでございます。長野県では農政部、環境部、健康福祉部が連携して実施をしております。こうした運動が功を奏しまして、近年では全国においても農薬使用に起因をした死亡事故は発生しておりませんし、県内においても人畜の死亡事故も発生していないものというふうに理解をしております。

課題といたしましては、近年の地球温暖化や多く発生しているカメムシ等の病害虫に対応して日々新しい農薬の開発普及が進んでおりますことから、引き続き運動の趣旨の周知が必要であるものというふうに認識をしております。

当村におきましては、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発に向けまして、毎年7月の広報あおきに農薬危害防止運動の実施を掲載をし、事故を起こさないよう適正使用と保管管理、環境に配慮した使用の徹底を推進しておるところでございます。また、道の駅あおきにおきましては、農薬を本格的に使用する前の春先に毎年、安全安心講習を県及びJA職員を講師に招いて開催をしておるというふうにお聞きをしております。ちなみに、令和6年度の講習会は3回実施をし、直売所運営組合の約8割に当たる161の方が出席をされたというふうにお聞きをしております。

続きまして、4の2の村有施設での農薬散布についての御質問でございますが、村の施設につきましては、インターロッキングの部分であったり、面積の広い総合グラウンドなど人力での除草作業が困難な場所については除草剤を使用しておりますが、それ以外の庁舎周り、バスターミナル、村営住宅周りなどは草刈りや草取りにより除草を行っているところという状況でございます。除草剤を使用するに当たりましては、農薬登録がされており、成分が3分後に微生物のえさとなって自然物に分解されるタイプのものを使用し、希釈倍率、散布回数等を遵守して散布を行っております。また、散布の時期につきましても、風のない日でも来

訪者や利用者が少ない休業日の前日等を選んで行うなどの配慮をしておるところでございます。

続きまして、4の3の除草剤の多使用に対する行政の対応、生態系への異常発生について、畦畔の崩落のおそれについての御質問でございます。

異常発生につきましては、同一成分の除草剤を連用しますと次第にその効果が低下し、特定の雑草が残存することがございます。これは、除草剤の連用により雑草が抵抗性を持つためと考えられております。県では、植物防疫法に基づきまして、毎年農作物病虫害防除実施方針を定め、幾つかの系統の薬剤を計画的に組み合わせた体系処理、ローテーション散布による効果的防除方法を提示し、生態系への以上を発生させない除草剤使用による農産物の安定生産と農薬の適正使用を実施しているところでございます。

多使用に関しましては、除草剤を含めた農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底につきましては農薬取締法で規定されております。具体的には、農作物の種類ごとに使用薬剤名、散布方法、時期、回数、希釈倍率等が残留農薬試験などの科学的根拠に基づき定められております。また、散布時の注意事項としまして、住宅地周辺や学校等公共施設への使用方法、周辺住民や施設利用者への周知と配慮について、広報あおきを通じて啓発を行っているところでございます。

加えまして、誤飲事故等の発生防止に向けた保管場所と方法の確認、残留農薬検査による多使用のないことの確認のための抽出検査を、農薬取締法、食品衛生法に基づき、県が実施しております。

除草剤を用いた畦畔管理を行う場合につきましては、当然のことながら畦畔の崩落防止に配慮する必要がございます。例えば、高さがあるのり面や急勾配ののり面の場合には除草剤を使用せず、草刈りにより除草を行うなど、使い分けを地権者や耕作者の皆さんがそれぞれを適切に判断して、実施しているものというふうに認識をしております。

続きまして、5の1、令和4年度の森林環境譲与税の使途に関する事項の公表結果についての成果と課題の御質問でございます。

令和4年度分の公表につきましては、令和5年の9月議会での決算承認を受けまして、村のホームページに掲載をしております。公表している内容につきましては、事業名、事業費と財源内訳、事業内容でございます。令和4年度の森林環境譲与税の使途についてですが、松くい虫伐倒燻蒸処理で駆除量310立方メートル、事業費884万4,000円、ライフライン保全等対策事業、危険木伐採等で、滝川ダム沿道で0.75ヘクタール、事業費247万5,000円、上

田林務行政連絡協議会負担金、31万1,000円、事業費の合計としまして1,163万円、令和4年度森林環境譲与税の配分額は1,012万2,000円でしたので、基金を150万8,000円取り崩して事業を実施したところでございます。

課題といたしましては、基金積立てをし、事業を行っていない市町村がある中、当村においては基金を全額取り崩して100%以上の事業執行をしております。配分額が少ないため、思ったように事業展開できない点が課題であるというふうに捉えております。

続きまして、御質問5の2、広報あおき松くい虫対策事業協力をの村民の反応についての御質問でございますが、伐倒燻蒸処理に対して村民の皆様の御理解と御協力のおかげによりまして、特段苦情等はございませんが、御案内のとおり、令和5年度、6年度と松くい虫の被害が増加しております。村民の方からは数件のお問合せ等をいただいております、いずれも実作業を対応されているのか、自分の自宅の周りでも被害木があつて伐採してほしいといったような内容でございます。村では、情報電話等により村民の皆様へ現状等を御説明し、周知を図っているところでございまして、放送以降、問合せなどは今のところ来ておりません。今後も松くい虫に関する記事を広報等を活用して掲載しながら、引き続き皆様の御理解、御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問5の3、令和3年度森林づくり推進支援金事業の成果分析と課題についての御質問でございます。

森林づくり推進支援事業につきましては、県の森林税を活用させていただき、施業を行っております。これまで、村松地区のファンキーシャトー周辺の雪害や台風による被害倒木を対象として施業を行ってまいりました。松くい虫被害ではございませんが、倒木したり、折れたりした松をそのまま放置しますと、いずれ松くい虫被害に陥ってしまうため、防除対策として実施してきたものでございます。これまでの実績としましては、令和2年度に38立方メートル、令和3年度に33立方メートル、令和4年度に32立方メートル、最終年度に当たる令和5年度は34立方メートルを施業し、合計で137立方メートル施業してまいりました。

これまで実施してまいりまして、ファンキーシャトー周辺の被害木については除去することができました。令和6年度以降につきまして、現時点では実施予定はございませんが、今後、被害木等の発生状況を見ながら、県へ相談して対応してまいりたいと考えております。

続きまして、質問5の4、松くい虫被害の対策について、予防、駆除、再生の令和5年度の状況についての御質問でございます。

まず、予防につきましては、国宝大法寺三重塔周辺におきまして、国庫補助事業を活用し

て毎年樹幹注入を実施しております。ここは、大法寺をはじめ郷土的、歴史的に成熟した自然環境を形成しているエリアであるため、予防対策として講じておるところでございます。

駆除につきましては、国・県の補助金、森林環境譲与税を活用し、伐倒燻蒸処理を行っております。令和5年度は駆除量3,299立方メートル、事業費9,515万円の実績でございます。令和6年度も引き続き森林施業者と連携しながら、7月から増員体制で全量伐倒燻蒸処理を進めているところでございます。

再生につきましては、令和6年度には新規事業としまして、森林環境譲与税を活用させていただいた松くい虫伐倒燻蒸植林再生事業としまして、伐倒燻蒸処理後に景観が変わってしまった場所に抵抗性アカマツを植林する事業を予定しております。場所は村松地区と入田沢地区を予定してございます。

最後、質問の5の5でございます。令和5年度の松くい虫潜在感染木調査事業の成果と課題についての御質問でございます。

松くい虫潜在感染木の調査につきましては、令和5年度に議会でお認めいただき、予定をしておりましたが、御案内のとおり松くい虫被害木の増加が著しかったため、事業を取りやめ、伐倒燻蒸処理に予算を振り替えさせていただきましたので、調査は実施しておりません。令和6年度にも予算計上しておりますが、松くい虫の被害状況によっては今年度も実施できない可能性がありますので、あらかじめ御了承をいただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

じゃ、再度御質問させていただきますが、まず農薬の関係についてです。先ほども農薬取締法の御説明がございましたですが、青木村において、農薬に関する健康被害というような苦情、あるいは苦情といいますか、そういう届出みたいな話は今、一切ないということよろしいんですか。それが1つです。

それから、松くい虫の関係につきましてお聞きをします。この関係につきまして、私も何回か視察に行ったりしてまいりました。その中で、平成28年に長和町議会との研修会のところでも、松くい虫被害対策の現状ということで研修を受けました。その中に、まずこの原因的なものが幾つかあるんですが、まず、天敵を増やす方法というものも論じられているようです。現在どこまで進んでいるのかどうか分かりませんが、天敵によって駆除する方法も考えられると、このような説明もあつたんですが、今どのように進んでいるのかどうか、ちよっ

と分かりませんが、その点についてお聞きしたいということと、この研修の中で、青木村だけでおいては防衛戦略の限界があると。当然ながら、上田市とかほかの地区等々、隣接しております。青木村のみだとなかなか限界があると、こういう説明ありまして、当然ながら、これについては上田市、あるいは東信、そういう関係のところでも今、協議されていると、このようには思いますが、その点につきまして、いわゆる防衛戦略というところについてとですね。

それで、一般的に言われているのは、松くい虫被害対策は困難な状況であると、このように言われております。村長の御挨拶、あるいはいろんなところでもございましたが、昨年9,000万円ぐらいですかね、それで、その前が5,000万円だったでしょうかね。今年、1億円と、このように多額な資金が出ていくんですが、なかなか根絶するところまでとどり着かないというようなのが現実のようです。ただ、何もしなければというようなこともあろうかと思いますが、非常に松くい虫被害の根絶については今申し上げた困難な状況であると、このようなことが分かりました。その点も踏まえまして、今質問させていただいた4点ですかね、3点ですかね、再度お聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 再質問3点について答弁をさせていただきます。

農薬について健康被害は、私ども役場では今のところといいましようか、今まで承知したことはございません。

それから、天敵の話なんですけれども、松くい虫、先ほども言いましたように、国立研究開発法人森林総合研究所というのがありまして、そこから出ているデータが、いろいろ見ましたら、これが一番新しいし、親切に書いてあるし、情報量も最新のものだということでございました。これも前々から読んでいたんですが、今年ほど本気で読んだ年はないんですけれども、今の中に天敵の話は全く出てきていません。ということは、あまり成功していないのか、進んでいないのかなというふうに思っております。

3点目、確かに一昨年前も、おっしゃいましたように事業費も松くい虫の防除で5,000万円ぐらい、去年は1億円弱、今年が多分1億円を超えるんじゃないかと思います。そういう中で、だんだん補助額が少なくなる。県も相当御配慮いただいているというふうには聞いているんですけれども、これに対する事業費に対する県あるいは国の補助というのがなくなってきております。これをぜひ県の人にまず知ってほしいということで、たまたま今年はUE森の植樹会がありまして、県の振興局を含めて林務関係の方、何回も青木村へ来ていただい

ていますので、こういう状況を見ていただいて情報の共有をし、そして、県庁にもこれは伝えていただいております。いずれ、ぜひこの状況を一生懸命やっているのと、たくさんこんなに出ちゃったということを知事に報告してほしいと。駄目なら、私が県に行って知事に言いたいというふうに今言っているところでございます。

何年か前に知事が、場所は森林組合の講堂でしたけれども、長野県の松くい虫に対するシンポジウムをやったんですね。そのときに、青木村の例をお話ししましたところ、みんなの前で青木村の一生懸命松くい虫に取り組む例はよく分かったというふうには言っていただきました。それはしばらく前の話であります。今はそういう状況をさらにやっているわけでございますので、いずれにしても補助金の確保については最優先で取り組んでいるところでございます。

それから、近隣の自治体、私は今までおおむね2キロぐらいがバッファゾーンだというふうに聞いていたんですけれども、先ほどの研究所のそのデータを見ると、3から5という数字が、突然と言うとおかしいんですけれども、出てきて、少し広がりが出てきたというふうに承知しております。ですから、少なくとも隣の行政体で出ているところは5キロ、譲っても半分の2.5キロはしっかり防除してもらいたいということを、県がちゃんとやってくれないか、というお願いをしております。幸い、筑北とかのほうは海拔が高いので、隣接しているところないんですけれども、いずれ温暖化の関係でそちらのほうも隣接して出てくる可能性もありますので、こういったことは県がちゃんとルールをつくってしてほしいなというお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、財政的にも、それから防除の関係といっても、これは独自にではできないということはよくよく承知して取り組んでいるところでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

ただいま2項目につきまして質問させていただきましたんですが、いずれにいたしましても青木村が今後恒久的に持続していくために、特に少子化につきましては、行政任せでなくて、我々村民もこの点につきましては認識を深めて、ぜひ人口減少の歯止めをかけていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

45分開会をお願いいたします。

休憩 午前 10時35分

再開 午前 10時45分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告では、まず村営バスについて、続いて子育て支援について質問することを通告しましたが、順番を逆にし、まず子育て支援について、続いて村営バスについて質問したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） ただいまの松本議員の発言について、変更を認めます。

○1番（松本淳英君） ありがとうございました。

では、議長の許可を得ましたので、子育て支援についてから質問をいたします。一括質問といたします。

当村においては、本年度より給食費無償化の制度化を決定いたしました。財政面でまだ大きな余裕がない当村において、無償化を制度化したことは子育て世帯に対する経済的支援を優先することをはっきりとさせ、少子化対策に対して不退転の覚悟を持って臨む強い姿勢を示したわけであります。

最初の質問としまして、長期休暇中に児童センターにおける給食提供について質問いたします。

先日、小学校へ集団登校している娘の友達全員が、ある日突然一斉に徒歩での登校を諦め、親が自動車で送ることになり、徒歩による登校者がいなくなる現象が発生しました。その理

由は、その日は遠足の予備日であり、給食がないことからお弁当を持参する必要があったということです。早朝お弁当をつくるのに時間がかかり、とても徒歩による登校時間に準備の間に合わせることができず、10名全員が自動車で学校まで娘や息子を送ることを選択いたしました。

また、昨年、小学校の音楽会では、当初午前中に全てのプログラムを終了し、昼食は各家庭で取ることが提案されました。生徒が音楽会に来た保護者と一緒に下校し、家族と一緒に昼食を取ってもらえよという学校側の配慮であります。しかし、実際には午後にも授業を開き、通常と同じ下校となりました。理由は、とにかく給食を出してほしいという大多数の保護者の強い要望です。給食が出ない場合、その準備をする必要があったり、午後から出勤しようとしてもできないという意見が大多数を占めました。

給食費の無償化については多くの保護者の方より喜びの声を聞いておりますが、同時に、有償でもいいからとにかく給食を出してほしいという意見も多くあります。夏休みをはじめとする長期休暇中は、毎朝お弁当なり昼食の準備をする必要があり、保護者の方々の言葉を借りれば地獄の日々が始まるわけであります。長期休暇中に児童センターにおいて、有償でもいいのでお弁当のあっせんをすることができれば、保護者の方の負担は大きく軽減されます。この点につきまして、当村のお考えを御答弁いただけたらと思います。

また、今後の給食提供の効率化と充実化について、併せて質問いたします。

給食提供においては、生徒数の大きな増加を想定しにくい中で、アレルギー対応や地元の有機野菜などを通じた食育など、給食の中身の充実化についても対応していくことが求められます。現在、小学校と中学校はそれぞれの校舎で給食室を持つ自校方式を採用しております。生徒に近い場において独自の食事を提供できるメリットがあり、理想的な給食提供の在り方の1つであります。しかし、今後生徒数の見通しや効率化と充実化を考えますと、小学校に給食室を集約し、中学校には給食を配分する親子方式を取ることも考えられます。設備の二重投資を避けることができるほか、集約により調理の効率化を図ることができますし、その分手の込んだ調理をする余地も生まれ、よりきめ細かいニーズに対応することが可能になります。特に当村のような小学校と中学校の位置関係を考えますと、親子方式のデメリットは小さい印象があります。

現時点では自校方式を廃止する必要はないとは思いますが、老朽化によりどちらかの設備において大規模改修が必要となった場合など、親子方式も選択の1つになると思われれます。いずれにいたしましても、今後、給食提供の効率化と充実化をどのように進めていくのか、

御答弁をお願いいたします。

次に、スクールロイヤー制度について質問いたします。

長野県では、4月よりスクールロイヤー制度を制度化しました。スクールロイヤーは、学校などで起きる問題に対して弁護士が法的な助言をするものです。県内では長野市と松本市で制度化されておりましたが、小規模の自治体では需要が少ないことから導入が遅れておりました。このたびの県の制度化により、当村を含めた市町村においても、他の市町村においても、県のスクールロイヤーに相談ができるようになりました。今後、当村においてこのスクールロイヤー制度をどのように活用していく方針であるか質問いたします。

現在のスクールロイヤー制度の1つの課題として、中立性の問題があります。弁護士は、利益相反が生じないように依頼主の立場に立って活動をします。現在のスクールロイヤー制度では、依頼が可能なのは学校、行政側のみになっております。仮に学校対保護者という対立構造ができた場合、弁護士は依頼主である学校、行政側に立った立場で活動することになり、保護者には不利な制度になります。この問題を解決するために、県では弁護士との間に子供の利益を最優先とすることを覚書として結んでおり、学校や行政が一方的に有利にならないように対応しております。しかし、そもそも論として、学校、行政が自らが不利になるような案件を、顧問料を払い弁護士に依頼することは考えにくいと思われまます。

これらの問題を解決する一助として、先行する松本市では子ども権利条例を制定し、行政が子供の権利を尊重し、あらゆる施策を講じることを担保しております。子供権利条例については、以前同僚議員による提案もありました。これに対して、当村では行政における垣根が低く、子供たち個々に応じた対応が既に取れる体制にあり、条例化している自治体がまだ少ないことから今後研究を進めていくという趣旨の回答をいただいております。このたび県によるスクールロイヤー制度が制定されたことや、村政として子育て支援を前面に掲げることを考えまして、子供権利条例の制定につきましてもう一度考えるべきと思いますが、御答弁の方をお願いいたします。

以上4点、よろしくをお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきましたうち、2点目の小学校の給食室に集約して、中学校に配送する親子方式について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、村内では保育園、小学校、中学校の3か所で給食室の維持を図っており

ますが、実はその施設面だけではなくて、アレルギーの対応でありますとか調理員の確保、人事面、あるいはこういった点で大変労力と予算は割いているところでございます。運営は決して楽ではありませんけれども、子供たちの食育という観点からこれを考えたときに、今、村がやっております顔が見える関係というのは大変大事なことなので、こういった温かい方法を今後も取っていききたいというふうに思っております。

ほかの市でも自校方式からセンター方式に変えるということでもいろいろ議論があったり、政争になったりというようなところも承知しておりますけれども、そういうところでは、子供さんたち、あるいは親からは、残念だなという声が聞こえているところでございます。自校方式の場合には給食は温かいうちに出せますし、それから、調理の時間を確保しやすいという点で、調理に幅ができるというふうにも考えております。それから、栄養士や調理員の皆さんが学校にいるということで、子供たちに感謝の気持ちも育ってくる、いわゆる食育にもつながるのではないかとこのように思っております。センター方式にもメリットはありますが、当村では子供たちのため、自校方式を続ける中で効率化と充実化を図ってまいりたいと思います。

せっかくの御質問でありましたので、小学校と中学校とを比べてみました。小学校へという御質問でありますけれども、実は中学校のほうが給食室が広いと。それから、給食を運び出す口もあるということで、もしそういうようなことがあれば、そういったことを参考に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） では、1番の長期休業中に児童センターの昼食を弁当持参から有償での弁当あっせんはということについてお答えいたします。

青木村の児童センターは18歳まで全員無料で利用ができ、夏は川遊び、冬はたき火と自然をフルに活用した活動を行っています。また、80名前後の子供たちが群れて遊んでおります。水曜クラブでは、地域の方々との貴重な交流ができております。青木村の児童センターは他の市町村にある放課後デイサービスとしての児童の預かりの機能だけではなくて、今、社会的に子供たちの周りからなくなったと言われている群れて遊ぶ仲間の確保、たっぷり遊ぶことができる時間の確保、川までも遊ぶ範囲とした空間の保障という3つの間の確保や、地域の方々との交流の場として社会力育成のための重要な拠点として位置づいております。

もう一つの視点も重要であります。それは、親御さんにとってみると、子供と一緒にいられる時間は実はそう長くはないということであります。教育的な視点から考えたとき、保護者の方の忙しいという理由から、夏休みに毎日業者のお弁当で対応していくことがよいとはちょっと今考えにくいかなと思っております。忙しいときがあるのは分かります。そんなときは、さっとおにぎりを握るだけでもよいので、親御さんの気持ちをそのおにぎりに託して、子供さんに伝えてほしいと思っています。お昼に子供たちがわくわくしてお弁当を開ける気持ちを分かる親になってほしいと思いますし、そのような子供に対する思いを重ねることで、また、そのような手間を惜しまない体験を積み重ねることで立派な親になっていくのだと考えております。

一方で、教育委員会としての施策を実施すると、その施策が教育推進の本筋になってまいります。したがって、教育委員会としての施策の決定には便利、安易だけではなくて、教育的な意味を将来にまでわたって吟味することが欠かせないということを知っていただきたいと考えております。

次に、3点目の長野県のスクールロイヤー制度をどう活用するかについてであります。

実際は、ここ10年ほどの間に教育委員会として三度、弁護士さんに相談に乗ってもらっています。青木村では、ずっと前から必要な場合はちゅうちょせず動いておりました。一方で、今年の4月から長野県としてスクールロイヤーの制度が開始されました。実際に相談するとなると、流れはちょっと複雑であります。相談したい事案が学校で発生したら、まず村の教育委員会に相談があります。弁護士との相談には、村の負担金が発生するためであります。村として必要があると判断した場合は、東信教育事務所に申請書を提出いたします。その申請書が東信教育事務所から県の義務教育課にわたり、弁護士に連絡が行くことになっております。その後、オンラインか電話で相談することになっており、30分で5,000円が必要ということでありました。実際、この流れだと時間にタイムラグが発生することが予想されるため、まずはスピーディーな対応ができる村の弁護士さんに相談するほうが話は早いと考えております。

もし、村で対応が困難と思われるような重大案件があった場合は、県の制度を利用するか検討いたしまして、利用を考えていきたいと思っております。

次に、4点目の子供の権利条約の制定についてであります。

以前に回答したように、青木村のよさは青木村でしかないきめの細かい対応ができることにあります。また、青木村の行政も様々な連携や情報共有が常に行われ、必要な支援が考え

られているところにあると思っています。そもそもそのような大きな対立になる前に、子供を中心とした話し合いが行われることに力を注ぐべきであるという考えを一番大切にしていきたいと思っております。

具体的には、それぞれの家庭の状況や個々の子供たちの背景を理解し、それぞれの事情を踏まえて、村を挙げて子供たちの健全な育ちを支援していくことが、子供たちの権利や環境を守ることに繋がると考えています。また、子供の権利条約を条例化していく自治体は、長野県では2013年に松本市、2014年に長野県が、昨年、佐久市が制定しているという状況で、まだ少ない状況にありますので、早急に条例を制定して体制を整えていくという状況にはないと認識しております。

以上であります。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

先ほど来の同僚議員の一般質問にもありましたとおり、6月5日に厚生労働省より発表されました2023年の全国特殊出生率は1.2%まで低下しました。新型コロナウイルスによる影響の緩和や各種子育て支援により出生率が持ち直すだろうという期待はもろくも崩れたわけです。消滅可能性都市を発表した人口戦略会議がまとめた人口ビジョン2100では、社会制度を維持するために、我が国の人口を2100年に8,000万人程度で定常化させる必要があると提言をしております。同僚議員にあった各二千何々問題に対応するためでございます。その前提として、出生率を2040年頃までに1.6%、2050年頃までに1.8%に引き上げ、そして、最終的には人口維持水準である2.07%まで引き上げる必要があるとしております。

残念ながら、今年の1.2%の出生率は8,000万人の理想とするべきシナリオどころか、このまま少子化を打たなかった場合に予想される6,300人という基本的なシナリオよりもさらに悪い状態です。このままいけば、たった80年間で我が国の人口が6,000万人以下、半分以下になるという恐ろしい将来が予想されることとなります。当村の人口も2,000人以下となり、子供の数どころか役場職員、議員の人数も半分となり、村内ではコンビニが1軒残ったとしても、その他の店はガソリンスタンドを含めて存在できず、公共交通機関もほとんど運行できない状況になります。そして、このような人口減少に向けて粛々と各種制度の見直しを図っていくのが行政の仕事となってしまいうわけでありです。

もちろん技術革新による生活の質の改善も期待できるわけですが、このような厳しい未来予想が現実のものにならないためには、とにかく出生率を引き上げることが求められ

ます。そのためには、出生適齢期にある女性がもう一人子供を産もうという気持ちを起こさせることが求められます。我が国に限らず、世界的に少子化が深刻な問題となっている大きな背景には、社会活動の市場化の動きがあります。社会活動の至るところで市場化、お金による取引化が進んでおります。このような状況において、経済的な面から子供を産むことをためらうことは個々の経済主体として合理的な判断となります。先ほど小根沢課長からの答弁にあったとおりです。

本気になって出生率を上げるのであれば、子供を産んだほうが経済的にメリットがあるという社会制度をつくり上げることが必要であります。頑張っ子育てをしましょうとするのではなく、子供を産めば産むほど得ができる、子供を産めば至れり尽くせりで幸せという制度づくりが必要ということが、先進国において少子化対策に成功したフランスの事例から我々が学ぶべきところがございます。

夏休みの給食提供につきまして、やはり教育委員会として、便利だけでは判断できないという回答をいただきました。少し質問に誤解があったかと思いますが、完全な有償によるお弁当提供でなく、必要であれば、必要な日だけでも、必要な施設だけでも提供という形は考えられるかと思えます。子供を産めば産むほど得ができる、子供を産めば至れり尽くせりで幸せという環境をつくる必要がございます。また、今回議論にはしませんでした。長期休暇中の給食提供については、貧困により給食が貴重な栄養源になっている家庭に対する支援という別の論点があります。こども家庭庁においても導入を推進しております。

子供を産んで得をしたと感じていただくためには、長期休暇中は子供1人につき何々円のお弁当を支給をする程度の政策が求められるはず。人間は動物でありますので、子孫を残そうとする本能があるため、全てを経済的な合理性だけに求める必要はないと思えます。やはり出生率1.2%、この数字を見る限りはともそういうことは言い切れない状況に向かいつつあります。長期休暇中の給食の提供は、引き続き多面的な議論が必要であることを指摘させていただけたらと思えます。

次に、スクールロイヤー制度につきましては、先ほど述べましたとおり県内で長野市と松本市のみが導入していた制度であります。長野県での導入により、費用対効果の面で導入ができなかった当村でも活用ができることになりました。学校で生じるいじめや事故、不登校など諸問題を法律の専門家のアドバイス、指導をもらうことによって解決を図り、教職員の負担の減少や教育環境のさらなる充実につながるものであります。必要であれば、積極的に活用させていただけたらと思えます。

しかし、現在のスクールロイヤー制度はその定義を含めまして曖昧であります。学校側、行政側の代理人として活動し、保護者や生徒が不利な立場に置かれる可能性を含んでおります。先ほどからの話に戻ってしまいますが、今後我が国では人口半減に突入していく可能性が高まりつつあります。その中で、自治体間の人口奪い合いはより熾烈なものになっていくと予想されます。人口戦略会議が多くの議論や問題があることは百も承知で、それでもなお消滅可能性都市をわざわざ発表することは、各自治体における人口政策に関する議論を深めてほしいという意図があるかと思えます。幸い、当村においては若者定住住宅や給食費・医療費の無償化等、他の自治体に負けない子育て制度が既に取られており、それが着実に効果を出しているのは事実であります。

地方自治体持続可能性分析レポートは、既に発表されている国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に基づいておりますが、この人口推計においては当村は人口の自然減である封鎖人口において、2050年までに若年女性が4.2%増加する推計がなされております。長野県内で封鎖人口における若年女性の自然増が予想されている自治体はたったの5つにとどまります。とはいえ、さらなる競争の激化が進む中で、現在の子育て支援がいつまでも十分と言い切れることはできません。目玉政策の1つである給食費や医療費の無償化などは必要な政策であり、他の自治体に先行して導入したことは大変前向きに評価されるものであります。しかし、いずれは他の自治体においても導入されるものであり、周辺自治体から青木村を選んでいただくという差別化という意味においては、徐々に沈下が進むことは避けて通れないものであります。

また、最終的に財源に物を言わせる政策は、青木村が特に優位性を持ち続ける政策でもありません。また、国で対応すべき問題でもあります。6月6日の挨拶の中で北村村長が、地域特性を生かした青木村らしい人口減少対策を講じると述べられたとおり、当村の持つ特性、優位性を踏まえ、他の自治体ではなかなかできない政策を継続的に打ち続けることが求められるわけでもあります。当村の特性の1つは村民間での充実した人間関係であり、1村1校、保小中の強い連携など、村の子は村で育てるといふ、村全体で子供の成長を見守りできる点であります。既に整っているこのようなすばらしい環境を生かし、行政として子供の権利を尊重し、そして、その実現に向けてあらゆる対応を取るために、条例化、担保化ということは、当村の特性を生かした子育て政策につながると考えられます。

まだまだ時期尚早ということとございましたが、スクールロイヤー制度の問題点の解決という意味においても、引き続き検討を続けていただけたらと思うところでございます。

引き続きまして、村営バスについて質問いたします。こちらを一括での質問とさせていただきます。

最初の質問としまして、千曲バス青木線の減便に伴い、村営バス上田駅線の運行が始まりました。この現在の利用状況を含めた総括、課題点や今後の運行方針などを質問いたします。あわせて、運行開始により本年度一般会計予算に与える影響についても御回答をお願いいたします。

千曲バス青木線の夜間ダイヤの減便の背景には、利用者の減少とともにドライバーの働き方改革の動きがありました。ドライバーに一定時間以上の休憩を求めるものでありますが、同様のことは村営バスのドライバーにおいても当てはまると考えられます。上田駅線の運行を開始したことにより、村営バスドライバーへの労働時間への影響を質問するとともに、仮に今後観光などによりデマンドバスの利用が増えた場合、現在の体制でどの程度需要が賄えるのか質問いたします。

関連した質問になりますが、デマンドバスの運行について、現在は前日17時までに利用予約をすることとなっております。ただ、当日の予約でも利用したいというニーズがあります。また、現在のデマンドバスの最終利用時間は17時32分となっていると思われませんが、一方で、上田駅線の青木バスターミナル発が19時30分となっていることを考えますと、18時台の後半までデマンドバスの運行が可能のように考えられます。ドライバーの労働時間の制約が大きな要因になるかとは思いますが、当日の予約の制度化、利用時間の延長について御答弁をお願いいたします。

また、併せまして土日、祭日の運行について質問いたします。

現在、土日、祭日の運行はございませんが、全ての土日の運行は難しいとしても、夏祭りや運動会、選挙などのイベントがある場合は、それに応じて臨時ダイヤで運行することは村民のニーズにかなうと思われませんが、その実現性について質問いたします。

次に、村営バス上田線並びにフルデマンドバスの今後の周知について質問いたします。

今後、利用者を増やすためには継続的な情報提供が求められます。当村ウェブサイトでの掲載、千曲バスと提携した情報提供など、村内外の方々へのアピールの余地はいまだ多くあると感じます。今後の利用促進策と併せまして、今後の方針を御答弁ください。

次に、他の市町村との連携について質問いたします。

今後、人口の減少が続く中で、公共交通機関、千曲バス青木線、この維持を図るには、当村だけではなく周辺自治体との協力がより重要になってまいります。上田市定住自立圏にお

ける運賃低減バスの運営など実績もありますが、より踏み込んだ形での協力が必要になってくることが予想されます。公共交通機関維持のために、周辺自治体とのどのような連携を図っていくのか、御答弁をお願いいたします。

2022年9月議会の一般質問でも触れましたが、上田市では高校生の通学定期に補助があります。通学に片道30分以上かかる生徒や地域に対して、定期代の2割や一定額を支給するという考え方です。通学に片道30分以上という条件を当てはめると、当村においては多くの高校生がこの補助の対象になります。千曲バス青木線においては、通学定期に対する割引率が低く、利用回数を考えると定期を買う意味がないとする方々がいらっしゃり、高校通学における当村の地理的な不便性を多くの方が実感しております。子供が中学を卒業するのをきっかけに青木村の転出を本気で考える方もいらっしゃいます。給食費の無償化等により、保小中と手厚く続いた子育て支援が高校進学とともに切れてしまうこととなります。高校生の定期券に対する補助について、当村のお考えを御答弁ください。

次に、高齢者の自動車免許自主返納について質問いたします。

公共交通機関の維持が強く求められる理由として、自動車免許を持たない方々の存在があります。当村では、高齢者等免許証自主返納支援事業として、65歳以上の免許返納に際し、補助金1万円を支給しております。高齢者による痛ましい自動車事故の発生を受けて、免許自主返納を求める動きが全国的にあるかと思えます。しかし、高齢者の免許返納には大きな副作用もあります。当村のように中山間地においては、免許証返納は移動手段を大きくそぎ、生活に多大な影響を与えます。移動手段がなくなり、家に引き籠もりがちになることで、認知症患者が増加することが懸念されます。

免許証所有者の年代別事故発生率を見ますと、70歳以上になると発生率が徐々に上昇し、85歳以上の事故率は0.51%になります。しかし、それでも20歳から24歳の事故発生率0.59%よりも低く、16歳から19歳の1.02%の事故率の半分であります。高齢者の方が多少事故を起こしやすいのは事実ですが、それ以上に24歳以下の若者のほうが事故を起こしているわけでありです。高齢者等免許証自主返納支援事業だけを見ますと、当村においては免許証自主返納を促進しているということになりますが、高齢者でも免許証の維持を求めることが重要であります。当村として、免許証自主返納に対する基本的な考え方を御答弁ください。

次に、自動車運転に対する支援の在り方について質問いたします。高齢者の自動車運転に対する支援について質問いたします。

免許返納により、当事者やその家族に生じる生活面の様々な支障、結果的にそれをサポー

トする公共交通体制や将来的な認知症対応等、行政の負担を考えますと、単純に免許返納を促進するよりは、より長きにわたり安全に自動車を運転していただく環境をつくることも優先されます。自治体によっては、高齢者ドライバーへのセミナーの実施、ドライブレコーダーを利用した運転分析、安全運転支援装置に対する補助などを実施している自治体もあります。高齢者が安全に自動車運転を継続できるような支援を併せて行うべきではありますが、当村のお考えを御答弁ください。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 村営バスについて何点か御質問いただきました。私からは2点について答弁をさせていただきます。

まず、11番の周辺自治体とどのような連携云々について答弁をさせていただきたいと思えます。

松本市と糸魚川を結ぶJRの大糸線の維持やサービスの向上のために、鉄道のダイヤの空白時に関係自治体がバスの運行を今、実験的に行っております。今回の千曲バスの青木線の減便の補完について、隣接する自治体と十分な協議ができればよかったです。相手の自治体の都合もありまして、急な話もありまして、できていないところもありました。千曲バス青木線は、御質問にもありましたように、上田市と協働いたしまして運賃の低減運行を行っておるといふ実績もございますので、今後、相手方の都合を考え、聞いて、そのようなことが可能かどうか問合せをしてみたいと思っております。事務的には、少し始めてはおります。

働き方改革によりまして、運転手さんの不足というのは今後さらに加速するというのは当然の、明白の理であります。今、全国各地で行われております鉄道廃線検討を参考に、今回のこの青木線につきましても広域的な視点で御質問の件は考えていかなければならない課題であるというふうに認識をしているところでございます。

次に、13番の高齢者自動車免許の返納に対する基本的な考え方について答弁をさせていただきます。

高齢ドライバーによります交通事故の多くは、御質問にもありましたように、加齢による身体能力の低下が主な原因と言われております。当然、年齢や体力、経験による個人差はあるわけでありましてけれども、視力の低下でありますとか、反射神経が鈍くなるなどによりま

して、的確な運転ができないということになる例が多くあります。免許証の更新時には、高齢者には一定の研修が行われるわけでございます。認知症の機能の検査、あるいは運転技能の検査、それから座学講義があったり、それから、運転の適性の検査、それから実車、こういったことでチェックが加えられているところでございます。役場でも、加えまして道路の整備でありますとか安全標識、規制標識など、警察や安全協会と協議をしながら、そういった設置につきまして協力し、協働し、高齢者の車の安全運転にできるだけ長く携わっていただき、そして、従来の生活が続けられる努力をしているところでございます。

また、免許証の返納後のために、最近になりましてフルデマンド方式による村営バスの運行を実施しております。そして、さらに子供さんたちが親と生活できるような住宅建設、あるいは住宅の改修に財政的な支援を行っております。高齢者の皆さんが上田市内へ行くということは遠距離になるわけでございますので、運転をできるだけ避けるための青木診療所、あるいは道の駅あおきなどに日常的な生活ができるよう、車の運転ができるよう、返納をなるべく遅らせる、そういった取組をして、今後もいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから、今、村長が御答弁申し上げた御質問以外の件について御答弁申し上げたいと思います。

まず、最初の御質問でございました上田駅線の利用状況、問題点、今後の方針についてということでございます。

上田駅線の運行につきましては、関係機関の御協力をいただきまして、急遽運行を4月1日から開始をしまして、2か月が経過をしたところでございます。利用の状況につきましては、4月が延べ66名、5月が延べ69名という状況でございました。運行開始当初は利用がないと、全く利用がないという日も2日ほどございましたけれども、現在は最低でも1名、多い日では8名の利用があり、平均しますと1便当たり3から4名の方に御乗車をいただいているという状況でございます。

課題としましては、上田駅線、上田駅以外の上田市内のバス停に乗降ができないということで、例えば千曲高校に通われている高校生などの途中乗車への対応が、現在の制度上といえますか、はできないということになっております。この辺については、今、村長の御答弁にもありましたけれども、関係機関と協議をしていきたいなというふうに考えているところ

でございます。いずれにしましても、運行開始からまだ2か月ということでございますので、当面は現在の運行形態を何とか頑張って維持して、継続して、今後の利用の状況や御意見を伺う中で、今後のあるべき姿をまた引き続き模索してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、上田駅線の運行によりまして、本年度の一般会計に与える影響についてという御質問でございました。

運転手への、今、超過勤務手当ということで対応をしております。こちらについては、計算するとおおむね年間85万円程度、燃料代を含めると、おおむね100万円前後の支出増が見込まれております。

3番目のドライバーの労働時間への影響と今後のデマンド需要が増えた場合の対応は可能かという御質問でございますけれども、現在、村営バスは3名のドライバーによるシフト制で運行をしております。終日11時間勤務と、午前の半日6時間勤務、それから、午後の半日の6時間勤務、これを順番で繰り返しております、うち午後半日の勤務の運転手が2時間の超過勤務で上田駅線の運行に当たっていただいているというところでございます。私どももこれについて検討したわけですが、いずれも国の基準内での拘束時間の中で、現時点では運行ができていているという状況でございます。

御質問のデマンドバスの需要が増えた場合の対応でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、シフトによりまして日中は常時2名のドライバーが運行に当たっている状況になっております。自動車も8人乗り、あるいは15人乗りのワゴン車を用いてこのデマンドに対応しておりますので、予約の状況によっては相乗りとなったり、ちょっと遠回りをしたりというようなことも考えられますけれども、乗車定員を超えるほどの需要がない限り対応できるものというふうに考えております。

次の御質問、デマンドバスの当日予約の制度化と利用時間の延長についてという御質問でございますけれども、御質問のとおりデマンドバスの利用に当たりましては、前日の17時までに予約を入れていただくこととしております。いただいた予約の状況によりまして、翌日の効率の良い運行スケジュールを組み立てておりますので、原則は前日までの予約をお願いをしているということでございます。緊急の依頼で、たまたまそこに空きがあれば、お受けしているケースもございますけれども、これが常態化してしまいますと非常に煩雑で効率が悪い運行となってしまいます。逆に利用者の皆さんに御迷惑をかけてしまうことが予想されますので、原則は前日までの予約ということで今お願いしているところでございます。

デマンドバスの予約につきましては、現在進めております情報通信サービスの高機能化の中にも組み入れていくことを今考えておりますので、これによって利用者の利便性が向上するような形を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、利用時間の18時台への延長についての御質問でございますけれども、現在は上田駅線の運行に当たる運転手の休息時間に充てております。利用者のニーズ等を把握する中で、今後の検討課題とさせていただきたいわけですが、いずれも車両や運転手を増やさなければ解決できないということもございますので、当面は現状維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、5番目に御質問いただきました土日、祭日の運行についてでございます。

土日、祭日の運行につきましては、御質問のとおり現在も小学校の運動会ですとか、日曜参観ですとか、あとは産業祭などのイベントの際には土日であっても臨時便を運行して対応させていただいているところでございます。土日、祭日の臨時便については、今後も必要に応じて対応していきたいと思っておりますけれども、終日運行につきましては、ニーズですとか、それに応じた運転手の確保等が課題となりますので、こちらも今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、6番目、上田駅線並びにフルデマンドバスの周知と利用促進策についてということでございます。

今回の上田駅線の運行に合わせて、短期間ではございましたけれども、新たに保存版としてデマンドバスの利用方法も含めたチラシを作成して、この運行に間に合わせる形で全戸配布をさせていただいたところでございます。あわせて、上田駅、あるいは千曲バスの車内、バス停にもチラシを貼ったりですとか、当時中学3年生には個別にチラシを配付するなど周知に努めてまいったところでございます。せっかく運行しているわけでございますので、こちらとしても大勢の方に利用していただきたいというふうには考えてございます。周知、PRにつきましては今後も折に触れて行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、8番目の御質問でございます高校生の定期券に対する補助についてということでございます。

高校生への定期券補助につきましては、以前は村で半額の補助を行っておりました。これが、運賃低減バスの導入によりまして片道660円の運賃が300円になったということで、現在は定期代についても実質半額以上の負担、補助をさせていただいているということになります。上田市では御質問のような補助があるというふうに聞き及んでおりますが、上田市で

は一定の距離を超えますと、運賃低減バスも300円から500円に値上がりするようになっております。その部分への配慮ということも考えられるかなというふうに感じております。青木村での運賃低減バスも、当初、上田市からは500円ということで御提案をされたわけですが、これは村が差額を負担するという形で300円にさせていただいた経過がございます。

高校生になると村の支援が切れてしまうという御指摘でございますけれども、この運賃低減バス、あるいは減便に伴う村営バスの上田駅線の運行をはじめとしまして、医療費の無償化や児童センターでの受入れ、教育委員会での相談体制など、支援が切れているとは考えておりません。千曲バス青木線の定期券の割引率についても御指摘がございましたけれども、こちらについても他の路線と同様の割引率で、青木線だけが割引率が悪いというものでもございません。

この運賃低減バスにつきましても、コロナ以降、年間1,000万円以上の村の負担が続いてきておりますけれども、ここも引き続き継続の方向でしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、高齢者が安全に自動車を継続して運転できるような支援策はということで、今、村長の御答弁の中にごございましたけれども、70歳以上の方につきましては運転免許証の更新の際に高齢者講習の受講、あるいは適性検査、実車指導などが行われております。また、村内でも安全運転講習会等も開催をしているところでございます。また、自動車につきましても年々改良が施されておきまして、安全装備の装着がもう新車の時点から義務づけられてきておきまして、自動車自体の安全への配慮も進んできているというふうに感じております。御質問のような、現時点で補助金等の施策は考えておりませんが、安全に運転しやすい環境整備としまして、道路の改良ですとか歩道の整備、安全標識の設置を行うとともに、警察や交通安全協会の皆さんとも相談する中で、高齢者も含めた交通事故防止に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 御答弁ありがとうございました。

初めに、高齢者の自動車運転免許返納についてですが、当村の人口密度は1平方キロメートル当たり74人でありまして、全国平均の338人を大きく下回り、長野県平均の150人の半分でもあります。広大な面積を有する北海道の平均72人と同じ水準であります。人口密度が必ずしも適当な統計ではありませんが、移動する距離が長い自治体であることは事実かと思

います。

逆に言えば、交通事故はそれだけ起きにくい自治体であります。高齢者の方々が運転していく場所は診療所や商業施設、温泉などある程度限られ、その中で事故の可能性が懸念される危険な場所を特定するのは難しくないと思われまます。特定の場所を意識した実践的な交通安全教室を開き、小・中学生の通学時間帯を避けた運転を推奨すれば、交通事故を相当抑えることが可能かと思われまます。

加えまして、先ほど述べましたとおり、高齢者の事故発生率は20歳から24歳の事故発生率よりも低く、16歳から19歳の事故発生率の半分であります。高齢者の方にいつまでも自動車の運転を続けていただき、高い生活の質を維持していただくことは、行政としてあらゆる負担が小さくなります。センセーショナルな高齢者の事故ニュースに惑わされ、感情的に返納を求めるのではなく、当村の置かれた状況や事実関係に基づき、いつまでも自動車運転を楽しめる村づくりのためにも、様々な施策を取っていただけたらと思われまます。

村営バス上田駅線の運行につきましては、千曲バス青木線の減便に対して切れ目のない速やかな対応をしていただき、大変多くの村民が高い評価をされており、感謝の思いも抱いていらっしやいます。まさに賞賛すべき対応を取っていただいたところでございます。フルデマンドバスの運行を併せまして、限られた人的リソースの中で多様な村民ニーズに応えていくには大変なことかと思われまますが、村民の生活の質の維持のために、様々な運行形態の在り方を探っていただけたらと思われまます。

質問にはございませんでしたが、朝、小学校に通わせるためにバスを使いたいんですが、今のダイヤだと難しいということも聞いております。いろいろな在り方を探る中において、運行形態の周知についてはさらなる徹底が求められるところでございます。村民の皆様におかれましては、いまだにフルデマンドバスの運行形態を御存じない方もいらっしやいますし、村外の方であれば、上田駅線を含めてそれを知るよしもないのが実情でございます。利用者の減少により運行の在り方を改めて見直すことが起きないように、常に需要の喚起を取ることとは重要だと思われまます。

先ほど周辺自治体との連携をさらに深めていくという答弁をいただきました。しなの鉄道では来年度、交通系ICカードのSuicaを導入すると聞いております。Suicaは電子的な切符であり、切符以外にも決済の手段として様々な店で利用できる便利なカードであることは御存じの方が多いかと思われまます。しなの鉄道では、沿線人口の減少に伴う利用者の減少の対応として、インバウンドや首都圏からの利用者拡大を狙い、Suicaの導入を決

断したそうです。導入に当たっては、県は周辺自治体からの補助を活用するとのことであります。都市部では、1枚の交通ICカードによってJRや私鉄、地下鉄だけではなくバスやモノレール、タクシーなども利用できることが当然となっており、上田駅を起点とするバス会社においてもいずれ導入が期待されることになるかと思われまます。

先日、長野市に住む方とお話しする機会がありましたが、東京に1泊2日出張に行った際、ICカードで全ての決済を済ませて、家に帰ってきて初めて財布を家に置いてきたことに気づいたとおっしゃっておいりました。キャッシュレス化が進む中で、当村の観光地としての地盤沈下がすることを防ぐためにも、ICカード導入の際には周辺自治体と共に前向きな検討をしていただけたらと思ひます。

村営バス上田駅線の運行はあるものの、千曲バスの減便の影響は大きく、特に高校生に与えておいります。部活や塾をやめたという高校生が実際にいらっしやいます。新幹線停車駅上田まで30分という青木村の地理的な特性は変えることができません。今後、人口の減少が進む中で、各自治体の存在意義も問われるものと考えられます。規模の小さい自治体は統合により規模を大きくし、効率的に行政運営をするべきという考えもあひります。しかし、この規模の経済性が働くには、住民の生活が同質であるという前提があひります。住民の生活の在り方が異なるのであれば、それに合わせた行政を行うほうが効率的でもあひ、それが小さな行政区の存在になります。

この我々の生活の在り方を決定づける最大の要因は、地理的な特性であります。当村が抱える様々な問題は、ほぼ地理的な特性から生じておいります。子育て支援においしても、地理的の優位点を伸ばし、弱い点を補うことが基本的な当村独自の政策の方向性になるかと思ひます。青木村は青木村の地理的の特性に合わせた対応が求められるわけですが、それが上田に比べて不十分であれば、独立した自治体としての存在意義が弱まってしまひます。高校生の定期補助につひまして、最終的には財源の問題になりますが、政策の優先順位としては決して低くないことをお願いしたいと思ひます。

以上で、私からの質問とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 松本議員の一般質問は終了しました。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） それでは、引き続き3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議員番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目の2点について質問してまいります。

最初に、大項目1点目、青木峠新トンネル整備事業の推進について、一括質問で小項目7点の質問をいたします。御回答のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

青木村民の悲願でありました青木峠新トンネルは、上小地域と松本・安曇野地域を結ぶ延長約4.3キロのバイパス事業として平成31年度に事業化となり、現在まで着々と進んでいます。村民にとって上小地域と松本地域を結ぶ新トンネル事業は、松本・安曇野方面へのアクセスが飛躍的に上がり、通勤・通学圏の拡大、高度救命救急センターである信大病院への利便性の向上、工場誘致、あるいは買物が松本方面に広がるなど様々な効果が期待をされ、単に道路を整備するだけにとどまらず、村民の生活が変わり、村の発展につながる大変重要な事業です。

令和5年度までは地形測量、地質調査、道路詳細設計、構造物詳細設計を実施し、用地測量に着手をしました。本年令和6年度は引き続き用地測量、物件調査等、主として用地取得に向けた取組を進めるとし、具体的に事業が進み、遅滞なく着々と進んでいると承知をしております。地元の皆さんは本日まで4回の地元説明会を受け、地元要望の設計への織り込みなど確認をし、この事業の成功のためには課題解決が必須であることを十分理解しています。また、開通後の地域活性化を目指した協議会を立ち上げ、新トンネルの一日も早い開通を願っているところであります。

私は令和3年6月と令和4年3月とで合わせて2回の議会一般質問をし、御答弁をいただいております。その時点では事業が具体化、確定しておらず、具体的回答を控えられた内容もありましたが、今回はそれも合わせ3回目となる一般質問を以下小項目7点でお伺いをいたします。

小項目1、事業の進捗状況についてであります。

続いて小項目2、整備事業全体スケジュール日程、本工事日程、また、完成目標期日についてであります。

小項目3について、本事業の予算の確保の状況、現在までと今後の見込みについてであり

ます。

小項目4、関係する地権者からの土地の提供の状況についてであります。

小項目5としましては、トンネル掘削の残土量とその処理場の確保について。これまで上田建設事務所のほうから、この残土を近隣の道路改良の盛土台として活用することを検討しているというふうに伺っております。現時点で具体的計画についてお伺いをいたします。

小項目6として、松本建設事務所側事業の進捗状況についてであります。

それから、7項目め、最後ですけれども、開通後を見据えて企業誘致、公的事業者、それから民間企業などからの照会状況について。

以上7点をお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 青木峠新トンネルの整備状況について御質問いただきました。私から4点について答弁をさせていただきます。

まず、トンネルの地元であります平林議員には事業推進に特段の御配慮をいただいておりますこと、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

まず、1点目の事業の進捗状況についてでございますけれども、本年3月まで事業実施者であります長野県と地権者の皆さんとの立会いによります用地測量が完了いたしました。現在、税金の特別控除を受けるための事前協議を税務署と行っていると聞いております。村では、地権者の皆さんと土地売買契約を円滑に進めていただけるよう、村職員も同行するなど、用地交渉を支援しているところでございます。

また、本年度中に起工式を執り行い、早期工事着手ができるよう、国・県等に対しまして要望活動を行うとともに、用地交渉の詰めの協議、あるいは代替地の確保等に向けまして、引き続き県に協力しながら取り組んでまいります。

2点目の整備の全体のスケジュールの点についてでございます。

令和元年度から私ども、県でいうところの事業化になっております。本工事の日程につきましては、現在用地取得を鋭意進めているところでありまして、具体的な着手時期についてお示しできる段階ではないというふうに県からは聞いております。少し具体的に見え始めましたら、議会をはじめ地元の地権者の皆様にはあらかじめ説明をさせていただくようお願いをしております。

あわせて、完成時期について、今この状況でありますので、いつというのははっきり

言えないわけでありますが、一番は地元の皆さんの協力、特に用地の協力、そして、予算の確保が課題であります。

3点目の予算の確保の状況、それから、現在までと今後の見込みについてでございますけれども、予算の確保につきましては国の防災安全交付金、これは大変有利な交付金でありますけれども、これを活用しまして、令和元年度から昨年度まで8億3,000、既に執行しております。今年度も予算で4億5,000万の確保をいただいているとのことでございます。最近になりまして国・県から幹部の皆さんが現地を御視察いただくなど、この事業の推進について地元の御理解を、国・県の御理解をいただいているというふうに思っております。今後も事業の推進について必要な予算を国へ、関係する皆さんと要望してまいりまして、この確保についてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

4点目の関係する地権者からの土地の提供の状況についてでございますが、用地の確保につきましては、各地権者との具体的な交渉を行っているところでございますが、個人情報保護の観点から具体的な回答は差し控えさせていただければというふうに思います。青木村側では現在8名の地権者がいらっしゃいまして、個別の課題でありますとか、事業に対する要望などいただいているところでございまして、これらを解決しながら、対応しながら、売買契約の手続が進めるよう、私どもも県と協働しながら進めてまいります。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長兼建設係長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、私からは5番目の質問と6番目の質問に対して答弁させていただきます。

まず、質問5番目でございます。トンネル掘削の残土量、また、その処分場の確保についての御質問、また、その後の利活用に関係する計画等に関係しての御答弁でございます。

以前にも御答弁申し上げましたとおり、青木村側では約2,600メートルのトンネルを掘削していただくことになっておりますけれども、ここで発生する掘削土量につきましては、地山の土量として約22万立方メートルを想定しているというふうに伺っております。県では、トンネル掘削に伴う発生土の有効活用を図るため、現在調査検討を進めていただいているというふうにお聞きをしておりますので、現時点でこれ以上の御説明ができない状況であることを御理解をいただきたいというふうに存じます。

いずれにいたしましても、大量の土量でございますので、搬出先の土砂災害防止などの観点から、安全を確保されること、また、搬出先の有効活用を図られること、搬出ルート上の

交通安全が確保されること、周辺や関係する住民の皆さんの同意が得られることなど、こういった課題の整理が必要となりますことから、県では慎重に検討していただいております。今後、具体的な段階になりましたら地権者の皆さん、そして、関係者の皆さんへお願いするとともに、地元説明会等を開催するなど、丁寧に進めていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問6番目、松本建設事務所側の進捗状況についての御質問でございます。

松本建設事務所側につきましては、所管する松本側の進捗状況につきましては、令和5年度までにつきましては、測量、地質調査、道路の詳細設計、橋梁の詳細設計、用地測量、用地補償等を実施していただいております。御案内のとおり昨年度には松本の会吉バイパスが完成したところでございます。令和6年度につきましては、引き続き用地取得に向けて用地測量、物件調査、用地補償等を行う予定だというふうに伺っております。

私からは以上です。

○議長（松澤正登君） 小林観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） 私のほうからは、7番目の開通後を見据えて企業誘致の照会状況についてお答えさせていただきます。

昨年度までに工場用地、空き工場について問合せを5件ほどいただいております。今後、空き工場、企業用地、住宅用地の照会はさらに増えることを見込んでおりますが、今現在御案内できる用地はこちらのほうでは持っておりません。国道143号新トンネルの整備により当村の魅力はさらに増しまして、事業用地や商業用地、住宅用地などのサービス用地としての土地利用を今後進めていきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの村長、それから各課長からの御答弁により、本工事、着々と進んでいるということが確認をできました。今もお話の中にありましたように、なかなか完成時期を皆さんに示せないというのもよくよく分かり、理解をしたところであります。この事業の主体は県であり、村はそのサポートをし、進めているということで、今日までのこの事業の進捗について御詳細、御答弁をいただきました。現在は計画、設計、調査が終わり、今後土地取得、本工事着手とのこと、事業のP D C Aで言いますとPからD、実施へ移行する段階である、そのように受け取ります。順調に遅滞なく進められていると、そういうことが確認をできまし

た。これまでの村長はじめ村当局の皆さんの御労苦に感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き御尽力をお願いいたします。

御答弁の中にありました課題についても克服をし、この事業が滞りなく進み、新トンネルの一日も早い開通に期待をし、大項目1の質問を終わります。

○議長（松澤正登君） 平林議員、いいですか。

時間がちょうどございますので、一旦ここで休憩ということをお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○3番（平林幸一君） 承知しました。

○議長（松澤正登君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議開始は13時でお願いいたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松澤正登君） それでは、定刻になりました。再開したいと思います。

引き続き平林議員の登壇を願います。

平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、大項目2として、安全な自転車利用に向けた取組について、一括質問で質問させていただきます。午前中に引き続きでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

自転車は、便利で身近な乗り物として通勤、通学、買物、サイクリング、観光、レジャーなど、日常生活から余暇活動まで様々な場面で利用されている乗り物です。さらに近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、密を避ける移動手段として自転車の活用が注目される面が見られたほか、健康づくりや環境に配慮したゆとりあるライフスタイルを支える移動手段としても関心が高まっており、自転車の利用ニーズは拡大しています。

国においては、交通の安全の確保を図りつつ自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資することなどを基本理念とする自転車活用推進法が平成29年5月1日に施行され、平成30年6月8日には自転車活用推進計画が閣議決定されました。さらに、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年5月

28日に、法第9条に基づき、国の第2次自転車活用推進計画が閣議決定されたところです。

長野県においては、長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例が平成31年3月18日に施行され、県の特徴を生かした自転車の利用促進のため、健康の増進、環境保全、観光振興等における活用を促すとともに、安全安心な自転車利用のための施策を推進していくこととなりました。

また、県の総合5か年計画、令和5年から令和9年度ですが、においてはサイクルツーリズム（自転車を利用した観光事業または観光旅行）の環境整備や、歩行者や自転車運転者が安全に安心して通行できる空間を確保するといった観光振興と地域を支える交通手段としての自転車の活用を位置づけ、自転車関連施策を推進していくこととしています。

同時に、地域計画においても、上田地域におけるシェアサイクルなど新たな交通手段を導入する市町村への支援、諏訪地域における諏訪湖周サイクリングロードの整備と縄文トレイルサイクルコースの構築などといった自転車関連施策を掲げています。

本村においても、第6次青木村長期振興計画で国道143号青木峠新バイパスの整備に伴う自動車交通量の増加も想定し、沿道及び接続道路の歩行者・自転車の交通安全の強化を図るとともに、工事中大型車の通行増に備え、既存道路の安全性を確保するとしています。

歩行者、自転車、自動車が互いに意識をし、譲り合える安全で快適な利用環境の整備をし、人と環境に優しい青木村を目指して、空間づくり、意識づくり、仕組みづくりを基本に施策を取り組み進めていると承知をしています。本村での安全な自転車利用に向けた取組について、ハード面・ソフト面から以下小項目8点でお伺いをしてまいります。

小項目1としまして、安全な自転車通行空間の整備についてでございます。

自転車の利用促進を図るためには、道路上での自転車の利用環境を整えることが必要です。自転車は車道の左側を通行するのがルールですが、現状歩道を通行する自転車も多く、歩行者の安全が脅かされています。歩行者の保護として、歩道内における自転車と歩行者の分離から、歩行者、自転車、自動車の通行位置を分離した自転車専用の自転車道や自転車専用通行帯の整備が求められています。しかしながら、長野県内では自転車道と自転車専用通行帯の整備は一部にとどまり、まだまだ十分とは言えない状況です。また、自転車道の整備の実施に至るまでには時間と費用がかかるなど、進まない理由です。

そこで、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内に混在することを注意喚起するため、矢羽根型の路面標示やピクトグラム（絵文字、絵単語などと呼ばれますが、それらの情報や注意を示すために表示される視覚記号の一つ。多言語対応として、公共案内標識な

どに用いられる)などの設置についても整備を進めているところです。そこで、青木村の現在までの安全な自転車通行空間の整備の実績についてお伺いをいたします。

小項目2として、自転車専用通行帯整備の考えについてでございます。

自転車専用の自転車道や自転車専用通行帯の整備には、その分の道路の拡幅が必要で、費用と期間がかかるため、推進することは非常に難しいと考えています。ほとんどの市町村においては、これまでは自転車事故の対策として矢羽根標示による路線整備が中心となっていました。これは、自転車が車道を通ることを認知させるための取組で、自転車・自動車両方のドライバーに対して安全運転に心がけていただけるようにするもので、本対策ではなく、暫定的な対応と認識をしています。

また、ある利用者アンケート調査をした結果では、自転車利用者の意見として「車との距離が近く怖い」、自動車利用の人からは「通行方法を守らない自転車がが多く、危ない」と双方から怖い、危ないという声が聞こえ、矢羽根標示による路線整備は安全性の観点からは十分とは言えません。そこで、本村において自転車のより安全で快適に利用できる路線整備として、自転車専用通行帯整備の考えについてお伺いをいたします。

続いて、小項目3として、中学生・高校生の安全・安心の自転車通学についてでございます。

自転車は、加害者にも被害者にもなる乗り物です。自転車は車道の左側を通行するのがルールですが、普通、自転車が歩道を走れる3つの条件があります。1つ、自転車通行可の青色の道路標識、道路標識がある場合。2つ目、運転者が13歳未満または70歳以上、または身体の障害を有する者。3つ目です。歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合です。

通学・通勤時間帯に通行をしている自動車のドライバーさんから私に届いた話として、車道の左側を走る自転車で通学している生徒さんを追い抜くときは緊張し、歩道を走ってもらえればと思うそうです。が、生徒さんは青色の自転車走行可の標識がない歩道ですから、ルールを守って歩道を走らず、車道左端を走るのです。歩行者もいない歩道で安全に走行できるのに、青色の自転車走行可の標識を設ければと思うとのお話をいただきました。生徒さんの自転車通学の安全が脅かされ、命を失うようなことがあってはなりません。

そこで、青木村内だけでも自転車通学路の歩道に青色の自転車走行可の道路標識の設置と、それにあわせ、児童・高齢者が歩行しているその横を通過時は降りての歩行者安全を条件つきでの提言をいたします。この村の考えについてお伺いをいたします。

小項目 4、村民に対する自転車安全教育、啓発活動の取組についてお伺いをします。

自転車走行空間の整備等、道路の環境を整えても、交通ルールを無視した自転車の運転では事故につながります。実際に車を運転していても、自転車が道路の右側を走行するなどルール違反を見かけることがあります。警察庁の統計によれば、令和4年中における自転車乗用中の交通事故死者78%、負傷者63.6%は、自転車側にも何らかの法令違反が認められています。子供から大人までが扱う自転車について、交通ルールをどのように周知を行っているのか。また、村民に対する啓発活動についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 5、子供への自転車安全意識向上に向けた取組についてです。

長野県内の交通事故件数は年々減少傾向にある中、自転車事故の件数については減少幅が低い傾向にあります。令和3年中に県内で発生した自転車事故は626件、全人身事故件数の約13%を占めているほか、県内で自転車が加害者となった歩行者との事故件数は、令和3年中に8件発生しており、過去10年では10件前後で推移をしています。

また、自転車事故のうち7割のケースでは、自転車側に左側通行を行わないなどの違反が見られ、そのうち高校3年生までの年代が約4割となっており、自転車運転者の安全意識の醸成、特に若年層における交通法規の理解とマナーの向上が大きな課題となっています。将来ある子供たちが自転車による事故によりその将来が奪われることがあってはなりません。子供たちが安全に自転車に乗れるよう、安全意識の向上に向けた取組が必要と考えます。

そこで、本村の高校生までの子供たちへの自転車の安全意識向上に向けた取組についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 6、ヘルメット普及及び着用促進に向けた取組についてお伺いをいたします。

自転車の運転をする際、ヘルメットの着用が努力義務化、令和5年4月1日道交法改正によりされています。警察庁の発表によれば、令和5年1月から6月に自転車に乗車中の事故で死傷した3万2,081人のうち、ヘルメットをかぶっていた人は12.2%、前年に比べ2.1ポイント上昇しており、ヘルメット着用が努力義務化されたことが着用率上昇の背景にあると分析しています。

また、着用率を年齢別で見ますと、小学生が31.5%、中学生が43.1%と高い一方、高校生は9.6%と低い状況にあります。交通事故の死亡、重傷化を防ぐためにも、全年齢層に対するさらなるヘルメット着用の普及と着用促進の取組が必要と考えます。

青木村は県内でいち早く自転車用ヘルメット購入補助制度を導入し、展開中と承知してい

ます。そこで、本村の取組状況、特に高校生への取組を中心でお伺いをいたします。

続いて、小項目7として、サイクルツーリズム、自転車を利用した観光事業、また観光旅行の環境整備の取組についてお伺いをいたします。

青木村が誇る温泉や食、魅力ある歴史文化などと組み合わせた青木村周遊のサイクリングコースを整備をし、自転車で楽しみながら青木村を体験できるサイクルツーリズムを立ち上げ、観光振興につなげる取組、進行中と承知をしております。国内観光客、またインバウンドの旅行者にも分かりやすいルートマップの設置や道路面標示、多言語案内標識、サイクルステーション、サイクリングの途中で立ち寄り、休憩や自転車の簡単な調整、周辺情報を入手できる施設などを充実させ、自転車を安心して快適に楽しめる環境整備を図り、また地域住民への配慮も図られることで、自転車を楽しむ観光客を地域が歓迎する機運が醸成されることが必要と考えます。現在、ルートの策定や環境整備内容の検討を取り組み中と承知しています。そこで、この計画内容について、進捗についてお伺いをいたします。

最後、小項目8として、青木村自転車活用推進計画の策定についてであります。

長野県では、市町村や関係団体を含めた自転車活用を推進する連携体制を構築するとし、また市町村に対しても法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画の策定を促すとともに、公益的な計画を策定する必要があるときは積極的に支援を実施するほか、その施策の実施に当たっても、国や公共交通事業者その他事業者、県民等が相互に連携を図れるよう、県全体で取り組むとしています。そこで、青木村の自転車活用推進計画の策定について考えはあるかお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長兼建設係長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、私からは1番目、2番目、3番目の御質問について答弁をさせていただきます。

まず初めに1番目、安全な自転車通行空間の整備について、現在までの安全な自転車通行空間の整備実績についての御質問につきましては、村内での整備実績はございません。

続きまして、2番目の自転車専用通行帯整備の考えについての御質問でございますが、自転車の専用通行帯整備につきましては、ハード対策として設置することは現時点では困難であるというふうに考えております。自転車の専用通行帯の幅員というものは1.5メートル以上とされておりますが、現在、御案内のとおり国道143号では当郷から森林組合手前まで国道の南側の歩道整備を順次県のほうで進めていただいております。仮にこれから自転車専用

通行帯を整備するためには、この南側で今整備中のところをやるということは実質的に困難ですので、仮に反対側の国道北側に事業用地を求めてということで、これを仮に事業化するためには、大変多くの時間そして予算、費用が必要になる上に、また国道北側には多くの民家、住居が存在しておりますことから、こちらのことを交渉していくということを考えますと、現実的には難しいものであるというふうに認識をしてございます。

また、村道におきましても、認定村道の延長距離約17万メートルございますけれども、歩道の整備状況については約700メートルほどしか済んでいないというような状況でございます。

こういった状況を踏まえますと、自転車専用通行帯を整備する前に、まず歩道の整備あるいは道路拡幅に努めていくことが優先度が高いものであるというふうに考えております。ソフト対策としまして、交通安全教育やヘルメットの着用促進などに努めていくことが現実的にできる対応ではないかと考えておりますので、関係機関と協議しながら、安全標識あるいは規制標識の充実などハード対策を講じてまいりたいと考えております。

3番目の自転車通学路の歩道に自転車走行可の道路標識設置の考えはという御質問でございますけれども、この歩道に自転車通行可の道路標識設置をするためには、いわゆる歩道を自転車・歩行者道、自歩道にするということになるかと思いますが、こういった場合、幅員は3メートル以上とされておりますけれども、現在この国道南側に県のほうで整備していただいている歩道につきましては、2.5メートルの歩道でございますので、この今整備しているところを自歩道にするには幅員が足りないという状況でございます。

こうした状況を踏まえますと、自転車・歩行者道の設置というものは、まず歩行者の安全上の観点ということを最優先に考えた場合に、現実的には難しいものと認識をしております。いずれにしても、国道のトンネル開通を見据え、自転車を利用する方が安全に通っていただくための安全対策を講じていくためにはどんな方法があるのか、警察あるいは道路管理者である県等と協議をしてまいる必要があると考えておりまして、今後、具体的に相談してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから4番目の御質問と6番目の御質問について御答弁を申し上げたいと思います。

まず、村民に対する自転車安全教育、啓発活動の取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、自動車を運転する者の立場から見ますと、交通法規を無視した自転車の通行には冷やっとするようなこととか、怖いなど感じる場合がございます。自動車の免許を取得されている方、自動車を運転される方であれば、交通法規等のある程度認識しておりますので、信号機や標識等も理解されて、ある程度の安全な通行に心がけていただけるものというふうに考えております。後の質問にも関係して、教育長さんのほうからまた答弁があるかと思いますが、やはり正しい自転車の運転については、自転車を運転し始める子供の頃からの教育が重要ではないかなというふうに考えております。警察や安全協会の皆さんの御協力をいただく中で、毎年小学校での自転車教室ですとか、子供自転車大会の参加を通して安全教育を行っているところでございます。

青木村では、幸い近年大きな交通事故は発生しておりませんで、この4月17日には交通死亡事故ゼロ1,000日を達成することができました。以前には4,000日を達成したこともございました。これは、村民皆さんの交通安全に対する意識の高さを物語っているというふうに思われるわけですが、全国的には多発する自転車事故を踏まえて交通法規も厳罰化の方向に進んでいると承知をしております。今後も、警察や交通安全協会の皆さんと連携しながら、交通安全の意識の啓発には努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、6番目の高校生のヘルメット普及及び着用促進に向けた取組という御質問でございました。御指摘のとおり、青木村では自転車用ヘルメットの購入補助制度を近隣に先駆けて令和2年度から行っているところでございます。しかしながら、この補助の実績はこれまでに4件しかございませんで、広報紙やホームページを通じてPRを行っているところでございますが、申請件数はなかなか伸びてこないというのが現状でございます。中でも、高校生への補助の実績はゼロという状況でございます。

中学生までは学校の指定のヘルメット等がございまして、見る限り着用率はもう100%だというふうに認識をしておりますけれども、高校生になりますと、髪型等に影響するからかちょっと分かりませんが、着用率が下がる傾向にあるというふうに承知をしております。

実際に現在どのぐらいの高校生の皆さんが自転車通学されているのかというのを、またその着用率についても調査はしておりませんが、最近あまり見かけないかなというふうに、一時に比べると見かけないかなというふうにも思うわけですが、御指摘のとおり、ヘルメットの着用が努力義務化されておりますので、例えば中学校の卒業時には、その運賃低減

バスなんかと併せて、補助等のチラシなんかも生徒さんに配布するなど、そんなことも踏まえて、また警察や駐在さんとも連携しながら、このヘルメット着用に向けた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） では、私のほうから5番目の青木村の高校生までの子供たちへの自転車の安全意識向上への取組についてお答えいたします。

青木小学校では、毎年4月に交通安全教室を実施し、3年生から6年生が自転車の点検と安全な走行について学習します。安全な発進や停止の仕方、左折・右折の方法、交差点の渡り方などです。模範演技として、自転車クラブに入っている児童が正しい自転車走行を子供たちの前で行い、安全走行について具体的な姿で教えております。

青木中学校では、4月当初に自転車通学についての連絡会を実施し、自転車通学についてや自転車の乗り方、自転車点検について学びます。必ずヘルメットを着用することになっております。

高校では、筑摩高校に問い合わせたところですが、1年生に交通講話を行い、学校として春と秋には交通街頭指導を実施しているとのことでありました。ただし、ヘルメットの着用率が低いことは問題としております。今のところ、青木から通っている生徒の事故はないということではございましたが、安全については今後も引き続き注意が必要であると考えています。

なお、青木小学校では、今もちょっと話がありましたが、ここ10年近く交通安全協会の方が中心になって、子供自転車大会に参加しておりまして、昨年は県大会で団体では準優勝、個人では6年生の男の子が個人優勝しておりまして、コロナ禍でも継続した指導が成果となってまいりました。安全な自転車の乗り方の指導については、命の大切さを自分事として捉え、様々な場を、機会を通して、徹底してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうからは7番と8番について御答弁させていただきます。

まず、7番目のサイクルツーリズムの環境整備の取組について御答弁させていただきます。

自転車を活用した観光需要の高まりは、議員御承知のとおりでございます。当村では、先進地の取組を参考にし、5月中旬より地域おこし協力隊を臨時的に雇用しまして、自転車愛好者の協力を得まして、魅力あるコース、ポイント設定を図っているところでございます。

先日、私自身もeバイク、電動アシストつき自転車を実際に試乗させていただきました。道の駅から村松、宝巨笹院塔を經由しまして、昆虫資料館までを試走してきました。試走した全員が、走行中降りて歩いて押すこともなく、乗ったままで昆虫資料館まで到達できました。筋肉痛にもなりませんでした。当村のような坂道の多い山間地でも有効に活用できるアイテムというふうに考えております。

現在、当村にある人員や文化財、温泉地巡りなどカフェや食を絡めたコース設定を設計しております。この機会にインバウンドに対応したアプリや予約状況が分かるアプリの導入を推進しまして、案内ガイドを育成する等の事業を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして8番目、青木村自転車活用推進計画の策定について御答弁させていただきます。

まず、自転車活用推進計画の目的につきましては、コンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティーを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の程度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図るとしております。

長野県内では、県と長野、松本市など14市町村で策定しております。上田地域では策定している市町村はございません。当地域を見まして、北アルプス地域や諏訪地域のように共同計画を1つかと考えております。策定に当たっては、近隣の市町村の動向を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 御答弁ありがとうございました。

青木村の安全な自転車利用に向けた取組、今もお話ありましたけれども、このような青木村は中山間地、まさに山間地でのサイクルツーリズム、こういった計画が成し遂げられそうな今お話を聞かせていただき、非常に感激しました。各事業の進捗状況、確認できました。今後さらに取組を促進をし、掲げた目標の達成に向け、取組を進めますよう期待をいたします。

自転車は、老若男女問わず誰でも特別な教育を受けずに、また免許証なしで運転すること

ができます。だからこそ自転車を通る空間整備、そして運転する人の安全意識を高めることが必要と考え、質問をいたしました。

先月5月17日に、自転車の悪質な交通違反の反則金制度、いわゆる青切符の導入を柱とする改正道路交通法が参議院本会議で可決・成立をしました。公布から2年以内の2026年までに施行されます。自転車の違反取締りの大きな転換点になるとも言われています。今回の質問で、本村のこれまで、そしてこれからの取組や考えをお答えいただきました。その取組により、自転車が安全に通行でき、青木村民一人一人がルールを遵守し、青切符を切られることなく、また自転車事故のない村となることを願ひまして大項目2の質問を終わり、私の全ての質問を終わります。

御答弁をいただいた村長をはじめ課長の皆さん、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 平林議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（松澤正登君） 続いて2番、塩澤敏樹議員の登壇を願ひます。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従ひまして、青木村のスポーツ振興について一問一答にて質問しますので、御答弁よろしく願ひいたします。

2028年に国民スポーツ大会が長野県でまた行われるようであります。自分も大学を出た後、上田市で最初の国体の準備でいろいろ動かしていただいた思いがよみがえっているところではありますが、名称も国民スポーツ大会に変わっていくことで、スポーツを取り巻く環境というのはいろいろ変わっていくのだなというふうに考えています。

スポーツは、私たちの命や暮らしが脅かされる事象が次々と起こり心の平穩を保つことが著しくストレスフルな状況の中で、スポーツやレクリエーション、いろいろな文化的活動は、自分の内面と向かい合い、人々の交流の中で関係を育み、私たちの心を癒し、解放し、毎日を力強く生きていくための活力につながっているものとして、これまで以上に重要な役割を果たすものになってきているのではないのでしょうか。

自分も、青木村に40年前に来たときに、消防団もそうですが、地域の早起き野球やナイターソフトなどのチームに入れていただき、地域の方と触れ合い、その中に溶け込むことができました。お盆野球なんかも大変いい思い出になっております。そんな今だからこそ、スポーツも含めた文化・芸術を支援する行政の取組が求められていると思います。

超高齢化社会を迎えて久しい現代日本ですが、我々はその長くなった人生において、最期のときまでその人らしく自己実現を図っていく社会の構築を支援していかなければなりません。いつまでも健康でいられることは、その大きな要素の一つであり、全ての村民の願いでもあります。

また、高齢化と同時に少子化の影響も決して小さくない社会情勢にあっては、将来にわたる負担の先送りを解消するためにも、高齢になっても多くの人がいつまでも健康であり続けられる社会構築を目指すことが、今の青木村にとって重要な施策の一つと言えます。人が健康を実現するためには、栄養、睡眠休養、運動、生きがいのバランスが大切です。そのどれもが健康のために欠かせないものであり、それが密接に関わり合って存在しています。今回はそのうちの運動について着目し、村のお考えを伺ってまいりたいと思います。

まず最初に、運動は幼少期からの習慣が大切です。成長曲線からも分かるように、発達段階における運動習慣は、その後の人生に大きく影響を及ぼすものです。青木村において、幼少期からの運動習慣の定着についてどのように着目し、どのような方向性をお持ちでしょうか。また、全国的に18歳を過ぎると競技人口が減る傾向があると言われていますが、青木村ではどのように分析し、どのような対策をお考えかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 青木村は、子供時代の対応としましては、スポーツ少年団を組織しておりまして、現在7種目のスポーツができるようになっております。入会している子供は、児童数が75名で、指導者は31名が登録されております。

また、18歳を過ぎたところでは、生涯学習としてのスポーツサークルに参加することができ、現在登録数は18チームに上ります。ソフトボール、ビーチボール、バドミントン、剣道、卓球、太極拳、テニス、パドル体操、サッカー、バレーボール、フラダンス、ゲートボール、吹き矢など多彩でございます。

教育委員会としては、春のニュースポーツ祭や秋のスポレク祭などで新しいスポーツの紹介をしたり、村民運動会を通して多くの方に運動の楽しさを味わってほしいと考えているところではありますが、行政が主体となって推進するというには限界がありまして、やる気にな

って取り組もうとする地域の方たちを支援していくという立場も大切に考えていきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

日曜日に小学校の体育館、グラウンド等でスポーツ少年団の子たちが元気に動いている姿を見ると、とても頼もしく思えるところであります。と同時に、もう少し小さい時期の幼少期におけるスポーツ環境というのも、大切になってくるのではないかと。ただ遊ぶということだけでも大変大きな運動体験になるかと思っておりますので、そこで、今子供たちが運動しなくなった、子供の体力が低下していると言われている時代であります。幼少期にたくさんの身につけた基本動作がありますが、学校で自分も中学のときから今の小学校を見ていると、特に生活環境の変化や便利な社会になってきたことにより、走る、投げる、転がるの3つの動作は十分に習得されていないまま育っている状況があるなというふうに感じています。幼少期の遊び、運動経験は、その後の運動、スポーツ経験に影響を及ぼすものと考えられます。

以上のことから、生涯を通じて健康であるために、子供時代に獲得した身体活動習慣を成人後に持ち越すことが重要です。幼少期、小さい頃、特にその遊び、運動経験ができる対策をお願いしたいと思います。

次に、よろしいでしょうか。地域のスポーツ振興施策の推進を図る重要な役割を担っているスポーツ推進委員のメンバーの構成と役割についてですが、特にスポーツを推進する上で、スポーツの推進委員の役割はとても欠かせない存在だと思います。主な活動の内容と報酬を含め村としての支援についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、スポーツ推進委員は10名をお願いしております、村のスポーツ行事ですね、ニュースポーツ祭、プール祭り、マラソン大会、村民運動会、その運営や補助、また上小地区のイベントであります上小スポレク祭が4回ありますが、その参加、それから研修会等にも参加していただいて、運営をしてもらっているところであります。

報酬ですが、年に3万円を支払っております、さらにイベントごとに1時間1,018円をお支払いしております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

村のスポーツ行事、また地域のスポーツの行事の運営に大変大きく関わって活躍されてと

いうことではありますが、あれですか、洋服の支給だとか運動服の支給などの補助というものもあってもいいかと思うんですが、いかが、そこはどうなっているでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 毎年ということではなくて、時期が来て、これは更新しなければならないという場合には、運動着の支給もしております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

ただ、スポーツ基本法に、スポーツ推進委員は住民にスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとするがあります。地域でスポーツやニュースポーツ、レクリエーションなどの指導、また紹介などの取組もこれからも多くしていただきたいと要望します。

さて、次に先週の土曜に青木の体育館では中学の部活動の上小大会が行われ、男子バレーの競技が行われていました。大変多くの保護者の方も周りに来ていて、地域の方たちも何人か見られてきていましたが、全国中学校体育大会は2017年度から、教員の負担軽減などもあり、今までの19競技から9競技減らして、全国大会では10競技しかなくなってしまうということになってきました。外れた競技は新たな全国大会を対応していくようですが、子供たちのスポーツに親しむ環境は大きくこれから変わっていくようであります。そんな部活動についてであります。新年度が始まりましたのでもう一度、部活動の地域移行についてお伺いします。

令和2年9月にスポーツ庁より学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが通知され、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくと示されています。中学校における部活動は、設置・運営は法令上の義務ではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられています。この通知では、教師の勤務を要しない日に部活動の指導に携わる必要がない環境をつくり、教師の負担軽減を図るとともに、部活動の指導等を、意欲を有する地域人材の協力を得て地域の活動として実施できる環境を整え、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものとなっています。そこで、今年度の中学校の部活動の状況と教師の部活動への関わりについてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、青木中学校の部活動の状況は、男子バレー11名、女子バレー14名、剣道部2名、吹奏楽部12名で行っております。青木中学校の部活動だけだと合計85

名で46%の入部率になります。さらに、青木中学校の部活動以外の活動として、サッカーに10名、野球に4名、ダンス・バレエ・太鼓に4名となっております。全ての部活動、課外活動を合わせると57名、67%の子供たちが何らかの活動に参加しております。

また、指導者では、男女のバレーと吹奏楽部は中学校の先生が教えておりました。剣道は部活動指導員が教えております。中学校の部活動以外の活動は、クラブチーム等での指導者が教えております。青木中学校の実態を見ても、中学校の部活動だけで子供たちのスポーツに対する対応を考えるのではなくて、地域のスポーツクラブや広域として上田と連携した対応を考えていく必要があると思っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お伺いします。そうすると、中学校の教職員で部活動を持たない先生もいらっしゃるということでしょうか、1点。

それから、その部活動を指導されているバレーボールとか、その教師は土日はどのような指導をされているのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 土日は、指導した場合には村から若干の謝金が出るということで活動を進めてもらっております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 教職員の中には部活を持たない先生もいらっしゃるということですよね。地域移行にしたがって、これから教員が土日には関わらない、上田のほうではもう土日は違う指導者が、外部の方がやられていて、平日は教員がやっているというようになっている。今年優勝したバレーで上小大会、四中さんもそのようにやられていとお聞きしています。これから青木として部活がどのようにされていくか、教員の負担軽減等も含めて考えていただきたいと。

それにつけても、令和3年12月の議会で、自分が地域スポーツクラブ立ち上げについてお聞きしました。再度それについてお聞きしますが、中学生の部活動を地域のスポーツクラブが運営するモデル事業を始めているところがあります。スポーツクラブが指導員を発掘し、養成した上で部活に派遣するという仕組みであり、教員の働き方改革のほか、生徒と住民が交流で地域の活性化につなげることが狙いのようにあります。そこで、青木村においても、部活動の改革に向けて具体的な検討を進める必要があると思っております。今後、総合型スポーツクラブの立ち上げを含め、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 総合型クラブは、成立の過程や活動内容等、地域によって様々な形がありまして、全国一斉に同じような形にはなっていないと承知しています。また、設立のバリエーションも多岐にわたっておりまして、地域住民の有志が自主的に設立したり、地域に育ったスポーツクラブ連合が発展的に総合型になったケース、さらに地域の体育協会が中心になるケースがあります。さらに、スポーツ少年団が主体となるケースや、地域の公民館活動を基本として設立するケースなどがございます。

青木村でこれから新たに総合型スポーツクラブを立ち上げるということは、事務局をどこにするかとか、予算はどうするかとか、ちょっと見通しが立ちにくいし、メリットも見えにくいと考えておりまして、一方で、今お話しさせてもらったように、スポーツ少年団の活動ですとか公民館活動のスポーツ活動は、青木村に根づいておりまして継続できているため、青木村の現在の組織が総合型スポーツクラブに準ずる組織ではないかと考えております。

したがって、この組織を土台にすれば、青木村だけで考えると部活動の地域化はそう難しくなく移行できると思っておりますが、一番の問題は、生徒数が減っているということから、青木中学校だけの部活動では子供たちの希望するスポーツ部を準備できないという問題であります。部活動の地域化を進めるためには、上田市と連携して広域での部活動を進めていく必要があります。今、上田市に連携を強く働きかけているところであります。

令和8年には部活動の地域化が制度化されるため、ここ2年で体制を整えたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） まず総合型地域スポーツクラブであります。そんな大きなあれじゃなくても、先ほど言われたスポーツ少年団が、もう少し今度教育委員会じゃなくて横のつながりでスポーツ少年団がつながって、それぞれが運営していくというような形ができれば、そこで団体ができるのではないかとこのように考えています。その団体を核とした総合型のスポーツクラブというのができていくのではないかとこのようにも考えますが、またお願いします。

今回の学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革というのは、日本において長く続いている部活動の考え方が大きく変化しようとしています。これをチャンスと捉え、教員の負担軽減だけではなく、地域と連携し、子供たちが様々なスポーツや文化活動に触れる機会を創出するなど、子供たちの可能性を伸ばす仕組みにさせていただき、中学校における部活動も地域

のスポーツの一つと捉え、総合型地域スポーツクラブを核として民間事業者や自治体などと連携した地域スポーツを推進するプラットフォームを構築していくことは、部活動指導体制の見直しを進める上でも効果的な手法であり、地域活性化にもつながるものと考えていますので、また青木だけではなく、近くの自治体と連携してそういうものができればと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

スポーツは、体育と違って体を育てるというだけでなく、「する」プレーとか、「見る」ウォッチ、「支える」サポートといった観点もあるとされています。例えば、筑波大学の辻助教の調査では、高齢者の鬱病予防にスポーツ観戦は有効だったとの研究成果が発表されていました。また、その新聞報道では、競技場に足を運ばずテレビでスポーツ観戦をするだけでも効果があるとされています。これはまさに見るスポーツと健康との組み合わせの効果です。そしてさらに、そのスポーツ観戦は、地域への愛着を強めたり、友人との交流頻度を高めたりするとも言われています。そこで、このような見るスポーツと健康という観点について、村では現在どのようにお考えかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

最近、野球、サッカー、バスケット等の様々なスポーツ、これはプロスポーツ、アマチュアスポーツ問いませんけれども、こういったスポーツの観戦を楽しんでいる人は非常に多いのではないかというふうに認識しております。

健康寿命を延伸するためには、自ら体を動かし運動等をすることは大事なことでありますが、テレビ等でスポーツ観戦をするだけでも、勝敗に興奮したり緊張で汗ばんだりと交感神経が活発になり、心拍数、呼吸数等が増加し、あたかも自分がその場でスポーツをしているような感覚になり、体にとってよい刺激になります。

また、実際に現地に赴いてスポーツ観戦をすると、選手が自分の目の前で試合をしているという臨場感や一体感を味わうこともできますし、応援したり笑ったりと、ストレス発散効果や一緒に観戦に行った人と話をしたりと、幸福感や充実感を味わうことができ、健康増進につながると言われております。特に、高齢になりまして、自ら体を動かし運動することが難しくなってきた方の健康増進のためには、スポーツ観戦は大変効果的なものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 見るスポーツも村民の健康、笑顔、そして活力につながっていくという重要な観念として捉えているというのをいただきました。そのような見る環境を提供するという意味ではありますが、先ほど平林議員が言われたサイクリングツーリズムで、その整備が今行われているというのがありました。地域にいろんなスポーツを持ってくるというのも、それを見るというのも一つの観点かなと思いますので、そんなことからスポーツを目的とした旅行、多数の参加者が見込めるスポーツイベントの開催、多数の観客が見込める大規模な大会の誘致、スポーツ合宿やキャンプの誘致を通じて、地域の経済・社会活性化を図る動きが各地で広まっています。見ることもできるし経済もよくなるということでもあります。

こうしたスポーツによるまちづくりにおいても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも3密を避けて楽しむことができる各地域の自然資源を生かしたアウトドアスポーツツーリズムが、日本政府観光局では、旅行者自体が実際に参加・体験することを主目的とした旅行として、日本には地域の自然環境を利用したゴルフ、海洋国ならではのダイビング、山岳国の強みを生かしたスキーや登山など、豊かな自然環境や美しい四季を楽しみながら取り組めるスポーツが数多く存在します。これらのアウトドアスポーツを動機とした訪日旅行を取り込むことだけではなく、旅行消費の拡大や旅行者の地方分散にも寄与するなど、日本の観光振興において極めて高い潜在力を持っていると紹介しています。

そこで、午前中の村長さんの答弁にも、青木村にいろんな資源があると、それを付加価値をつけてやっていきたいということでもありましたので、青木村においては自然を生かしたパラグライダー、トレッキング、ハイキング、サイクリングなど、また温泉等の異文化体験もできます。これらを生かしたコンテンツ開発についてですが、東急グループさんと連携していろんなコンテンツ開発ができるのではないのでしょうか。

また、143号青木峠バイパスができた後の旧青木峠をハイキングやサイクリングロードとして整備するなども考えられると思いますので、このようなことを含めてお考えをお聞きます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 答弁させていただきます。

山があり、川があり、晴天率が高く、アウトドアスポーツの資源において当村は大変恵まれているというふうに思っております。旅行消費・観光消費額から見ますと、アウトドアスポーツは道具や機材、用品が高額で、観光地での消費、お金が落ちていないようにも思えて

います。消費額が上がる仕組みが必要というふうに考えております。

先日、リフレッシュパークあおきでマス釣りを楽しまれた方からお話をお聞きする機会がありました。釣り堀では針を入れるとすぐに釣れて、魚の生きがよくて、内臓を取り除いてさばいてくれて、塩焼きまでしてくれてすぐに食べられた、手を汚さずに、子供たちもお母さんもお父さんも手を汚さずに食べられた、楽しめたという御意見を伺いました。消費額が上がる仕組みを考えていきたいというふうに考えています。

東急グループとの連携でというお話がございました。東急グループとの連携でコンテンツの開発という御意見、確かに見せ方やサービスの提供方法など学ばせていただく機会が多いです。議員御提案のとおり、幸い東急グループの皆さんとの御縁をいただいたので、折に触れまして御意見、御感想をいただく機会を得たいというふうに思います。

また、トンネル開通後の青木峠のサイクリングロードとしての整備についての御意見は、既に実績もございますので、今後研究していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく申し上げます。自然資源を生かした青木村の取組というのが望まれます。

そこでもう一つですが、アーバンスポーツ、都市型スポーツとも言われ、様々なアーバンスポーツの競技の中でも代表的なものといえば、世界的なスポーツの祭典にも競技として採用されました自転車のBMX、スケートボード、スポーツクライミングなどが挙げられます。2023年6月2日に長野県のアーバンスポーツを盛り上げることを目的に、一般社団法人アーバンスポーツ信州が設立されました。アーバンスポーツ信州では、長野県内のアーバンスポーツを盛り上げていくプロジェクトDIGXSを掲げています。その中には、以前同僚議員からの質問があったeスポーツも含まれています。

スケートボード、BMX、インラインスケートはB3スポーツと呼ばれていて、この3つが一緒にできる専用のパークが増えています。オリンピックでメダルを獲得したスケートボードは注目度も高く、スケートボード専用のパークも比較的多いようです。そのパークには企業や自治体も注目していて、近年では公営のパークの設置なども広まりつつあるようです。

また、長年にわたり普及に力を入れているスポーツショップなどが体験会やスクールを全国各地で開催していることもあり、スケートボードをはじめとしたB3スポーツは比較的取り組みやすい競技と言えます。若者のスポーツ離れもありますが、このような若者に人気の

あるスポーツというものも取り入れられないかということで、アーバンスポーツは若者や子供を引きつける、引き寄せるとともに、アーバンスポーツの競技者や観戦者のツーリズムも生み出すものとして、地域活性化への寄与・貢献が期待できるものではないかと言われています。青木村でもアーバンスポーツについて検討されてはいかがでしょうか。お考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） お話にあったように、上田市にも坂城町にもスケートボード用パークが設置されております。坂城町の設置例が分かりやすいので紹介したいと思います。

坂城町ではかつてより住民からの要望があり、スケートボード協会では署名活動も行ったということでもあります。その頃、工場団地の造成工事が契約されており、遊水地の必要が出てきたことから、災害時には増水した水をためておく場としてパークを設置したということでありました。住民からの要望も、それから用地利用としても、どちらからもウィン・ウィンの関係で設置ができたということでありました。上田市もスケートボード協会からの要請を受けて設置したと聞いております。

青木村では、まず要望があるのか、あるとすればどんな方法が考えられるのか、お互いに知恵を絞って考えていく必要があると考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

これから青木峠のバイパスが、トンネルができて、多くの方の交流ができるようになってくると思います。若い人たちも青木村にたくさん入ってこられるようになると、そういうときに、そういうパークがあるということが一つの、青木村を通過するのではなく、青木村にいるという一つの目的になると思いますので、また要望も含めて考えて、検討していただければいいと、お願いします。よろしく願いいたします。

またeスポーツについてでもありますが、信毎さんのこの間の記事で、5月22日付の記事でしたかね、高齢者のeスポーツ指導者の養成講座を信毎の本社で共同通信デジタル社が行うというのがありました。高齢者に向けてこのような講習会も行われているようです。eスポーツの取り入れというのもまた考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、障害者のスポーツについてお伺いします。スポーツ庁は、令和4年3月25日に第3期スポーツ基本計画を策定しました。第3期計画は、今後のスポーツの在り方を見据え、令

和4年から令和8年度までの5か年間で国等が取り組むべき施策や目標を定めた計画となっています。

その中で、現状では成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%と、成人一般の56.4%と比べると大きな隔たりがある。障害者で過去1年に一回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で41.3%、若年層では26.9%となっている。そこで、障害者スポーツの実施環境整備、理解・啓発により障害者スポーツの実施率の向上を目指すとあります。この割合は、まださらに低い状態なのではないでしょうかということで、村における障害者がスポーツに取り組む状況についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村におきます障害者スポーツの取組状況についてでございますけれども、これは青木村の身体障害者福祉協会、そして青木村社会福祉協議会が中心になって行われております。ここ数年間、コロナウイルスの感染症で実施ができませんでしたが、今年4年ぶりに上小の身体障害者スポーツ大会が開催され、村の皆さんも参加されました。私も開会式等に参加をさせて、皆さんの元気を久しぶりに拝見したところでございます。

この大会に向け、年度当初よりボッチャの練習を行ってまいりました。一年間を通じましてこのスポーツに教室を行うなど予定される中で、勉強を皆さんにはさせていただいております。また、村内の障害者支援の事業所におきましても、トグチにボッチャでありますとかスマイルボウリング等のスポーツを行っていただいております。村といたしましても、このような取組に対して支援を行っております。

私は社会福祉協議会でお世話になった際に、2010年、ちょっと前になりますけれども、千葉県で国体が開かれ、その後、全国障害者スポーツ大会、国体ですね、障害者の。この大会に青木村の方が長野県の代表、主将として参加されました。全国大会の順位は砲丸投げが5位に、ソフトボール投げは何と優勝されまして、社協としてもバスを仕立てて横断幕を持って、みんなで千葉の会場まで、グラウンドまで応援に行ったことを思い出しました。またそれから、コロナ前ですけれども、県の大会が毎年開かれておりまして、多数の種目があって、村民の皆さんも何人も出場して、メダルを取ってこられる方も何人かおられました。そういう活躍をしておられます。

こういうことは、地域の連携にもなりますし、それから身体障害者同士の交流にもなりますので、こういったことを一生懸命応援していくことが必要ではないかなというふうに思っています。そして、障害者の人の社会参加の促進にもなりますので、村といたしましても、

熱心に取り組んでおられますこのような機会を大きく盛り上げていくことが大切だというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。障害者の方々がスポーツに親しむ環境づくりをこれからもしていただければと思います。

障害者スポーツ振興についての施策目標は、障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々がスポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり、心のバリアフリー、なくなるということですね、バリアフリーになるということです。共生社会が実現されることを目指すというところであります。

そこで、青木村の障害者スポーツに取り組む先進地として、障害があるなしにかかわらず全ての村民がスポーツを通じ幸福で豊かな生活を営むことができる地域となることを願い、障害者スポーツの普及・推進のため、今後どのような取組を考えているのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

障害者が、住み慣れた地域で自分らしく豊かな地域生活を送るためにスポーツ・レクリエーション活動を行うことは、大切なことであると認識しております。障害者スポーツにつきましては、ただいま村長の答弁にもありましたように、青木村の身体障害者福祉協会、青木村社会福祉協議会が主体となって実施されておまして、村といたしましてもこのような活動に対して引き続き今後も支援等を行ってまいりたいと考えております。

また、上小地区の障害者スポーツ大会、さらには県大会等は、障害者の皆さんがスポーツを通じて親睦を図り、地域住民等と交流を図り、相互理解を促進するとともに、障害者スポーツの普及促進を深めるイベントであると考えております。村といたしましても、このような活動に対しまして積極的な関わりを持ち、今後も必要な支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 村としてお願いいたします。

障害者、身体障害者の方のスポーツも多くなっているんですが、知的障害者のスポーツもありますSOです。スペシャルオリンピックスですかね、フロアホッケーなんかの取組も各地で行われているようであります。またそんなことも含め、知的障害者の方たちのスポーツ

環境支援等もよろしくお願いたします。

昨年の6月議会で、障害者の理解促進と差別解消地域の理解向上への取組について質問しました。その際、障害者と交流のイベントは、その点身近に感じられる場を提供できていると思いますので、障害者の皆さんと触れ合うイベントなどの企画を考えていただきたいと提案しました。スポーツで体を動かし触れ合うイベントなどぜひ企画していただき、人々の意識が変わる心のバリアフリーになることをお願いしたいと改めて要望いたします。

最後に、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、各地方公共団体は国のスポーツ基本法を参酌して、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとされています。そこで、村民の体力づくりや健康づくり、運動・スポーツ活動に関する意識やニーズ等を的確に把握して、今後、青木村としても青木村スポーツ推進計画の策定についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村では、第5次青木村長期振興計画において、スポーツ・レクリエーションについて項を設けて計画を策定しております。これが国の言う青木村スポーツ推進計画となります。

スポーツ庁では、平成29年の第2期スポーツ基本計画に地方スポーツ推進計画の策定についての内容が盛り込まれております。しかし、平成30年に実施された地方スポーツ推進計画策定状況調査では、都道府県や指定都市ではほぼ策定してある状況であります。指定都市以外の市町村では7割程度の市町村が単独の計画は策定していないか、あるいは総合計画に含めるとしてあります。

これらの状況を踏まえ、令和4年に全国自治会と広島県が地方分権に関する提案として地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求めるとして撤回を求めています。その理由は、財政措置がない、それから策定の人員の負担が大きい、本来策定は市町村の自主的判断に委ねるべきである、国や県の役割は計画の策定を促すことではなく市町村の取組を支援することであるという理由からであります。

この提言を受けてスポーツ庁は、計画の策定は努力義務であること、また単独での計画策定や数値目標を求めているわけではないこと、地域の実情に応じた負担の少ない計画の策定でよいとしております。まさに、小さな町村では計画を立てるよりも実行を大事にしていくことが重要であると考えておって、青木村も、小さい村ですので担当者はより多くの方にスポーツを楽しんでもらう努力を行っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） そう思います。財政的措置がない、計画策定をするための人員の負担が大きい、市町村の自主的な判断に委ねるといようなことで、この計画自体が大変な、スポーツ振興基本法に準じてつくらなきゃいけないといような大変重い推進計画だと思います。そこで、村としてもそのような独自の計画をつくっていただいて、推進していただければと思います。ありがとうございました。

そこで、スポーツは良心的な心身を形成し、健康と長寿の礎であり、人々に感動を与えるだけでなく、地域の活性化やスポーツ環境の充実による産業の広がりから社会的効果や経済的效果をもたらすなど、活気あふれる村を形成する上で欠かすことのできないものです。これまでスポーツといえば野球やサッカーなどメジャーな種目が注目され、広く親しまれてきました。これからは従来のスポーツに加え、若い世代で広がりつつあるアーバン、都市型スポーツや、幅広い年齢層が楽しみ、親しめる可能性を持つeスポーツなど、新たなスポーツ種目やスポーツ文化を含むあらゆるスポーツを応援・支援することにより、活気あふれる村づくりに取り組むことが重要です。村民がスポーツに親しみ、実践し、健康になることで、活気あふれる村が形成されます。全ての村民が健康で活気あふれる村の実現を目指すスポーツ振興の取組をお願いし、私の質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員の一般質問は終了しました。

ここで、暫時休憩といたします。

14時25分、再開します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

1点目、子供の権利の保障・拡充に向けて質問いたします。

最初に、子どもの権利条約並びにこども基本法についてお尋ねいたします。

1989年、国連において採択され、5年後の1994年に日本が批准した子どもの権利条約ですが、批准からちょうど30年が経過しました。子どもの権利条約の趣旨は、青木村の子供たちに生かされているのでしょうか。また、昨年4月には子ども権利条約の精神にのっとり、こども基本法が施行されました。

そこで、子どもの権利条約並びにこども基本法に対する教育長の基本的な見解をお伺いします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 子どもの権利条約は、今お話があったように1989年に国連総会で採択され、1990年に発効した国際条約であります。4つの原則と1から40条の権利条約が定められております。子供の生存、発達、保護、参加の権利を保障し、子供が尊厳を持って成長するための環境を整えることを目的としています。

こども基本法は、日本国内での子供の権利を具体的実現するための国内法であります。子供の健全な成長と発達を支援するための基本方針を定め、子供に関する政策や施策の基盤となることを目的としております。いずれも子供たちを取り巻く環境や育成のための基本理念について書かれており、子育てに関わる重要な理念であると認識しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございました。

ただいま子どもの権利条約については、4つの原則ということで御紹介がありました。繰り返しになりますが、私も確認させていただきます。また、こども基本法には6つの理念が盛り込まれていますが、この子どもの権利条約、またこども基本法、いずれについても共通してうたわれていることは、先ほど教育長おっしゃいました1つ目は、差別の禁止。2つ目には子供の最善の利益。そして3つ目、生命、生存及び発達に対する権利。そして4点目として、子供の意見の尊重。この4点であります。

これらの点が青木村の子供たちにはどのように保障されているのか。また、保障するために具体的にどのような取組が行われているのかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例という長野県がつくった条例がありますが、その前文にこうあります。

「一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、連携協力して、重層的かつ総合的に支援に取り組む必要がある」という、まさにこれは青木村の今の強みであるインクルーシブ教育ですとか、社会育成事業の目指す姿と私は同一だというふうに感じております。さらに、子供たちの権利保障に向けた取組として、子供たちが自ら問題に気づき、情報を整理し、まとめ、自分の意見として表現できる力を育てていくことが重要になってくるというふうに考えております。

青木村では、今年5月に小・中学校の先生方全員で研修会を行っておりますが、今年は学びの改革課の臼井課長さんをじきじきに青木村にお迎えして、事業改善について講演をしていただきました。事業改善の重要な柱として、課題解決に向けた探求する授業を学習過程としてイメージしたところでもあります。子供が自分の思いをしっかりと持ち、具体的な根拠を基に自ら発信していく力を育てていこうと考えています。小学校の6年生が自分たちで考えて、全校リレーやフラックダンスを考えて行っていったことは、このような考え方の延長上にあるのではないかと捉えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先頃行われました小学校の運動会、全校リレー、私も感動的に見させていただいた、まさに今教育長がおっしゃったことが生かされているのかなとも思った次第であります。

さて、ただいまの教育長の御答弁の中ですが、先ほど申し上げた4点のうちの4点目の子供の意見の尊重、これについて少し考えてみたいと思います。ただいま教育長答弁でもそのことが指摘されたところでもあります。

さて、その子供の意見の尊重ですが、まだまだ十分ではないと、そういう点があるのでは

ないかと私は考えているところです。この に関わって、私はこれまで何度か取り上げ、質問してまいりました。状況が改善されているのか。あるいは改善の努力がされているのか。先ほど全校リレーというふうな点では、大変喜ばしい事例として考えられますけれども、十分であったかどうかという点を検証したいと思っております。

具体的に、中学校の校則について質問いたします。

2年前、2022年6月議会で、私は当時社会的な問題となりつつあったブラック校則について取り上げ、質問をいたしました。ブラック校則と定義されるような校則が青木中学校の校則に入っていることはないか質問したところ、教育長からは「青木中学校の校則とブラック校則が重なる部分がある。学校に投げかけたい」という御答弁をいただいております。その後、当然改善が図られたものと思っておりましたが、校則についてほとんど変化がありません。青木中学校の生徒手帳の「望ましい生活態度と学校生活の決まり」のページの末尾には2022年4月1日改正とあり、2年前から改正されていないことを物語っています。

しかし、中身を精査すると、加除修正されている部分が何か所か見受けられました。大きくわけて2点。表現上の訂正と管理的な内容の削除並びに書き加えです。表現上の訂正としては、「しよう」を「しましよ」、「心がけよう」を「心がけましよう」など、文末を常体から敬体に統一化しています。また、「いく」「あわてる」などを漢字に改めてもいます。

一方、内容の削除並びに書き加えでは、「腕に髪の毛をしばるためのごむなどをつけない」が削除されるとともに、靴下について、「ワンポイントのキャラクターはよい」としていたものが削除され、「ワンポイントはよい」のみに変更されていました。また、公共物について、「壊れている場所を見つたり、物を壊してしまったときはすぐに先生に報告をする」という項がつけ加えられています。

これらはいずれもさきの教育長答弁、「ブラック校則が青木中学校の校則と重なる部分がある。学校に投げかけたい」に基づく改正であったと言えるものではありません。2年前の答弁に基づき、教育長教育長は学校に対し、どのような投げかけを行ったのか御説明ください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 生徒手帳の最後に、「この願いや決まりの改正は生徒会、代議員会と職員会での話し合いによって決定できる」とあることから、生徒たちがブラックだと感じているようなことがあれば検討してもらうことができるため、学校長には必要に応じて生徒たちとの検討をお願いしたところであります。

子供たちは今、制服の在り方について検討を始めたところで、学校での制服について困っ

ていること等について意見を集約しているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 末尾の部分、私もそこには着目をしています。職員会並びに生徒会によって改正ができるという部分であります。しかしながら、今の教育長の投げかけで子供たちが制服については動き出しているというお話はお聞きを今しましたけれども、ブラックと思えるようなところについて、それについての改善はいまだ図られていないというのが実情かと思えます。

教育長には重ねてお尋ねをします。

教育長御自身は、校則のどのような部分をブラック校則と重なる部分があるとお答えになったのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私はあの話、あのときの話を聞いて、長さですとか色の指定等はどうかなと感じたところもありましたが、そのときにお話したように、生徒たちや教師たちが現状に合わない校則だと考えた場合、校則を変えていくべきであると捉えております。

現在、生徒集会において繰り返しになるんですが、ジェンダーレスの制服について生徒会長から提案がされたところでもあります。その後、メリット・デメリットについて3年生の意見を集約し、制服、服装の見直し、推進計画を立ち上げて、話が動き始めました。今後、全校生徒のアンケートを行い、10月にはP T A制服検討委員会を立ち上げたいと生徒会では考えております。

今後は生徒会としての方向を決め、保護者や教師との意見交換を行い、問題点を明確にするなど具体的な動きになってくると考えています。まさに子供たちの課題解決力の実践的な力を今年に育てることになると考えています。

教育委員会としても、学校としても、生徒会を中心とした改革の活動については応援を惜しまないつもりでいるところであります。いかにみんなの賛同を得られる案にしていくことができるか、今後も相談に乗っていきたいと考えています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 制服をどうするか、ジェンダーフリーにしていくというような議論が今、生徒会で巻き起こっているということについては、私も聞き及んでいるところです。そうした動きが出てきたことについては、この私自身もこの場でジェンダーフリーを考えたらどうかということも提案してまいりました。そういう点からしても、大変喜ばしい、子供た

ち自身がそうした方向に課題を向けているということについては、大いに評価したいというふう思うところであります。

しかしながら、そうした中で、制服のジェンダーフリー、あるいは自由化、そうしたことと先ほど教育長がおっしゃったブラックと重なるような部分として、長さまで指定するだとか、色を指定するだとか、そうしたことも含めて検討されていくということでもいいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 3年生にはもう全員にアンケート調査がなされておりました、本当に見づらいんですが、こう1ページにまとめられています。この中で、制服についてはどう考えるかという中で、「重い」とか、それから「着換えるのが大変」だとか「暑い」とか、そういうことが多く出されておりました、自分の好きな色を靴下を履きたいというのは1名出されているところで、多くの子供たちの意識、関心というのはジェンダーのところの制服、あるいは着換えについての面倒くささから、夏暑いとか、そういう具体的な場面での回答が多いなと感じておりますし、制服そのものについては、あったほうがいいのではないかという意見も多く出されています。そのほうが自分で考えなくても済むし、経済的にもいいよねみたいな、様々な意見が出されていて、まさにいい議論がこれからなされ、これまでもなされたし、これからもちょっと楽しいいい議論がなされるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 子供の意見を尊重していくという場面では、まさにいい場面設定ができていくんだなと。子供たち自身がそういう場面をつくってきているということをお願いするところでもあります。

一方、子供たちの意識が醸成されているかどうかということ、ちょっと話が飛んでしまうんですけども、先日、上小管内の小学校の先生が3年生の子供たちに投げかけた実践をちょっと紹介されたんです、私は。それを聞いて、ううんと思ったことがあったんです。というのは、その先生もおっしゃっていたんですが、消しゴムとかそういった学用品にキャラクターがいっぱいついていると。そういうふうなものを持ってくることはいかがなものかということが議論になった。

教師としては、じゃ、授業中は出さないようにしようねとか、あるいは友達にそれを見せびらかして交換するとかというのはよそうねというふうな形に、恐らく子供たちは落ち着く

だろうというふうに思っていた。ところが、子供たちが出した結論は、先生に禁止してもらう。そういったことだったということなんです。つまり、子供たちが言わないことが美德。あるいは同調圧力に、同調することが生きていく上での防御策、そんなふう子供たちがなってきたのではないか。そういったことを懸念するときに、まさに今回のその制服についての論議が子供たちが本当に主体者として伸びていけるような、そういう子供たちの醸成も培いながらやっていく必要があるのかなということを感じたところです。

ちょっと雑多を申し上げましたが、そんなことも含めながら今後の改革について応援を惜しまないという教育長の答弁ですので、それに期待し、今後の方向性を出していけることを、またブラック校則等の部分については、そうした分がなくなることを期待したいなと思います。

それから、ちょっと話がまとまったところで若干後戻りするようで恐縮なんですけど、先ほど私のほうで幾つか修正された部分がある。校則についてという話をしましたが、それについて十分に生徒会が関わっていたのかどうかというのが私は疑問なんです。

と申しますのは、先ほど教育長が読み上げた一番決まりの末尾の部分、「この願いや決まりの改正や削除、つけ加えは生徒会、代議員会と職員会での話し合いによって決定することができる」、その部分ですが、これに依拠していたのかどうか。もし依拠していたのだとすれば、改正期日が改まっているはずなんです。2022年4月1日のままの改正日で改まっていないということは、子供たちの意見がここに反映されないまま子供意見、表明がなされないまま手先と言っちゃ失礼ですけども、直しが行われたんじゃないかなと、そう思うんですけど、その点について教育長、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それは、私の承知しているところではないと思います。生徒委員会を中心になって、この決まりは必ず生徒会で話し合いが行われておりまして、その話し合いの結果を基に教員たちが参画するというので、青木中学校ではそういう意味では本当に体制としてはよくできた体制になっていると思いますので、この制服の今、ジェンダーフリーの制服の制定についてもそうですけれども、子供たちの考えをいかに大事に育てていくかということで、先生たちの気持ちは一致していると考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 改正日が改正されていないというのはどうしてですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それは、学校に確認してみたいと思いますが、その改定日の日にちが間違っているのだと思います。

○5番（坂井 弘君） 了解しました。

それでは、校則についても一言だけ申し述べておきますが、まさに今やっている校則の改正、あるいは制服の自由化、ないしはジェンダーフリー化、そうしたことについての場面は、本当に子供たちに意見表明権を尊重して具現化させる絶好の機会です。教育長も同感だと思いますけれども、もう校則そのものについて言えば、子どもの権利条約28条第2項でうたっている部分がございます。「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用することを確保するためのすべての適当な措置をとる」と、ちょっと難しい言い回しなんですけど、学校の規律校則は、児童、すなわち子供たちの人間としての尊厳に適合するものでなければならない。一番最初にさっきも教育長がくしくも同じように尊厳という言葉を使っていたんですけど、まさにその人間の尊厳ということに関わって校則がどうなのか。そういう点から見直しを図っていただきたい。そういう点で再度、そうしたことも含め、教育長の指導力を発揮していただきたいというふうに思うところではありますが、それについて何かございますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおりだと思います。今、子供たちにつけなければいけない力は、この変化の本当に激しい中で生活、たくましく生きるためには自分で気づいて判断して、情報を集めて、結論を出す力が必要なので、まさに今、一番大事にしなければいけない力を、校則はその中の一つですけれども、一つとして大事に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） よろしく願いいたします。

次の視点から申し述べます。

中学生議会を開催してはどうかという提案、これは半年前、昨年12月議会で行いました。そのときの教育長答弁では、テーマ設定、事前準備、意見聴取、フィードバックの段階を踏まねばならず、簡単に今計画するとは答えづらい。また、村長を囲んでの全校生徒車座集會を開催することも可能だというような言葉をお答えになっていたかと思います。

こうしたことについて、検討を進めていただいたものと思いますが、中学生議会、もしくは小・中学校における全校村長を囲んでの生徒車座集會、そういったものを本年度開催する

予定はおありでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員の子供の意見を尊重する、これに代わりまして、村長を囲む議会とか、全校生徒車座集会について答弁をさせていただきたいと思います。

数年前ですけれども、中学校の役員、PTAの役員の方が来られまして、ぜひ村長から子供に講話をしてほしいというお話をいただきました。私は、喜んでさせていただきまして、村政の考え方でありますとか、課題でありますとか、村の今後の展望とか、そういったことを全生徒に聞いていただきまして、私にとりましては大変新鮮で、有意義で、楽しい会でした。

そのとき印象に残っていることを少し申し上げますと、後半に質問の時間を取ったんですが、相当手を挙げて質問してくれたというのが大変うれしかった。それから、もう一つは「水族館を村長、造れないか」と、こういう話がありまして、いや思いもしない質問ですけれども、やっぱりこういった柔軟な考え方ってすごいんだなというふうに思いました。

一番思い出に残っているのは、「村長、何で上田と合併しない理由は何ですか」と、こういう御質問をいただきました。あ、これは大事なことだなと思って、その僅かな10分間の間に10項目ぐらい答えたと思うんですけれども、校長先生にお願いして、これは大変なことなので、私メモを書くからこれを生徒に紹介してくれって言ったら、いやそれは大事なことから村長来て、ちゃんと自分から説明してくれ、答弁してくれという話がありまして、改めて全校生徒にその話をさせていただきました。後で校長先生に聞くと、「どうですかね、理解してくれていますかね」と言ったら、「相当数分かったと思いますよ」というふうに言ってくれたので、そういうふうなことは大変よかったなというふうに思っております。

子供たちには、それぞれの年齢に応じまして、必要でありますけれども、自分のふるさとであります青木村のことに興味を持ってもらう。そして、自分たちの意見をはっきり述べるということは、この時代、特に参政権が18歳になった今、必要なことであるというふうに考えております。

この実施の方法はいろいろありますけれども、議会方式だとか車座集会いろいろありますけれども、学校の時間、学校の行事の間とか時間の許す範囲内でお願いできればなというふうに思っております。

加えてちょっと2点、お話をさせていただきたいんですけれども、私も太平洋戦争を僅かですけれども経験した、本当に人数も少なくなってきた、これしっかり遺言として子供たち

に、あるいは村民の皆さんに平和の尊さというのを身をもって伝えていく責務があるなというふうにも思っております。そんなことが直接話せるかどうか分かりませんが、そんなことも思っております。

それからもう一つ、先日小学校の運動会がありました。そのときに、多分生徒会長さんか副会長さんかですけども、隣にいてトロフィーを渡すときに、「村長、これアオキノコちゃんのトロフィーつくってくれないか」と、こういう話がありまして、そうか、そういうことなのかなと思ったんですが、私がその予算取って、村の予算取ってつくって渡すというんじゃないくて、子供が自ら考えて、ぜひこういうものをつくりたいというようなことを、やり取りが必要だなということで、校長先生と相談しまして、村の元気づくり支援金があります。その要綱を渡して、申請書を渡して、それを書いてきて、私がいいか悪いか判断してというような、そういった教育上の立場でも含めてやり取りを、今始めているところでございまして、機会があればぜひこういったことを含めてお願いできればなというふうに思っております。もう少し教育長から答弁させます。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 村長さんの御意見に付け加えて、中学校でも今、今年それについて頑張ろうとしていることがあるので、紹介したいと思います。

中学校では、今年信大との共同研究を行う計画が進んでおります。具体的には、総合的な学習の時間を使って、2学期に自分たちで学校をよくするための物やサービスを考え、提案し、お互いに議論し、問題解決を図るサイクルを実施する予定であります。さらにその学びを青木村の中まで広げ、自分たちが村の中の問題を解決する課題探求の授業を展開する予定であります。

課題を見つける力、データを集める力、整理分析をする力、発表する力、議論の仕方等について学ぶようにしていきたいと考えています。その流れの中で、教育委員会への提言ですとか、青木村への提案がなされたとする、それは学校にとっても子供たちにとっても、また村にとっても大変に貴重な体験になると考えておりまして、特に今回は信大との共同研究ということで、探求する授業を体験してもらおうと信大教育学部の先生が自ら授業を実践を行うということになっています。先生方のその授業を見て学ぶようになっております。

このような貴重な体験を生かして、通して、子供たちが自分たちの意見を発表する場を育ててほしいと願っております。思いつきでもいいから意見を言いなさいではなくて、何に気づいて、どのような情報を集めて、どのように分析して具体的な解決法を見いだしていくか、

実現可能な提案にしていく道筋こそ重要であると考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村長並びに教育長からの御答弁、ありがとうございました。

この議会の場で、子供の姿で語る事ができる、そういう事ができたことを大変私ほうれしく思うところであります。先ほどの村長のお話の中で、中学校での講義、質問というそういったことの実践、そうしたことや今教育長から中学校での今後の取組、そんなことをお聞きをして、そうしたことが今後ともますます行われていけばいいなというふうに思うところであります。

先ほど村長のほうから小学生のトロフィーの件をお聞きしましたが、私もすぐその後ろでやり取りを見ておまして、村長なかなかいいこと提案しているななんて思ったりしたところですが、そうしたところを捉えて、子供たちの意見を大事にしてくださっているということをお大変ありがたく思うところであります。

教育長に再度、お聞きをします。

中学生議会については、あるいは車座集会については、今年の予定は信大のその取組に委ねるということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） どのような子供たちが学びがあるか。どのような提言がなされるか。今年はその期待していきたいと思えます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 中学生議会を行っている自治体、ネット情報で検索しただけですが、7自治体が県内でヒットしてきましたけれども、県内77自治体で中学生議会を実施している実態数というのはお分かりでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県の教育委員会や次世代サポート課に問い合わせ、県として把握しているか確認したところ、どの課も子供議会、中学生議会についてはつかんでいないということでした。ただ、私のほうで近隣に問い合わせたところ、御代田町、佐久市が行っており、小諸市が今年開催の計画があると聞いております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。そうしますと、それぞれの取り組んでいるところの自治体の教訓とか課題とか、そういったのはまだ明らかにはできる状況ではないということ

しょうか。どうですか。いいですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 御代田町が長年やっているの、御代田町から確認をしてきました。御代田町では、「みよた学」というのを小・中学校で行い、その集大成として中学校3年生が学級2名を代表者にして議会を開催していると。学級では、それまでの学習を踏まえ、話し合いを持ち、例えば交通安全の視点からの環境整備や新しいスポーツセンターの設置などを町に提言しております。本物の議会のような内容で、しっかりした話し合いができているとお聞きしています。

このように、学習の集大成として中学生議会が位置づいている場合、成果が上がると考えられますが、中学生議会、あるいは子供議会自体が目的になった場合は、子供たちは何を考えていくか分からず、混乱することになるだろうなというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） やることが目的ではなく、そこまでに到達する過程が大事だということかと思えます。まさにそういったところを大事にしながら、またほかの自治体の様子等も鑑みて、青木村でできるならば中学生議会、そんなこともやってみてはどうかなというふうに思うところありますので、また今後、そうしたことも含めて考えていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、子供の権利保障についての質問の最後にしますが、子供たちの健康診断が確実に行われているのかどうかという、その点についてお聞きをいたします。

子どもの権利条約3つ目の原則の生命、生存及び発達に対する権利を保障する上でも重要な課題かと思っています。健康診断当日、欠席してしまった子供の健康診断、後日日や場所を改めて行われているのでしょうか。また、不登校の子供たちの健康診断はどのように行われているのでしょうか。教えてください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村では、不登校の子供が、その当日休んだ子供が登校、新たに学校に登校したときに、養護教諭が青木の診療所に連れて行って診ていただいたということがありました。この例のように、内科検診を行っていただいている小川原先生は、不登校の子供の検診をほかの日でもよいと引き受けていただいているので、保護者に連絡して家で連れていってもらえることは可能であります。また、歯科検診も同様に行っていただくよう依頼する予定であります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 後日、それができているということで安心をいたしました。不登校の子供たちはなかなか学校に来られない。そうした子供は、言い方悪いですが、置き去りになってしまっているということはないですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そういうこともあろうかと思いますが、逆に行事登校というのも重要な登校の契機と考えておりますので、検診があるからそのときだけ来なさいと言って、それをきっかけにして学校に来られる糸口にもできるのではないかとこのように考えておりました。養護教諭の先生にはそうお伝えしているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 不登校であったために、小・中学校時代全く健康診断受けられなかったというそうした子供、あるいは青年たちも生まれているところです。青年期になって、そういうことで取り返しつかない病気、体の異常が見つかって、一生苦しまなければならなかったというふうな事例も報道がありました。

全ての子供に健康診断を受ける権利を保障するために、村で行っている取組も大事なことだと思いますけれども、取り残されているお子さんたちに対する手当て、そのことも十分にしていきたいと思うところであります。

なかなか不登校の子供たち、学校に来づらい、きっかけにしてというお話もありましたが、そうはいっても来られていない方もいらっしゃるのではないかなと思うんです。そうした子供たち、ややもすると顔見知りのところでは健康診断というのは受けにくいというふうな子供たちもいるかと思えます。青木診療所、あるいは学校医、歯科医というところも大事なところですが、それ以外でも診断、健康診断、親が連れて行って受けられると。しかも無料で。そういった制度を上田医師会などと相談して、構築してもらいたいと思うんです。そのことによって、子供たちが健康診断を受ける機会になればというふうに思うところであります。その点についての教育長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 言わんとしていることは分かりますが、まずは学校医としてお願いしている先生に依頼をするというところがまず第一歩かなというふうに思いまして、内科の小川原先生にはもう依頼済みでありまして、歯科医については先ほどお話ししたようにこれから依頼するという事になっています。

一方で、眼科、耳鼻科についてはそれは難しいと。逆にお医者さんから言われておりますので、今制度化というよりもお願いして診ていただくことをまず第一に考えていきたいと思っています。

逆に、さっき言ったように行事登校という、それを糸口にして学校に来るのを呼びかけていくということを今のところはその程度かなという認識でおります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） きっかけ登校もそれはそれで理解はしますが、でも実際問題ずっと来られていない、そういうお子さんもいらっしゃるんじゃないですか。そういうお子さんにきっかけ登校になるのかどうか。その辺が疑問だなと思います。そうしたお子さんに対しても、健康診断の機会を与えていただきたい。そのためには、違う場所でもできるような、そういう形をつくってもらったらどうかなと思うんです。学校医、まず最初だって、その言葉は十分分かりますし、そのとおりだと思いますが、なおかつできていないお子さん、そこにも手を差し伸べていただきたいというふうに思うわけであります。

こうした実践は、実は大阪市の吹田市では、私の今申し述べたような形で健康診断ができております。大阪でできて青木村にできないわけではないと。青木村単独でなくても、例えば上田の地域、みんなでその辺考え合って、できるような形をお願いしたいなと思うところがあります。またお考えください。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

高齢者の豊かな生活を保障するためにということで質問いたします。

高齢者の補聴器助成について、さきの3月議会で村長から課題を調整し、実現に向けて検討する旨の御答弁がございました。また、県内のこれまでの実施14自治体に加え、4自治体が本年度より新たに実施する予定であるということも明らかにしていただきました。

そこで、お聞きをいたします。

青木村としての実施に向けた検討は今どこまで進んでいるのでしょうか。参考までに申し上げますが、さきの村長答弁を受け、私も県内18自治体の実施状況をくまなく調査いたしました。また、全国の状況についても調べました。

まず、対象年齢ですが、65歳以上としているのは県内実施自治体18自治体中、半数の9自治体、18歳以上、または年齢制限を設けていない自治体もやはり半数の9自治体でした。65歳以上とした自治体では、加齢性難聴はもっと若い年代からでも起きている。年齢制限は

設けるべきではないといった声も上がっているとお聞きをしております。

支給限度額については、3万円が3分の2の12自治体、5万円、10万円としている自治体もあります。全国的には、昨年12月現在で3万円が28%、5万円が22%、最高額は13万7,000円です。

申請回数については、1回限り、または1台限りとしている自治体が県内では10自治体、5年経過後、再交付可能としている自治体が7自治体、3年度経過後としている自治体が1自治体です。交付対象を非課税世帯者などとする条件をつけている自治体は6自治体、3分の2の12自治体が条件をつけず、全ての村民もしくは高齢者を対象としています。

これらを参考に、青木村ではどのような制度設計をしているのかお聞かせください。また、制度発足をいつ行う予定なのか。それまでにどのような手順で準備を進めるのか御説明ください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

高齢の難聴者の方への補聴器購入補助につきましては、議員御指摘のように令和6年3月議会において、村長より補助を実施するように検討する旨の答弁をしたところでございます。現在、補助を実施している他市町村の補助事業の内容等を参考に、補助対象者の範囲、補助金額、その他補助実施に当たっての条件等、実施に向けた検討をしているところでございます。

ただいま議員のほうから御指摘ありましたように、市町村によりまして対象者の範囲ですとか金額、条件等、様々なところがありますので、その辺を今内容を精査しているところでございます。具体的な実施時期につきましては、今まだここで申し上げることはできませんが、今年度中に補正予算を議会に提出し、できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

実施に当たっての手順ですけれども、先ほど申し上げましたように、他市町村の内容等を参考に検討し、青木村としての補助の内容をまず決めます。内容を決めた上で、村の要綱を策定し、補正予算を提出し、補正予算が認められた後には村民に対して広報を実施というような手順で考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 他市町村の状況については、もう私のほうで今申し述べたとおりなん

です。私もこれで質問しようと思って調べたわけですが、私のような能力のない者がちょっと調べても大体県内中の状況は分かったんですよ。そうしましたら、もう次はそれを生かしてどういう設計をするかという段階かなと思うんですが、今そういう状況があるというふうに理解をいたしますので、できるだけ早くやっぱり実施をしてほしい。補正でということですので、本年度の早い時期にはなるのかなというふうに期待をしておきたいと思いますし、また他市町村に比べて最高のレベルで実施ができるようなことをお願いしておきたいと思います。

続いて、認知症カフェの取組についてをお聞きをいたします。

さきの3月議会、社会文教委員会における審議の中で、本年度より認知症カフェ発足に向けた準備段階の取組を行う用意があることを伺いました。その具体的な取組として、広報本年5月号では、「だれもがつながるつどい」の講座申込みが呼びかけられ、上田市で認知症カフェに取り組んでいる皆さんのお話をお聞きしたり、会場を見学したりする計画が紹介されておりました。前向きな取組に感謝をし、大いに期待をするところです。

さて、こうした取組を今後どのように発展させていくのか。来年度はどのようにするのか。今後の計画、見通しをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

認知症カフェにつきましては、昨年6月議会におきまして、坂井議員より御質問をいただきまして、去る令和6年3月議会の委員会におきまして、今年度事業を検討しているという答弁をしたところでございます。

村といたしましては、昨年の6月議会におきまして、答弁の中では場所の確保ですとか、スタッフの確保等、高齢者の単なる居場所とは異なり、現在の村の人員体制の中ではなかなか難しいものがあるという答弁をさせていただきました。

ただ、そうは申しましても、村として住民の方の立ち上げ支援のために何かできることはないかということで、今年度、認知症になっても楽しく暮らせる地域づくりというものをテーマに、先ほど議員のほうからもお話ありましたように、厚生労働省任命の認知症希望大使であり、認知症の当事者、認知症カフェの経営者、大学の教授、特別養護老人ホームの施設長経験者等を講師として迎えまして、講演会、視察、グループワーク等、4回の連続講座を今年度開催する予定でございます。

現在、多くの方から参加の申込みをいただいております。ただし、この講座を今年度開催

したからといって、認知所カフェが来年度すぐに立ち上がるというふうには考えてございません。ただ、この講座を一つのきっかけといたしまして、住民の中から認知症カフェということには限定しなくてもいいんですけれども、高齢者が集まれる居場所等の立ち上げ、機運が高まることを期待しております。

村といたしましては、来年度以降もこういった住民の方の立ち上げの支援等ができることがありましたら、行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年、議会で埼玉県に視察研修にまいりました。村長の案内と言ったらあれですけれども、いろいろ御紹介いただいて、そうしたところを回ってきたわけですが、そうした中で、やっぱり認知症カフェを取り組んでいるという自治体がありました。そこで、どうして進んでいるんですかねということ質問しましたら、やっぱり町が、町だったものですから、町が主体になっている、町がやる気を出してやっているからだよという答弁、お答えだったんです。

やっぱりそういう点では、村が積極的に関わって立ち上げていくことが大事かなと思っております。ぜひ今後の立ち上げに強力な支援をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

さて、介護状態になる日をなるべく遅らせるには、高齢者の健康維持が欠かせません。そのために、筋力アップほきぼき教室、脳と体のストレッチ体操、能力アップ教室、お口の健康相談、また地域健康教室など、村として様々な予防事業の取組を行っていることは承知するところです。

しかし、こうした取組の決定的な弱点は、回数の少なさかと思えます。月1回の運動を契機に個々人で継続することを奨励してはいますけれども、限界があります。介護状態になり、介護施設などを利用する前の段階における健康な高齢者が健康維持のために日常的にトレーニングできる場を確保することが重要ではないでしょうか。

民間では、1回30分、250円でそうした場所を提供するところも出てきており、利用している村民もいます。村ではそうした場所を提供することはできないでしょうか。保健センターを行事のない空いている日に利用する。あるいは、くつろぎの湯の大広間をそうした場所として提供する。そこにトレーニング用具を置く。総合体育館には、かつて購入したトレーニングマシンが眠っているとお聞きしたこともございます。また、できればトレーナーを配

置する。そうした高齢者の健康ジムのな場所にするには考えられないでしょうか。

高齢社会化がますます進む今日、高齢者の健康維持増進対策は急務と考えますが、いかがでしょう。お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

高齢者の方が運動等行う場合には、けがや体調に気をつけて、高齢者に適した運動を適切に行うことが無理なく長く続けられることであるというふうに考えます。このため、専門の運動指導の方に実施していただいたほうが安全に行うことができると考えます。

現在、地域包括支援センターでは、先ほどの議員のほうからお話ありましたように、筋力アップ教室ですとか、脳と体のストレッチ教室、地区の公民館等を利用した地区介護予防教室等、専門指導員等の方に講師として実施しております。村の運動教室に関しましては、保険にも加入しておりまして、何かあったときの保障を受けられ、安心して運動等を行うことができます。

また、保険センターですとか社会福祉協議会の大広間もそうなんですが、基本的には村、あるいは社協の会議、イベント、作業等で利用することを想定しておりまして、日常的な貸出しということはちょっとなかなか難しい面があると考えております。

ただ、議員のほうからお話ありましたように、月1回の教室等では数が少ないんじゃないかというようなこともお伺いしましたので、その辺は村のほうの、教室のほうの全体の中を検討する中で、今後考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） じゃ、その点については以上にしておきたいと思います。

次ですが、村の文化会館のトイレを利用されている高齢者から、トイレ改修の要望が上がっております。文化会館のトイレは1階と2階にあり、各階とも男性トイレが和式1、洋式1、女性トイレが和式2、洋式1となっています。すなわち洋式トイレは全館合わせ、女性用、男性用ともに2か所しかありません。そのため、とりわけ大勢が集まる催しがあったときなど、休憩時間には女性用トイレに長い列ができています。

昨今、洋式トイレが日常化し、とりわけ足腰が弱ってきつつある高齢者は、洋式トイレでなければ用が足せない方も増えています。和式でないと駄目という方もいらっしゃると思いますので、全館に男女各1つずつ和式を残し、ほかは全て洋式にする時期ではないでしょう

か。

一方、文化会館そのものを建て替える時期にもなっているかと思えます。建て替え時期を
にらんで改修する必要があると思えますが、その点も含めて御答弁ください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） トイレのことについては、よく分かりました。そういう要望がある
とすると、大変納得できる話ですので、女子トイレに関して、各階ごとにまずもう1か所ず
つは3か所設置してまいりたいと考えております。

全館改修については、ちょっと私からは何とも言えないので、要望として、私は要望とし
て承りますが、村長、どうでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業誘致をして、金のなる木をつくってというのが先かなというふう
に思っております。今までも改修をする、電気系統が悪くなったり、冷暖房が駄目になって、
何回か建て替えるかというような意見といたしまししょうか、考え方もあったんですが、ちょっ
と村の今の財政状況、財政状況というか優先順位ですよね。今、今日も坂井議員からたくさ
んの御質問、御要望いただいたこういうことを実現するためにも、先立つものが必要になっ
てまいりますし、今日も何回もお答えしました松くい虫がどのくらい金がかかって、何年か
かるか分かりません。

そんなことでありますので、文化館いかんの前に、順序がどうなるか中学校の体育館も課
題がありますし、そういうのが幾つもありますので、もう少し時間をかけてというふうに思
います。しっかり使いやすい文化会館に育てて、育てるといふか構築してまいりたいと考
えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 文化会館については、トイレの増設といたしますか、洋式化を進めると
いうことでお答えいただいておりますので、ぜひそのことをお願いしたいというふうに思
います。

あわせて、文化会館だけではなく、公共施設、とりわけ公民館とかのトイレはどうなの
でしょう。古くというか、もう建ってから何年も経過したという、そういう古い建物にあっ
ては、洋式が少ないというふうなところはないでしょうか。私もまだまだきちんと調べてい
なくて申し上げるわけですが、そうしたところも含めて洋式化ということ、ちょっと一緒に見
ていただいて、考えていただければありがたいなど。とりわけ公民館については、災害の避

難場所にもなるわけですから、そうしたところも踏まえて洋式化というのは進める必要があるかなと思いますので、要望として申し上げておきます。

3点目、生活必需品を村内で購入できる環境を維持するためにということで質問いたします。

青木村の中で、日用品が購入できる商業施設は限られています。かつては、青木商店街がにぎわい、店が何軒も軒を連ねていました。しかし、時代の流れの中で次々と姿を消し、昨今はごく僅かになってしまいました。そうした中、さらに閉店の危機を迎えている商業施設もあると聞き及んでいます。村内の商業施設の現在の利用状況、実情を教えてください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

村の商店街の状況は、議員の御指摘のとおりでございます。総務省統計局経済産業省経済センサスの活動調査によりますと、平成28年の調査時点では、小売業の事業者数は30事業所、従業者数は109名、年間商品販売額は16億4,705万円でした。最新の令和3年調査では、小売業の事業所数は25事業所、前回より5減です。従業者数は131名、前回より22名増えています。年間商品販売額は6億7,913万円で、9億6,792万円の減額でありました。

以上のような状況でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 事業所が減り、また売上げも減っているというふうなことが実情かというふうに伺いをしました。

そうした中で、今ある店舗は村民生活にとって本当に欠かせない店舗であるかというふうに思っているところであります。そうした店舗、商業施設が今後とも存続していくことができるように、村としても何らかの支援策を講じる必要があると思いますけれども、現在行っている支援策並びに今後行おうと考えている支援策がございましたら、お示してください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にもありましたように、商業施設の閉鎖というのは村民生活に大変大きい影響があるわけでございます。商工会には、コロナの時期を含めてたくさんの支援を行ってまいりました。具体的には、また担当課長から答弁させていただきます。

こういったことは、商業者への応援と併せて人口減少のブレーキだとか、Iターンした人を増やすとか、そういったことにもつながるわけでございます。そういう意味で、村営バスの維持、デマンド化、そういったことも支援策に取り組んでいると思っております。

それから、最近になりまして、また今日もAコープのことについて答弁をさせていただき
ましたけれども、そういうような店も青木村にとりましては貴重なお店でございますので、
しっかり応援をさせていただきたいと思っております。

Aコープのことにつきましては、全員協議会でも御質問を皆さんと相談させていただきな
がらやっているわけでございます。また、そういう中で、最近パン屋さんが多くなったり、
カフェが営業するなど、新しいお店も出てまいりまして、そういう意味でも消費者にとりま
しては明るい話題かなというふうに思っております。

交通の便がよくなりつつあるとはいいながらも、やはり村内から高齢者が外へ出て消費す
るというのは大変な勇気も危険も伴いますので、なるべく村内の業者、商店街をしっかりや
っていくことが村全体の活性化につながるという視点で応援をしております。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、具体的な支援策を御説明いたします。

商業は、昔から売り手よし、買い手よし、社会よしということで、三方よしの精神という
ふうに言われておりますけれども、本当に村民の皆さんの交流の場であったり、憩いの場で
あったり、そういった意味で地域の暮らしには必要不可欠な場所だというふうに理解してお
ります。

そのような中で、私ども村では平成17年から地域商品券の発行をしております。令和6年
現在は1億円分を発行しております。商業での使用は平成26年の時点で14.8%、令和5
年は8.9%にとどまっております。10%お得のプレミアム商品券では50.8%の商業での使用
割合がございましたので、商業での地域商品券の期待度はかなり高いという気がしておりま
す。

それ以外に商業振興補助金ということで、毎年15万円、これは商業の売出し等で福引等を
実施しておりますけれども、こちらのほうに使用されているということで伺っております。
昨年は電気料金が高騰しております。電気料金、燃料費の高騰に対しまして補助金を一律
3万円支給しております。これ以外に村内消費を喚起ということで、区長会や地区の皆さん
の利用を深めていただきたいということで、主事会等でも利用を積極的に呼びかけていると
ころでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、具体的にAコープ青木店のことが上がってまいっているわけです

けれども、そうしたところへの支援策というのは具体性なところで、それで私ほうまく聞き取れなくていたんですが、幾つか活路を満たすような施策をしているような答弁だったような聞こえたんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 本来、地域商品券は地域商品券加盟店ということで、加盟店というものを立ち上げて、その中で商品券を使えるようにしておるんですけども、Aコープでも使えるように配慮しております。Aコープでも地域商品券が使えるように配慮しております。

また、電気料金の高騰に対しての補助金も、Aコープのほうにも支給をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 個名で申し訳ないんですけども、そのAコープについては、今までの大口の食材販売先が契約状況が変わったというふうなことも大きな要因かというふうに聞いているところですけども、そうした大口の販売先といったところをほかには開拓できないのかなというふうに思うところですが、そういったことを村のほうで考えるということはどうでしょうか。例えば、準公共団体が経営するような食事提供場所によっての食材の供給、あるいは大手企業への販路の拡大の協力依頼をする。そうしたことで、村民生活の命綱である商業施設の火を消さない努力ができないものでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） そちらの関係は、Aコープに限らずそういった食材費の購入ですとか、あるいは公共事業では村内での消費ということで請負業者のほうには促しているところがございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ちょっと視点を変えます。

上水内郡小川村では、この4月から移動販売事業を始めました。昨年12月に村の地域スーパーであったJAの店舗が閉店したことから、移動販売事業を手がける民間事業者と小川村社会福祉協議会が官民連携で立ち上げたモデル事業ということであります。初年度の事業費600万円のうち、450万円を村が助成して、移動販売車両を社会福祉協議会が買い上げ、職員が販売を担当すると言います。

昨今では、青木村内でも民間の移動販売車を見かけることがありますけれども、村内の商業施設店舗と連携し、村の支援も入れながら運転免許を返上した高齢者に必要な品物を届けるシステムをつくるということは、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 小川村の取組、勉強になりました。青木村の移動販売の実情ですけれども、現在、移動販売1社入っております。また、食材も含めた生活用品の配達4社入っておるそうです。

配食について言いますと、ラポート青木での福祉配食以外に民間の配食サービス2社、これだけの民間の事業所が入っているということでございます。

以上のことを考えますと、ここですぐに村という考えは今のところございません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 小川村の実践の話をさせていただいたんですが、すぐにということでなくても、今後の村の状況いかんではそうしたことも検討する時期があるかもしれません。一つの参考にしていただければというふうに思うところであります。

もう1点、Aコープ青木店では、時折高齢者から品物を届けてほしいという電話が入るそうです。品数がそろって基準額を超える注文になれば応じているということでしたけれども、苦勞するのは注文内容の聞き取りだということです。

高齢者から欲しい品物と数量を正確に聞き取るのはなかなか難しく、時間もかかるということでした。ファックスで注文が受けられるようになればありがたいと言います。しかし、高齢者のお宅にファックスがあるか、また使いこなせるかどうかは分かりません。

そこで、村として必要とする高齢者宅にファックス機器を提供する、あるいは購入助成することはできないでしょうか。それほど多くの方のお宅であるとは思えません。また、経費をかけずに行うのであれば、企業や各御家庭に使わずに取り外されて眠っているファックスが少しはあるのではないのでしょうか。その譲渡を呼びかけて設置することもできはしないでしょうか。その際に、該当する高齢者への使い方指導も併せて行うことも大切なことかと思えます。村のお考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

村では、情報通信ネットワークの高機能化が計画されております。その中で、素晴らしいシステムができれば目でも押せますので、よろしいかと思っておりますけれども、今のファ

ックスというお話でございますので、例えば福祉のほうで日常生活用具の給付事業の中にそういった品目があれば、そちらのほうで検討するのも一つだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 新しく入るその情報アプリというか、そこへの検討もしているというふうに先日お聞きをしたところであります。それに期待をしたいと思いますが、一方で、高齢者そのアプリを使いこなせるんだらうかというのが懸念されるところです。そういう点では、インターネットもちょっと難しい。やっぱりファックスならば、意外と少し操作を覚えていただければできるかななんて思ったりするところであります。そんな点で、ぜひそうした方たちに行き渡るようなサービスができればありがたいなと思うところであります。

道の駅にお聞きをしたところ、道の駅あおきでは、注文を受けてお届けするという販売方法は今のところ取っていない。しかし、将来的に手が回るようになれば考えたいというお話でした。道の駅あおきの機能は、村内や近隣の生産者が生産物を出荷販売する。その機能とともに、村民の生活に必要な食材を提供するという機能の二面があるかと理解をしております。

公社、すなわち村民への食材提供という部分では、まだ改善の余地があるように思います。Aコープ青木店にしても、道の駅あおきにしても、消費者となる村民からすれば、必要な食材の調達が1店舗で完結することが理想です。先日も、近くのコンビニエンスストアで御夫人が買物をし、そしてお連れ合いさんがあおきまで別のものを買に行き、両方で買に行かないと間に合わないというふうなことを目の当たりにしたところでございますけれども、そうしたところで1店舗で間に合えばいいんだがなというふうに思います。

道の駅あおきでは、以前に比べてパック包装された食材の品目が多くなっているように思いますが、肉や魚などの生鮮食品は手に入りません。必然、Aコープへ回ったり、村外のスーパーに出向かなくてはなりません。村内で生活必需品、生鮮食品、食材が賄える環境を維持するとともに、より充実させ、村民の要望に応えられるよう多方面から御努力、御支援いただきたいと思います。村の考えいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） おっしゃられるとおり、多方面からの連携がないとなかなか取り組みづらいことだと思います。そうは申しましても、道の駅あおきは、冬場の商品構成を見ましても、農家の所得を向上することはもちろんですが、福祉的な要素も買物弱者

の立場に立った商品構成もできておりますので、おっしゃられるように肉等の扱っていない商品もありますが、例えば出前で村内の配達するような機能も持っていますので、そういったことを含めて事業所のほうとも相談してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今後とも消滅可能性自治体にカウントされなかった青木村が、住みやすく暮らしやすい村として発展できる。そのことを願いながら、以上3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番の宮入隆通です。

さきに通告いたしました質問1点につきまして、答弁のほどよろしくお願いたします。

青木村の遺跡、古墳、山城について質問させていただきます。

コロナ以前より縄文ブームや古墳ブームなど言われており、2018年に東京国立博物館で開催された縄文時代の特別展では、開催期間が2か月で35万人にも及ぶ人々が訪れたと言われています。今朝のNHKの朝のニュースでも、「発掘された日本列島2024」、通称列島展という巡回展が現在行われていることが報じられておりました。その当時の人々が何を考え、どう生きていたのかは、残された遺跡や古墳から想像していくしかないわけなんですけれども、またそういったところが魅力的なところではないでしょうか。

遺跡とは日本考古学協会によると、人間の活動した痕跡で、全国で認定されたものは4万5,000地点にも及ぶそうです。古墳は遺跡の範囲に入るんですけれども、主に3世紀の中頃から7世紀にかけて造られた土を盛ったお墓を指します。山城は、その名のとおり山に築かれた城のことを指しますが、全国にある城跡のほとんどが山城だと言われています。その数

は3万から4万、5万とも言われており、非常に多く存在します。

遺跡、古墳、山城ともに青木村にありますので、今日はこのことについて質問していきます。

まずは、青木村としての考え方を伺います。

青木村にこのような歴史的な資産があるわけなんですけれども、このことについてどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1点目の御質問の青木村の歴史的な資産についての考え方でございますけれども、歴史とはという話なんですけれども、「歴史とは過去と現在との間に尽きるところを知らぬ対話である」というのがE・H・カーの有名な言葉であります。イギリスの外交官であり、歴史家であった方であります。

私は、歴史から学ぶとか、歴史から教訓を得るといふふうに言われますけれども、今私は、今のことを考える。人間のことを考える。そして、未来のものへの理解を深める。それが歴史であるというふうに思っております。

今、青木村は歴史を中心とする文化を大切にしている日本でも誇るべき村だというふうに思っております。私は全4巻の「孫子」をよく読ませてもらいます。素晴らしいものをつくったなというふうに思うんですけれども、その執筆代表である黒坂周平先生の言葉を引用して答弁に代えたいと思いますけれども、その監修の言葉として平成元年に「孫子」全4巻が足かけ6年かけて完成したと。この巻頭号であります監修の言葉の中に、先生は「全く新しい発見や考察が続出した結果、青木村を中心とする上田・小県地域の中世史の解明に少なからずの問題の提起をした」と。「青木村の歴史を全国的に有名にしたのは、百姓一揆という問題であるけれども、信州の近世農民運動の歴史にも大切な1ページを加えている。青木村村史は青木村の歴史にとどまらず、上小、全県、全国的なつながりも重要な記事がたくさんあった」ということでございます。

さらに、東山道とかこういった幹線道路1級当時の国道という重要な道路が通っていたことによって、青木村というのが古代から近世の文化が成熟しているという歴史的な土台もあるということと、それから、あ、と思ったんですけれども、明治の政府ができたときの大動乱時代に青木村というのがしっかりこういった立ち位置を出していると。それは、いみじくも明治2年、青木村に端を発した騒動、産業組合の創立もみんなこういうことの現れじゃないだろうか。特に、大正から昭和にかけて全国的にも有名となった農民運動は、青木村村

民が不況の混乱期を切り抜けたこの歴史を物語っているということでございます。

その結びとして、先生は「自らの力によって幾多の苦しみを耐え抜いてきた結果が今の青木村の姿である」と。「目を見張るような道路網の改良とか福祉とか文化、本当にそういうものがそろって産業、教育、保健等の行き届いた配慮が行っており、地方農村として1級の評価を与えたい」と、こういうふうにおっしゃっています。

今、私は五島慶太未来創造館が何で造ったかということなんですけれども、特に五島慶太記念館ではなくて、未来創造館という名称にしたことを答弁とさせていただきたいと思えますけれども、慶太翁が関わった教育とか、鉄道を中心とする交通網だとか、まちづくりだとか、その変遷を経て、今どうなっているかということをおぼ館にしたいという思いで、そういうコンセプトで造りました。

特に若い人たちがあれを見て、自分の歴史を重ねて、将来を考えてもらう。そういうようなことであの館は造りました。そういうことを通して、歴史を通して、若い人たちを通して村民、そして特に青木村の小・中学生がそういうことを学んでもらって、日本一住み続けたい村にしていきたいと、そういうふうにおっしゃっています。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 村長がおっしゃったように、先人たちの生き方というか、そういったもの、また今日ちょっともっと昔の話として古墳とかそういう話をさせていただきますけれども、その当時の人たちがどのような考えをやっぱり持っていたのか。そういったことが僕たち、私たちにとって今どういう村をつくっていくのかとか、そういった何か世界観を含めて、やっぱり私たちの中にそういった昔の人たちの考え方というのはやっぱり生かされるべきことだと私自身も思っております。

また、遺跡の話をさせていただきたいんですけれども、青木村にも数多く遺跡があるわけなんですけれども、村松区の塚穴古墳や子檀嶺岳にあった山城などはよく知られているものなんですけれども、青木村の遺跡、古墳、山城、まだたくさんあるかと思うんですが、そういった状況は今どのようになっているんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） しっかりと説明ができています遺跡については、青木村村史にあるとおりであります。実は5年前に青木村の文化財包蔵地を調査した結果、青木村文化財包蔵地一覧表としてまとめた資料がございます。その資料によりますと、遺跡が66か所、古墳戸塚が4か所、屋形跡が6か所、城跡、城、跡ですね、が10か所、城館、城、館が16か所が

調査の結果として明らかになりました。これは、青木村の地図に網かけするようにして明らかになっておりまして、住宅を建設するような場合は教育委員会がその包蔵地であるか否か回答するようになっております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今、お知らせいただいたように青木村にも非常に多くのそういった遺跡、古墳、山城がございます。古墳の場合、その地の有力者の場合が多く、治めていた場所を臨む山に造られていることが多くあるんですけれども、県内でも最近では一般の方がパソコンのソフトで山の地形図を読み取って、新たな古墳が見つかるなど、まだまだ分かっていないものがたくさん埋まっているものと思われれます。村内で現在、調査中の遺跡や古墳とか、そういったものはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、調査中のものはありません。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今、分かっているものだけだということなんですけれども、遺跡などが発掘された場合、多くの出土品が出てくることがあるんですけれども、この出土品の管理も多くの手間がかかると言われています。本当にたくさん出てしまうようなところでは、まだ取りあえず出たけれども、調査ができていないとか、野ざらしにするしかなくて、まだ調査待ちになっているものがあるとか、そういった地域もあるようです。

村内でそういった発掘されたもの、そういったものの資料や文献の管理状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 民俗資料館に展示してあるものと、文化会館の3階の文書館に保管してあるものがございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） そういった遺跡、遺跡というか出土したものも含めて、その文化会館の3階の中にあるという認識でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村にある遺跡や古墳、山城は山間部にあることが多いんですけれども、先日塚穴古墳を見学した際には、古墳の周りの草刈りなどきちんと行われていました。

そのように管理されていることが分かったんですけども、このような現地の管理は、誰がどのようにして行っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 土地の所有者、またはその土地の管理者が管理しております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 直接村のほうであまり管理はしていないというか、その所有者の方たちに任せているということなんですけれども、先ほどたくさん遺跡というか、そういったものがあるんですけども、そのあたりも所有者という方にお任せということなので、管理が行き届いていないところがあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 調べたい場合は、教育委員会に来ていただければ対応したいと考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 次の質問がそのとおりでと思うんですけども、遺跡に興味を持った方々がそういった関連した資料を見たり、もっと調べたいというときは、教育委員会のほうで対応するということでよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 教育長。

○教育長（沓掛英明君） そういうふう考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 様々な自治体にあります遺跡や博物館などに行くと、よく気づくことがあります。入館者が多いようなところには子供たちが多くて、土器のレプリカを触ったり、自分好みの土器をつくるワークショップがあつたりと、やっぱり体感できるもの、経験できるもの、そういったものが必ずあります。

村内の施設では時代を体験、経験できるものというものがないように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今年のことでありますが、今年度、未来創造館では夏休みの企画展として、7月20日から10月6日まで、青木村や長野県で出土した縄文・弥生時代の土器や石器などを活用しながら、古代の青木村の人々がどのような暮らしをしていたかを考える企

画展を実施する予定でございます。

県立歴史館や上田市、東御市の協力を得て、青木村の縄文・弥生時代展を予定しております。その中で村の土器を使ったワークショップを企画しております。これがポスターの赤刷りなんですけれども、こういうことを今年はやろうと思っています。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） まさに先ほど私が質問したことを村としても考えていただいていると。今、非常にそういったワークショップなどやりますと、遠くから子供たち連れの親子が来たりとかして、非常に関心を持っていらっしゃる人が多いです。私も意外と遠くのところまで行って、そういったワークショップのあるところへ行ったりしますけれども、すごくにぎわっているんです。

また、そのとき私もぜひ参加したいと思っておりますけれども、村内の遺跡や山城にこれからも行ってみたいとは思っているんですけれども、先日塚穴古墳を見学した際に気づいたことがあります。

入り口付近に一応、矢印付の案内板があるんですけれども、そこの先にまた大きな案内板がございまして、その説明文を読んでから、じゃ、古墳に行きたいと思ったときに、そこから先への案内があるかもしれないんですけれども、私のほうに全く見えない状態で、私はもともと地元なので、どこにあるか分かるので行きますけれども、なかなか分からない人が来たら、非常に分かりづらいようなことになっています。古墳の場所がどこにあるか示していないため、初めて訪れた方は恐る恐る進むしかありません。ちょっとネットで調べたら、ネット上のコメントにも、どこにあるか分からず帰ったというコメントが入っていました。1つ矢印付の案内板はあるんですけれども、そこから先の小ちゃい道に行く案内が欠けているように思うんですけれども、そういったところの案内板が欲しいところです。

また、そういった説明文のところなんですけれども、非常に親切に説明してあるんですが、親子で来た場合など、子供たちが読めるようになっていないんです。訪れた方が誰にでも読めるように案内の説明文には振り仮名が必要だとは思っているんですけれども、その辺にしているかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村の文化財につきましては、文化財専門員を選定してありまして、年に数回パトロールを行い、必要な改修等を行っております。御指摘については、今後検討させていただき、改修時に必要と思われる箇所は考えていきたいと思っておりますが、全てに

ついてルビを振るということについては、ちょっとここでは確約できないかなという気はいたします。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） すぐなかなか難しいことだと思いますし、何か費用とかもいろいろ考えなきゃいけないことだと思うんですけども、今後何かつくっていく場合には、そういったことも、これは大人が読むものだろうという感覚でつくっていくと、実はたくさんの子供たちが知りたいということがたくさんありますので、振り仮名を極力振っていただくということをこれからも歴史的なものだけじゃないんですけども、何か案内するようなものに関しては、振り仮名を振っていただきたいと思います。

いろんな観光地とか、そういった遺跡を行ってみると、やはりきちんと整備されているところに関しては、もうほとんど振り仮名が振られています。こんなところまで振らなくていいのにといいぐらいすごく親切に、でもそれはやっぱりそういった子供たちも含めて、やっぱり理解してほしいなという気持ちがそれを見るとよくよく分かるんです。青木村もそういったふうになれるように、これから順にでいいかと思いますけれども、配慮いただけたらと思います。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） このように、遺跡などを管理していくためには、パトロールの方が先ほどもいらっしゃるというお話もあったかとは思いますが、人がやっぱり管理していかなくちゃいけないということで、またその人材の育成にも力を入れていく必要があるかと思えます。それはもちろん、役場の職員の方のことだけを申し上げているわけではありません。村内の郷土歴史に詳しい方などそれぞれ詳しい方いらっしゃると思うんですが、体系的に理解している人、説明していただけるような人、そういった方たちは青木村に存在するのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今まで青木村の歴史について、中心的に活動されていた沓掛貞人氏が昨年お亡くなりになりまして、大変残念に思っているところであります。ただし、先ほど村長さんの御挨拶にもありましたけれども、沓掛氏が残された文書データを最近、御家族の承諾を得て頂くことができました。それを文書化をし、あるいは大事に保管し、活用を考えていきたいと思っております。

現在は、古文書や古代建築に造詣が深い永川さんを様々なところでお願いしております。

今後は、郷土史に精通している方も村内外におられるので、後継者の育成をしていけたらいいなと考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはりいろいろな資料とか、もちろん遺跡なんかも含めてなんですけれども、それが一体何だったのかとか、そういったことを説明できる人がいないと、ただ物があるだけになってしまうので、そういった方たち、分かっている人たちがいることは重要なんですけれども、またどんどんつないでいけるようなことをやはり村の方にはちょっと配慮していただきたいと思っています。

現在、何か調べようと思ったときには、誰でも気軽にインターネットで検索できるようになりました。例えば、「青木村、遺跡」で検索しますと、青木村の古代遺跡発掘土器展示室のページが検索できます。実は、私初めてそのページにたどり着いたんですけれども、具体的なただ説明がなく、非常に情報のないページになっています。同じページだとしても、そこから何かいろいろリンクを張って、どこから出土したものなのかとか、どういったものなのかとか、そのページの中で説明できないものをいろいろ飛ばすことができるんですけれども、そういったものを何かリンクするとか、要は工夫で何か対応ができるんじゃないかと思っています。

ホームページとかSNSを使って、そういったものを使って発信はできているんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村に関するトピックは、青木村ホームページのSNS等で発信しておりまして、その中に歴史に関する内容も含まれているときがあります。また、青木村の指定文化財の一覧には、八十二文化財団のページのリンクが張ってありまして、映像等の資料は見ることはできるようにはなっております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） また、さらに発信はしていただきたいんですけれども、私なんかもそうなんですけれども、遺跡をただ見に行くというよりかは、遺跡を見ながらその場所を、地域をやっぱり知るとか、その遺跡を見て、今のこの町ができていたんだと、そういう見方をするんですけれども、遺跡巡りが観光にやっぱり役立つんじゃないかなということで、そういった動きもございます。

現在、長野県では埋蔵文化財センターが発行する勾玉カードがあります。県内の勾玉を見

に訪れながらカード収集していくものです。青木村の塚穴古墳からも勾玉は出土されています。その前には、縄文カードというものをつくりまして、そういった県内の遺跡を巡る仕組み、そういった取組がありました。

現在、青木村では御城印というものを発行しているかと思うんですけども、こちらの御城印の発行の経緯と現在の状況のほうをお願いします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 発行の経緯でございます。簡単に言いますと、カード収集ですとか、遺跡巡りという〇〇巡りというブームがあるということがございまして、ぜひ青木村にも来てもらいたいと思いと、あと博学多才な職員がおりまして、その職員の発案によるもの、ここも誇らしく思うところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 私の場合は、今遺跡とかそういったものをよく見に行くようになっていきますけれども、その後やはりお城のことに気になったりとかするようになると、やはりこういった御城印の話も必ず出てくるわけなんですけれども、そういったところ青木村でやっているということをちょっと私も誇らしく思っています。

現在、御城印の件に関しては商工観光移住課で行っているわけなんですけれども、青木村だけではなくて、近隣の市町村ともぜひ連携を取っていただきたいと思っています。また、こういった遺跡関係は教育委員会の管轄になるかと思うんですけども、そういった教育委員会と商工観光移住課であるとか、村の中できちんと連携を取っていただきたい。また、地域の地域間との連携をしていただいて、観光資源として生かしてほしいと思うんですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化財には、多くの人に知ってもらいたいという面と、大切に保存をしていかなければいけないという面があるために、両方を大事に考えていくことが重要であると思っています。

その中で、昨年行った大法寺三重塔大日如来像展は、まさに美術と仏教との融合で、多くの人を集めることにつながったために、このような企画が今後計画できれば取り組んでみたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 以前の村長答弁の中にも「義民太鼓は青木村の文化だ」とありました。それくらい村としても重要視している義民のことなんですけれども、歴史文化資料館の青木村義民資料展示室に見て知ることができるのだと思うんですが、表立ったイベントが少ないように感じています。義民を継承していく活動、これは現在どのようなことが行われているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 一揆が5回も青木から起こった背景には、高い文化水準と人々の結束力の強さを見てとることができます。人のために尽くすことは尊いことだという義民の心は、平成の大合併のときに自立の道を選んだ青木村の精神的バックボーンになっていると考えておりまして、私たちが大事に継承していかなくてはならない精神だと思っています。

現在、村には義民顕彰会が組織されておりまして、数年前には夫神区の義民の墓の整備事業を行っております。また、その夫神区では、毎年村長さんや私を招いて義民祭が行われておりまして、講話や墓参りなどの行事を行っております。

最も活動が活発なのは、やっぱり義民太鼓でありましてm各種のイベントや大会に参加しております。中でも、保育園の年長、小学校の4年生、中学校の文化祭での義民太鼓の発表が毎年継続して行われていることは、青木村の伝統になってきておりまして、青木村を誇りに思う気持ちを子供たちに育ててもらっていると考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 活動としては、様々なことを行っているということがよく分かりました。

先ほどの義民太鼓の方々、各種イベントの際や遠くまで出向いて活動なさっているということは、多くの方が御存じのことかとは思いますが、私自身もより多くの方に義民太鼓のよさを理解していただきたいと考えておりますが、彼らが継続的に活動できるようなサポートも必要です。そのためにも村としても、今までも多くの場の提供を行ってきたとは思いますが、村としては、義民の位置づけということはどのような考えを持っているのでしょうか。義民を観光資源として考えているのでしょうか。お答えください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今、義民といいますと、義民太鼓が一番有名といいますか、理解できるかと思えますけれども、義民太鼓保存会の皆さんは、観光の誘客に一役も二役も買っていただいています。埼玉でのショッピングセンターでの公演、あるいは近隣のお

祭り等での公演ということで、これは誘客ももてなしも実は村民の皆さんの理解と協力がなければ成り立たないということでありますので、このあたりは特にこまゆみ会という小学生の小さな子供から関わっていただいていることですので、大事にしていかなければいけないことだと思っています。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今回、遺跡や古墳、山城について質問させていただいたんですけれども、歴史を学び、暮らしや文化を考えるとこのすばらしさを改めて感じています。何かこう昔の難しいことを考えるのではなく、その時代の世界を感じるということだと思っています。遺跡を巡った後の感覚は、これは私だけかもしれませんが、美術館などに行った後と同じぐらい何か満足感が得られます。

観光で考えた場合、景色や自然を楽しむ、おいしいおそばを食べてもらうとか、何かこう特産品をお土産にして帰ってもらう、そういった流れがあると思うんですけれども、やはりそこに一つ歴史や文化を感じ取って帰ってほしいと思うんです。知る喜びということが、その旅の満足感をさらに増やすんです。そのためにも見せ方や工夫も必要になるかと思うんですけれども、村として歴史を学ぶことを満足してもらう。そういうための予算を考えるべきだと考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 歴史を学ぶことの大切さは、今議員からお話があったとおりで、大変有益なことであると思います。これは、大人も子供も同じだろうというふうに思っております。

村民の皆さんに歴史に興味を持ってもらう。そして、後世に伝えていくことなど、必要な予算は計上をさせていただきたいというふうに思います。特に、子供たちには歴史から学ぶべきことってたくさんあると思うんですよね。特に、身近な歴史については。そういうことを通して、子供たちには国や村や、国や世界の歴史を学ぶことを通して、人として大きく成長する、そんなきっかけになってほしいなというふうに思っております。

課題とすれば、今教育長から答弁がありましたように、今伝承する人が本当に少なくなりました。幸いにして貞人さんの遺稿がありますので、これを運用する中で、まとめる中でそういった人が育ててくれる。あるいは興味を持ってくれる人があればいいなと思っております。

青木村は、歴史という文化を本当に大事に、大切にしております。歴史文化民族資料館を五島慶太未来創造館ができたことによりまして、数はちょっと数えたことないんですけども、恐らく10倍ぐらいは人が増えているんじゃないかというふうに、大変うれしく思っているところでございます。

いずれにいたしましても、青木村は文化を大事にする。そういう中で歴史もしっかり守っていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） これからもやはり青木村のとても大切な使命だと私は思っているんですけども、そういった歴史を学べるようなもの。そういったものを私たちの次の代、またさらに次の代にもつないでいけるような形で、村としてもこれからも活動していただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて解散といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 4時11分

令和 6 年 6 月 1 3 日（木曜日）

（第 3 号）

令和6年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和6年6月13日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 報告第 2号 令和5年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 3 報告第 3号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
- 日程第 6 議案第 1号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 3号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 請願第 1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
- 日程第10 請願第 2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書
- 日程第11 陳情第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 追加日程第 1 議案第 4号 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る請負契約について
- 追加日程第 2 議案第 5号 村長の専決事項の指定について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光 移住課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長 兼建設係長	稲垣和美君	教育次長兼 公民館長	小林宏記君
保育園長	成沢亮子君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	高柳則男君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	商工観光移住 課課長補佐兼 移住定住推進 兼副防災監 管理監	小林義昌君
税務会計課 資産税係長	増田憲寛君	建設農林課 課長補佐兼 水道係長	横沢幸哉君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君	住民福祉課 課長補佐兼 福祉係長	早乙女敦君
税務会計課 住民税係長	片山雅史君	商工観光 移住課商工 観光移住係長	宮澤俊博君
教育委員会 教育係長	奈良本いずみ君	総務企画課 課長補佐兼 総務課長	依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の日程は、報告第1号から審議、採決を行います。各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますのでよろしくお願いたします。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目から6項目までありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

1項目め、終了します。

2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

2項目めを終了します。

3項目め、令和5年度青木村一般会計補正予算（第8号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 34、33ページ、34ページ。衛生費関係から委託料で、青木で最初に見込んでいた受診の方の数と受けられた人の数が違うということで、これだけの補正なのでしょう。その見込み等についてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

健診等の委託料に関しての御質問でございますが、いわゆる特定健診ですね、40歳から74歳までの国民健康保険加入者の方が行う特定健診につきましては、令和4年度よりも令和5年度は人数が増えております。

今回減額補正いたしましたのは、それとは別に、胃検診ですとか肺がん検診という個別の検査項目、これについて減額しておりますので、こちらの検査項目については減額になっていると。例えば胃検診でいいますと、令和4年度と令和5年度を比較した場合には、令和4年度は204人でしたのが189人、肺がん検診は129人でしたのが121人という形で、前年と比較しましても個別の健診の受診人数が減っているということで、今回減額をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤俊樹君） 承知しました。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） すみません。18ページですが、主収入雑入雑入の中の007、健康診査料収入、33万6,000円が増となっておりますが、こちらのほう、見込みより増ということでしたけれども、その内容と理由をお教えいただきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

健康診査料の収入につきましては、補助金という形で県のほうからの収入となっております。先ほど申し上げましたように、健診につきましては4年度よりも人数が増えておりますので、実績に基づきまして、その分の補助金の収入が増えているということでございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） こちらは、諸収入になっていますけれども、補助金なんですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） すみません、申し訳ございません。これはですね、申し訳ないです。

先ほどの説明とちょっと違いまして、これは個人の自己負担分の収入が増えているということでございます。訂正させていただきます。すみません。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 各種いろいろ村のほうでは検診を実施していただいております。大変ありがたいと思っておりますけれども、個人の負担についてなんですかけれども、料金が色々変わったりするような気がしているんですけれども、何か算出の根拠とか決まり、法律等あるんでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 特に法定的な決まりですとかそういったものはございませんので、健診の検査料につきましては、当然医療機関で決定してきますので、年度によって変動はございます。それを見ましてですね、上がれば負担金を増やすということではございませんけれども、それを勘案いたしまして、検査料について変更しているという場合もございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） この健診料金個人負担ですがけれども、村で独自に決めているというわけではなくて、医療機関で決めているということでしょうか。他の市町村では、個人負担のないところもあったような気もするんですが。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 自己負担につきましては、市町村によって個別に決めていますけれども、検査料自体につきましては、医療機関ごとに検査料を決めておりますので、今のご質問のとおり、自己負担については各市町村で当然差がありますので。青木村の場合には自己負担ですと1,500円とかですね、健診で言いますと、決めておりますけれども、他の市町村言ったら当然違う金額がありますので、ということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。ほかにもございますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 44ページですかね。お願いします。

住宅移住定住促進事業費の中の、定住促進事業補助金400万、これかなりの減額補正になっていますけれども、この内容もう少し詳しくお願いします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。御質問いただきました400万円の減額についてですが、定住促進住宅補助金400万円の減額につきましては、若者定住の住宅の購入あるいは新築に係る改築に係る補助金として、住宅費の建設に当たっては建設費用がかなりかかっているということもございまして、住民の皆さん、住宅の建設を見合わせた結果、見込みより減というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 確かに住宅建設費は高くなっているのは分かりますけれども、これは中古住宅なんかの購入の動きがかなりあると聞いておりますけれども、そういうのも対象になっているわけだと思いますけれど、そこら辺のところもやはり今回は少なかったということですかね。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員お見込みのとおりでございます。空き家バンクを通じて購入される方も対象にはなりますけれども、今回令和5年度につきましては、対象の方が少なかったというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 同じく44ページですけれども、土木費、道路橋梁費、道路維持費についてお伺いいたします。

報酬と委託料のところに、除雪作業員、それから除雪作業委託料が増となっておりますけれども、こちらの内訳といいますか、内容をお教えいただきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） こちらにつきましては、毎年雪、降雪があった場合の除雪作業員への報酬、また委託料について計上しておるわけですが、御案内のとおり、

この2月、3月ですね、何度か大雪があって除雪作業を昼夜出動していただいたことによつて、見込み増となっているということをごさいますて、具体的な作業時間等については資料がございませんで御容赦いたさきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。35ページ、36ページ、衛生費、予防接種の関係のコロナワクチンであります、受ける方が大変少なくなつてきてるということでしょうか。今年度はどのくらいの方を見越しているのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 答えいたします。

コロナワクチンにつきましては、以前と比べますと当然、令和5年度秋冬接種につきましては、人数のほうが減つてきております。令和6年度につきましては、いわゆる公費接種というものが3月31日付で終了しておりますので、令和6年度につきましては、今まで行つていたような集団接種、こういったものは予定しておりませんで、人数については特に考慮しておりませんでけれども、ただ、また6年度補正のほうで出てきますけれども、そちらのコロナワクチンのほうでは、またワクチンの助成を行う予定でございませんで。

以上でございませんで。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 村としても、積極的に呼びかけてワクチンの接種をしていく方向でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 令和6年度につきましては、定期接種の対象者が65歳以上の高齢者、あと60歳から64歳の基礎疾患を有する方、こういった方たちが定期接種の対象になつてございませんで、それ以外の方は任意接種ということで全額自己負担の対象となつております。

村といたしましては、6年度につきましては定期接種対象者の方に対して助成を今後行つていくという予定でございませんで。

以上でございませんで。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

- 2番（塩澤敏樹君） 助成と言いますと、どのくらいの助成が行われるのでしょうか。
- 議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。
- 住民福祉課長（小根沢義行君） 後ほど6年度補正のほうで補正を上げておりますので、そちらのほうでよろしいでしょうか。
- 議長（松澤正登君） 塩澤議員。
- 2番（塩澤敏樹君） すみません。その下の、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業というのが始まってきていますが、12番の委託料であります、大変予算が81万、今月は74万返っているということ。今年度は7万2,000円程度になっている。この委託料の内訳についてお聞きしたいと思います。
- 議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。
- 住民福祉課長（小根沢義行君） 大変申し訳ございません。確認してから後ほどお答えさせていただきます。すみません。
- 議長（松澤正登君） 塩澤議員。
- 2番（塩澤敏樹君） 承知しました。
- 議長（松澤正登君） ほかに。
宮下議員。
- 8番（宮下壽章君） 33、34ページの部分になりますけれども、保健衛生費の部分で、委託料を見ますと、首からの下の部分の検診等を行っているようですが、私も毎年脳の検診はしております。私の周辺にも脳梗塞ですとかいろいろ患って、後で障害が起きて肢体あるいは言語ということに障害を持っている方が多く見受けられますが、脳に関する検診というのは村のほうではどういうふうにご考えておられるのか。
- 議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。
- 住民福祉課長（小根沢義行君） 脳に関する検診につきましては、特段、特定健診との対象で行ってはおりませんが、希望する方につきましては、人間ドックと併せまして脳ドックというものもメニューに入っておりますので、そちらの方を活用していただければというふうにご考えております。
以上でございます。
- 議長（松澤正登君） 宮下議員。
- 8番（宮下壽章君） やはりあの、1回その病気になった方は、後々元のおりに復帰するというのはなかなか難しい状態にあるので、脳の検診も積極的に勧めていただけるように

ろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） すみません、疑問に思っているのでお聞きします。

16ページなのですが、一番下の寄附金ですが、一般寄附金、説明のときには確か200万円というふうにお聞きしたように思うんですけども、その辺の差が1,000円あるんですけども、お教えいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） お答え申し上げます。

一般寄附金について、確かに御寄附いただいたのは200万円でございます。こちら頭出しということで当初の予算で1,000円予算化をしておりましたので、差額分の199万9,000円をここで補正をさせていただいたものでございます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 3項目め、終了します。

4項目め、令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。
質疑のある方。

杳掛議員。

○9番（杳掛計三君） 10ページですけれども、診療報酬ですけれども1,300万の減額補正ということで、国からのお金が減額になっておりますけれども、今まででもないような大型減税、専決になっていきますけど、内容についてお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今回補正で上げさせていただきました減額の内容ですけれども、令和5年度中に、毎月当たり、例えば平均しますと五、六十万円ほど医療費がかかっていた方、年間にしますと五、六百万、人によってもう少しかかる方もいらっしゃいますけれども、そういった方々が年度途中でお亡くなりになりましたりですとか、広域高齢者医療の保険のほうに移ったということで、国庫のほうから、会計のほうから抜けたということで、トータルとしますとこのような補正額になっております。

これにつきましては、例えば国庫のほうで葬祭費という形で1人当たり2万円というものをお出ししておりますけれども、これを見ても分かるんですけども、令和2年度ですと、お亡くなりになった方が4人、3年度で8人、4年度で6人ですが、5年度につきましては

13人と、前年度よりも倍くらい増えているということで、結局的には、お亡くなりになられた方、特に高額の医療費がかかっていた方が亡くなられたことが今回の補正の理由でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 高額医療というのはどんな種類の、個人情報もありますから答えられないものは結構なんですけれども、どのような医療費が多いですかね。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 全体的に多いのは、がんでお亡くなりになられたりですとか、あとは透析を行っていた方、こういった方が多いと認識しております。

○議長（松澤正登君） ほかに。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 4項目め、終了します。

5項目め、令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

5項目め、終了します。

6項目め、令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。
質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

○議長（松澤正登君） 討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、報告第2号 令和5年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それではお聞きをいたします。ページは5ページになりますが、預り保証金につきましてお聞きをいたします。

今年度3,774万1,000円です。昨年は4,086万7,000円でした。312万5,000円減少をしております。これの要因を見ますと、附属資料のほうにございますが、9ページにございます。預り金がA社からF社までございます。その合計が3,700万になるんですが、まずお聞きをいたしますが、昨年はAからGまでございました。いわゆるG社が消えております。その辺の状態についてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それではお答え申し上げます。

こちらにつきましては、議員から今お話ありましたように、9ページのほうに明細がございますが、実は昨年、1社村内で事業展開していた会社が事業縮小のため、土地を返地したいというお申出をいただいたところがございます。それに基づきまして、預かり保証金を返金したということから、御覧の9ページのほうは、A社からF社ということで1社減少の6社の記載になったということがございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 昔は具体的に、A社とかではなかったのですが、いろいろの関係でこうなっているんですが、ただいまの1社というのは、村内の関係の企業なんですか、それ

とも村外にある企業なのかどうかお聞きをしたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 所在地につきましては、村内でございますけれども、資本としての会社は村外の企業でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。関連してですが、毎回のことですけれども、こちらにつきましては、それぞれ企業がそれぞれの金融機関に預けてということで、その定期預金証書なりお預かりしているのかなというふうに思われるんですが、これは定期預金にされている企業が大半なんですが、公社債投信でおやりになっているところもございませう。これは預ける先の企業の判断というか、そういうことでされているということよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お預かりしたお金の投資等につきましては、理事会、土地開発の理事会あるいは臨時の理事会等を開催した中で承認を得て、投資先を決定しているということでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。別の関係でよろしいでしょうか。

7ページのところに、完成土地明細表がございませう。それで、白山霊園墓地、これ長らく残っていたかと思いますが、昨年こちらが決着ついたと、こういうことでありますけれども、その下に村松、辻田というところがございますが、この関係の見通しについてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 上段の白山霊園につきましては、まさに居鶴議員からのいろいろな御提言等をいただいて、ホームページ、広報等で売却の努力を続けた結果、結果的に完売となったということで、ありがとうございますということで御礼を申し上げます。

下段の土地につきましては、今1社が事業展開しております、現状のところ、引き続き賃貸借を続けていくということで話ができていくということで御理解いただきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 新たな計画的なことは現在おありかどうかお聞きをしたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 現状では、特段、理事会等で新たな事業展開という話は出ておりませんが、今後トンネル143号の開通も見据えた中で、民間の動向も見据えた中、必要があれば事業展開していくというようなことも理事会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 居鶴議員の質問にありましたとおり、白山霊園につきまして無事完売、損失も出さずに収支とんとんだったかと思いますが、現在の展開事業におきまして、収支ほぼゼロの状態、また赤字になっているものというものはあるのでしょうか。それぞれの契約で、適正というかある程度の収支が、利益が出る形になっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それぞれの企業様と転貸借を続けておりますが、赤字となっている取引企業はございません。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 収支ゼロに近いものがあるかどうかはお答えいただけますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 基本的に、賃貸借業につきましては、土地の所有者、そして企業様との間のやり取りでございまして、公社のほうとしましては、事務費として頂いているということでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第2号 令和5年度青木村土地開発公社事業報告については原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第3号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論は省略、報告第3号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第3号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第1号 令和6年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。11ページ、12ページになるかと思えます。先ほどのところであります。

予防費、事務委託料、予防接種、コロナワクチン代ということでもあります。先ほどの65歳以上についての補助についてお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

令和6年度コロナワクチンにつきましては、先ほど申しあげましたとおり、公費による接種というものは3月31日で終了しておりますので、基本的には全額自己負担での接種になりますけれども、一部定期接種ということで、65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾患に有する方につきましては、定期接種という位置づけとなっております。

この方々につきましては、見込みですけれども、ワクチンの接種料につきましては、国の試算でいきますと、大体1万5,300円ほどかかると。1人当たり。そのうちの8,300円については国のほうで補助するという形になっておりますので、自己負担としますと7,000円が負担という形でかかってきますけれども、その後につきましては、各市町村、自治体のほうでどうするか検討してくださいという国のほうの見解ですので、青木村といたしましては7,000円の自己負担のうちの5,000円分を村で負担すると、ですから実質的な自己負担分は2,000円で済むと。こういった方々が、見込みですと秋冬接種の方が大体1,100人ほどいらっしゃるということですので、その方たちが一応対象ということで1,100人で見込んでおまして、5,000円の1,100人という形で見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 承知しました。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいまの塩澤議員に関連して、お聞きをしたいと思います。

ただいま課長から御説明をいただいたんですが、標準的な接種料、7,000円ということでございます。それで、国のほうからコロナワクチン定期接種助成金913万円がございまして。これの913万円につきましては算出根拠と申しますか、この点についてお聞きをしたいと思いますふうに思います。

これにつきましては、今回低所得者の方は無料と、こういうことでよろしいのかどうかも含めてお聞きをしたいと思います。

もし、低所得者の方がおいでになるようでしたら、おおよそどのくらいというふうに把握されているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 補助金につきましては、先ほども申し上げましたように、国のほうから8,300円補助されるということで、それを見込んでの補助金となっております。

低所得者につきましては、今のところ無償になるという話は聞いておりますけれども、その方たちに対して国のほうからこういった形で助成がされるかということについては、まだ詳細が、私のほうでは把握しておりません。ですが、一応無償になるという話は聞いております。ただその無償の対象者が、どのくらいいるかということについては、まだ人数的には把握しておりませんけれども。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。低所得者、これにつきましては、住民税非課税世帯の方が対象なのかどうかとか、その辺りいろいろおありかなというふうに思います。国のほうからそういう話が来ていないということでしたが、いずれにしても、低所得者の方には無料だと、こういうことが報道されていますので、また分かりましたら後日お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまのワクチン接種に関わって、関連して質問させてください。

今、低所得者については、国のほうでは生活保護受給者等というふうな形で下りているかと思いますが、このあたりのことで、先ほどの913万円にはこの低所得者を無料とするための、交付金とは地方交付税で措置するということになっておりますので、ここには含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 低所得者につきましては、今議員からお話がありましたとおり、生活保護受給者等を対象にするということは私どものほうも聞いております。手技料の3,740円というのがかかるんですが、これにつきましては、地方交付税で3割が補填されるという話は聞いております。ですので、今回上げている補助金につきましては、その部分は考慮した金額にはなってございません。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 別の点ですが、同じコロナワクチンに関わって、先ほど5,000円を村で負担、2,000円を非接種者の自己負担というふうにお聞きをしましたがけれども、予算建てを見ますと、913万円の1,100人分で8,300円個別ということになって、これで全部かと思えます。したがって、あとの一般財源から474万7,000円が村の助成に充てられていくのかなと思ったんですけれども、そうしますと、この474万円を1,100人で割ると、5,000円にも満たないようなふうに思うんですが、その辺の計算はどうなっているんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 基本的には、考え方としますと、接種に係る費用から国の助成金を引きます。そこから1人2,000円の自己負担を引いたものが村の負担分になるという考えでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 基本的にはそうだと思うんですけれども、それが7,000円分の負担のうち2,000円を自己負担にし、5,000円分を村負担ということかと思うんですが、その村負担5,000円分の1,100人分というのと、474万で足りるんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） すみません、確認させてください。

○議長（松澤正登君） ほかに。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 10ページお願いします。

電算委託料ですけれども、これ私が聞き間違えていればあれなんですけれども、減税の実施、村民県民税かと思うんですけれども、その電算委託料かと思えます。

それと今回の国の制度の中で、村民税に対しては、どのくらいの減税になるのか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） まず、最初にお尋ねいただきました9ページ、10ページの一般管理費の電算委託料ですよね。御質問いただいたもの。こちらにつきましては、今のとおりで、定額減税とかを絡めましてですね、村の給与、職員等の給与のシステムを改修する必要がございます、それに伴う費用、委託料ということになっております。こちらの委託料については、そういう内容になっております。

○議長（松澤正登君） 奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 定額減税の件でお答えをさせていただきます。

住民税、定額減税は住民税と所得税それぞれございますけれども、今回は村に関係いたします個人住民税の定額減税について申し上げますが、現段階で、確定値ではございませんけれども、概算ですが、定額減税の住民税において定額減税をされた方が2,870人で、定額減税額は約2,700万円になります。あわせまして、この後、所得税とセットで定額減税し切れない方への調整給付等が夏以降始まりますけれども、その調整給付の対象者については、約200人を想定しておりまして、金額にしますと約285万円を予算として見込んでおります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 小さい金なんですけど、最初の24万6,000円、これ青木村の職員の給与を割っていくという、国ではやっているようなんですけれども、システム改修をこれだけやらなければいけないというのを、各会社とも全部やっていかなくてはいけないということで、大分いろいろな御意見が出ているようなんですけれども、国がやるからには国が責任持ってもいいんじゃないかと思えますけれども、そもそもこの辺はどう思いますかね。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 定額減税についての事務手続については、官も民も大変な状況でございます。本当にあの、現金で給付していただいたほうがいいという意見はたくさんあって、我々も全く同感です。そうは言いながら、もうこういう形で決まったことについては待たなしの状況でありますので、今回のことについては、それに従って粛々と事務的に進めていくということにございます。

沓掛議員おっしゃったように、今回のことは本当にお金もそうですけど、事務的にまず職員も大変なんですよ。そういうこともあります。そういったことは、町村会など通して国に上げていきたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 違う質問よろしいでしょうか。12ページお願いします。

沓掛温泉の共同浴場の改修工事の費用、これを私聞き逃しているんですけれども、30%補助というのだけを私聞いたんですけれども、指定管理で沓掛温泉をお願いしているわけなんですけれども、田沢温泉と違ってかなり経営が苦しいという聞き方をしております。その中で

30%しか補助やらなくて、この改修事業はできるのかどうか、この点についてお聞きしたい
と思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 沓掛温泉小倉乃湯の運営状況につきましては、議員お見
込みのとおりで大変厳しい状況にあります。そんな中で、今回指定管理先の沓掛区のほうの
要望を受けまして、この補助割合につきましては、重々要望額に沿った割合で予算取って
おります。

私たちのほうも運営状況を見ましたり、今までの支給状況も鑑みまして、地元区のほうの
要望に基づいた割合で予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。もう沓掛区からの要望ということですので、それはそ
れでいいんですけれども、やはり青木村は田沢温泉、沓掛温泉と2つの小さい温泉ですけど、
これからも沓掛温泉がこれからも維持できるような形の中で、区とよく調整した中で、事業
実施については補助の拡大とかいろんな面でも御配慮願えればと思いますのでお願いいたし
ます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

平林議員。

○3番（平林幸一君） それではお願いをいたします。7ページ、歳入、法人分について、関
連しての質問になります。

企業誘致であります竹内製作所様の操業が始まり、既に9か月が過ぎました。村にとって、
期待どおりの財源の増に結びついたというふうに思っています。現時点での税収について、
税の種類別、それからその実績、そしてその評価についてお尋ねをいたします。

それからまた、もう一つですけれども、青木工場スタート時、既に拡張のお話がありまし
た。こちらについても、竹内様が鋭意に進められ、地元への説明会等も持たれたというふう
にお聞きをしております。村が把握をしている範囲でよろしいので、進捗をお聞かせ願いた
いというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 税関係について、私のほう
からお答えさせていただきます。

御覧のとおり、今回補正予算に計上させていただきました法人分につきましては、当初予算の段階では、法人さんが法人住民税の課税標準となります国税、国へ治める法人税額が分かっていなかった関係で、過少の見積りで予算をさせていただいたところ、今回2月の決算で4月末の申告によりまして法人税額が確定していきましたので、今回増額の予算を計上させていただきました。

国へ納めていただいた国への法人税額が、我々が当初見込んでいた額の倍の金額でしたので、このような補正額になりました。総額で約6,000万から7,000万くらいの法人税額になっているわけですが、この法人税については、当然景気等に左右されますけれども、このまま推移していくのであれば、同等の金額は将来にわたって、制度改正等をされない限り、収入として見込めるのではないかというふうに思っております。

そのほかに、固定資産税になりますけれども、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産の3つがございますけれども、令和6年度については、約1億600万円ほどの予算を計上させていただいております。土地、家屋、償却資産全て合わせての金額になりますけれども、させていただいております。

家屋や償却資産は、資産は減価償却等で年々減りますし、家屋も3年に一度の評価替えで減価をさせていただきますので、この固定資産税は年々減少はしていくものと思われまじけれども、令和6年度についてはその金額で予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 竹内製作所様の青木工場の拡張計画の進捗状況について、こちらで把握している範囲で御説明をさせていただきたいと思っております。

御覧のとおり、一度説明会をしております、その後、土地利用するための協議を村、それから地権者の方はもちろん、県等々今協議を進めているところでございます。今後7月下旬を目途に、関係する拡張する土地の周辺の地権者あるいは住んでいる方を対象とした、基本構想の段階での土地利用計画の説明会というものを竹内製作所主催で行うというふうにお聞きをしております。

そこで、当然周辺に住んでいる方の、皆さんのお考えもある中で、良好な関係を築いていきたいということから、御要望御意見等を賜りながら実設計に反映して行って、その後農地転用等の諸手続を進めて、早ければ今年の秋以降に拡張工事に着手したいという、今のところそういう計画だそうですが、今後の進捗状況につきましては、竹内製作所様が主体

でございますので、あくまでも現時点での進捗状況予想ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の中で、評価という御質問がございましたので、その部分について私から答弁をさせていただきたいと思っております。

本当にいい工場が誘致できたなというふうに思っております。私も村長をさせていただきまして12年目に入りました。冒頭、当初から、公約として企業誘致というのを掲げてきましたけれども、こういう形で村民の皆様にお約束ができたということは大変よかったなというふうに思っております。

今お話にありました税収のみならず、雇用でありますとか、若い人の人口増とか、そういったところで大変、当初のもくろみどおりの成果を上げつつあるわけでございます。

もう一つ、竹内製作所さんのテレビのコマーシャルに青木工場が出てくると、村民の皆さんもステータスを感じるというお話もいただいております。子供たちが工場を視察した後、こういうところで働くにはどうしたらいいかという質問をしたというふうに伺いまして、それも大きい成果の一つだなというふうに思っているところでございます。

もう一つ、やはり年間1万800台の機器がヨーロッパとかアメリカで、メイドイン青木が活躍するというのも私どもも大変うれしいことであるというふうに思っております。

もう一つ、地元の皆さんからいろいろ御要望あると、さすが大会社でありまして、非常に丁寧に対応していただいております。そういう意味でも、素晴らしい会社に進出していただいたなというふうに思っています。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。ただいまの、法人住民税の国税である法人税が確定したところで、過少から逆にアップしたということで非常にうれしい話です。固定資産税についても同様、期待どおりであったことは非常に私、それから村民にとっても同様、高評価なことだというふうに思います。

竹内さんにとっては、特に欧州、北米での建機の需要が順調に推移しているということで、売上げそれから利益好調ということだというふうに思います。今後も、竹内製作所様と青木村、それから村民にとってウイン・ウインになることが大変重要と考えます。常に情報を交換し、村それから村民との関係性を良好に保つことが重要と考えますので、これが未来に続

くことを期待して、答弁、お答えに対してのお答え、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 11ページ、12ページの農業振興費の工事請負費のそば保冷库工事について伺います。

保冷库を入れるということだと思うんですけども、現状はどのように管理されていたのかということと、保冷库の大きさについてお願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 道の駅では、現在、道の駅の敷地の西側のところの倉庫に保冷库がございまして、そちらを使用しておりましたけれども、収容量はなかなかたくさん入らないということで、手狭だということから、今回、県のこの元気づくり支援金事業を活用いたしまして、ソフト事業と併せてハード事業としまして、今回新たに倉庫内の一部改装して、大きさの大きな保冷库を設置するという事業でございまして、大きさにつきましては、内径の寸法で幅2.6メートル、奥行きが1.7メートル、高さが1.85メートルということで、30キロ入りの紙袋、そばの袋が約144袋収納できるという大きさのものでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） その大きさで、道の駅で使う分として十分なのかどうかということと、村でほかの事業者の方もタチアカネソバを使っていると思うんですけども、そういった方たちのそばも、そこで保冷しながら保管するという予定なのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 今回、ここで掲示をさせていただきました新たな保冷库につきましては、道の駅あおきで保管するそば粉でフル活用、いっぱいになってしまうこととございます。ただ、既存の保冷库のほうには若干余裕がございますので、こちらにつきましては、村内、道の駅以外のそば屋さん、何店舗かございますが、それぞれ全量既に買い取って、御自身のお考えで保管していらっしゃる方もいますし、JAの倉庫にそのまま常温で保管されている方もいらっしゃいますし、それぞれのおそば屋さんなりの考え方、またこだわりもあると思いますので、今後こちらの保冷库を活用したいというふうに御相談があれば、道の駅といっしょに相談に乗ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 総務企画費の部分になりますが、これ主に地域おこし協力隊の費用になるかと思うわけでございます。今現在、地域おこしの方向名来ているのか、あるいはこれに関する男女別とかおおよその年齢、最近は若い方が見えているということなんですが、その辺のところ。また、3年間という任期があるわけですが、その中での活動の目標、あるいは終了後の起業に関するようなことが分かりましたら、教えていただければありがたいですが。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） お答え申し上げます。

現在、地域おこし協力隊として青木村でご活躍いただいている方は2名でございます。男性が1名、女性が1名、ご夫婦でございます。いずれも40代ですね、年齢は。青木村での、最終的には就農、農業で生計を立てていきたいということで、地域おこし協力隊としてJAファームのほうで研修をしていただいております。その後、3年経過後には、村内の就農を目指して今、就農場所である農地の選定ですとか、そのようなことをさせていただいているところでございます。

今回の企画費の中で、盛らしていただいたものは、今インターンという制度がございまして、3か月間ではございますけれども、お試しというか、そんな形で今若い協力隊員が任務に就いていただいております。その3か月分に係る費用が、当初見込んでおりませんでしたので、ここで補正をお願いしているものでございます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

平林議員。

○3番（平林幸一君） 13ページ、消防費、常備消防費について、関連で質問いたします。

青木村の消防団、団員の成り手不足に関わるお話ですけれども、現在の団員定数に対しての不測の状況、それからまたこのような不足の状況ですけれども、現役の団員の意識を把握しておられましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 現在、消防団員の定年が40歳ということでございまして、定員300人中、231名の方に団員として御活動いただいております。この内訳ですけれども、一般団員が87名、協力団員ということで再入団、40歳以上の再入団を合わせると、

そちらの方が144名ということで、逆転現象という言い方、変ですけども、基本団員よりも協力団員としてお手伝いいただいている方のほうが多くなってきているような状況でございます。

ただ、今消防団員として活動していただいている皆さんの非常に意識が高くて、自分たちの村は自分たちが守るという精神の中で、御活躍をいただいているものというふうに考えております。

内部でも、非常に組織が、機構改革委員会ですとか、あるいは一般の団員の声が幹部、団長含めて、に届くような仕組みで今動いていただいております、定期的に村長とも面談をして、村も消防団員の確保については、共に悩んだり助言をさせていただいたりというような状況でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。一応、定年が40歳、それから一般団員が87名というのが現状というお話を聞きました。協力団員が逆転現象で今144名ということで、そういう体制もあるということですが、今、村にはいろいろなつながりの集団があると思います。例えば各年代の消防OB会、これは飲み会が多くあるわけですけども、定期に行われているというふうに伺っています。私ごとですが、昭和29年生まれの元消防OB会、これを定期に行って懇親を深めているわけですけども、そのような中で、地域、それから青木村に貢献したいと思っている仲間がいることです。団員の成り手不足を鑑みて、自分でよければはっぴや団員と同じ服を着て、補助の活動をする意思があるという者もいます。

そこでぜひ、村民に対して、協力団員ですけども、年齢の制限を外して、日中不在の隙間をカバーする、そういう活動でいいとした団員募集をしてはいかがでしょうか。それから、これも承知されていることと思いますが、機能別団員制度、こういうものをルール化して、大きな災害時に限定して対応する大規模災害団員、そういったことを任命したりするルールをつくる、それからあるところでは、郵便局職員、民間の企業社員を任命するとか、形にとらわれず模索しながら団員の成り手不足解消に取り組んでいる、そういった事例をぜひ参考にして、青木村でもぜひこのような検討を取組をお願いしたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） ほかに。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 先ほどの、予防費のコロナワクチンにつきまして、もう一回お聞きをしたいと思います。

定期接種はお一人7,000円、それをひもときますと、コロナワクチンの価格が3,260円、それで手技料が3,740円、合わせて7,000円となりますが、医薬材料費で693万6,000円ですよ。それで委託料、さきの手技料のことになろうと思いますが、予防接種委託料が694万1,000円と、このようになっております。単純に、693万6,000円は、3,260円で仮に割ると、2,127人分という形になるんですが、この出し方が、私がただそう出してみただけなんです、それと下の、予防接種委託料694万1,000円も3,740円で割ると、1,855人分と、このようになるんですが、この数字693万6,000円と694万1,000円の出し方といいますか、今私が申し上げた数でいくと、かなりの人数になってくるのですが、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

先ほどの、坂井議員の質問と、答弁と併せて答弁させていただきますけれども、よろしくお願いたします。

先ほど私ですね、ワクチン接種料と手技料合わせて1万5,300円が国のほうから提示されているといった話をまずいたしました。これは基本、原則そうなんですけれども、大変申し訳ございません、補足させていただきますが、青木村の場合は、ワクチン代は国で示している金額と一緒になんです、手技料3,740円というのは国のほうで参考値出しているんですが、青木村は、ほかのコロナワクチン以外の定期接種も行っておりますけれども、その手技料が3,055円、これは上田市、長野市、近隣の市町村は同様の単価で行っておりますので、3,740円ではなくて3,055円の手技料で一応算出しております。この辺、補足、説明が不足してまして申し訳ございませんでした。

ですので、国のほうで1万5,300円という接種料、ワクチン代と手技料になるんですけれども、青木村の場合でいきますと、ただいま申し上げましたように1万4,615円というものが接種代になります。ここに1,100人分を合わせますと、1,607万6,500円になります。ここから国の助成金の913万円を引きまして、そこからさらに、自己負担の220万を引きますと、477万4,000という形になります。この辺、先ほど説明が不足してまして申し訳ございませんでしたが、そういった計算になっております。

歳出のほうの、医薬材医療費と予防接種委託料の関係なんですけれども、診療所につきましては、ワクチン代は村のほうで業者にお支払いする形になっておりますので、その分を一応600人分と見込みまして、693万6,000円こちらを薬剤費に見込んでおります。あわせて、

予防接種委託料につきましては、3,055円の診療所の分の600人分を見込んで183万3,000円、それ以外に、診療所以外の医療機関につきましては、ワクチン代と手技料合わせてお支払いするという形、500人おります。これは、合わせた金額を医療機関のほうにまとめてお支払いする、ワクチン代も含めた金額をお支払いするというので703万7,500円、トータルが今回の補正の金額になっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの御答弁ありがとうございました。

確認ですが、村が5,000円補助し自己負担は2,000円ということは、この予算が通れば決定ということで、村民の皆さんにはそういうふうにお知らせをしてよろしい数字でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ここも、自己負担が2,000円と、その分の差額については村で負担するというので、今回この議会でお認めいただければ、そういったことで秋の接種を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） あわせて、今、秋というふうにおっしゃっていただいたのですが、接種期間は決まっているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 接種期間につきましては、今のところ国のほうから、大体令和6年の10月以降開始するというお話は聞いておりますけれども、じゃ、それがいつ、例えば来年の3月まで行うのか、その辺についての周期につきましては、まだこちらのほうに情報が来ておりませんが、開始につきましては秋の10月以降という形で聞いております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 接種方法ですが、これまでいろんな団体、集団ではなくて個々に診療所に行く、あるいは希望する医療機関に行くという形になるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今、議員おっしゃられたように、村で、例えば体育館を借りて通知をして集団接種というような形態は6年度は実施いたしませんので、希望する方は、青木の診療所なり、あるいは上田市のほうに、もし主治医さんがいらっしゃれば、そちらのほうに、接種をしていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 9ページ、10ページです。

総務管理費におけます備品の購入費ですが、この内訳のほう、再度になるかと思いますが御回答いただけたらと思います。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

今年度の内訳でございますが、当郷区からワイヤレスメガホンセット、冷凍庫、村松区では会議テーブル5本、椅子10脚、入田沢区からは冷蔵庫、掃除機、中原区ではガス調理器、ジェットヒーター、空気清浄機、夫神区ではファンヒーター3台、殿戸区ではスピーカーつきのマイク2本、車椅子、青木区では発電機とLED野外照明器具を要望いただきまして、発注をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 各地区の御要望に応じていただきましてありがとうございます。これ、要望だけということになりますと、要望していない地区で同じようなものが欲しいけど、要望していないから届いていないという現状も想定されるんですが、各地区の配備状況も踏まえて、要望がなくても他の地区で要望があれば配備するとかということは、現実問題あるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

例年8月頃に、宝くじを所管しております一般財団法人自治総合センターから、村のほうに次年度の要望が、募集が参ります。その時点で、村から各区長さん宛てに、次年度のコミュニティ活動に使う備品の購入の紹介をさせていただきますので、そこで要望が上がってきたものを取りまとめております。お声がなかった区からは御要望がないというふうに理解を

しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 分かりました。

特定の地区にはあって特定の地区にはないとかと言ってですね、村民間の不満が出ないような形で運営いただけたらと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第1号 令和6年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩いたします。

10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再会 午前10時25分

○議長（松澤正登君） 再開いたします。

始める前にですけれども、既に採決はいただきましたけれども、塩澤議員の質問について

小根沢課長より回答お願いいたします。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） すみません、よろしくをお願いいたします。

先ほど、報告第1号 専決処分の承認を求めることについての、令和5年度の一般会計補正予算の中の35、36ページの、高齢者の保健事業と介護要望の一体化事業費の12、委託料について御質問がございました。

この委託料につきましては、内容的には住民のかたの筋力アップ教室ですとか、脳と体のストレッチ教室、介護予防教室、健康教室、こういったもののお金が入ってございます。

今回、補正で減額した理由につきましては、この事業につきましては、補助が後期高齢者医療広域連合のほうから補助をいただいておりますけれども、書類を出したときに広域連合のほうから、この事業内容は委託料ではなくて、報酬費のほうに上げなさいというような指導がございました。

ですので、同じ事業内の報酬費が今回125万4,000円増額補正をお願いしておりますが、このうちの74万4,000円分が、今回、節を振り替えたということで、事業的には減っているわけではないんですけれども、節を振り替えたということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） それでは、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、議案第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書については、原案のとおり決定しました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

請願第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎追加日程の上程

○議長（松澤正登君） 続いて、これより追加日程を上程いたします。事務局より、資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） お諮りします。

ただいま、資料を配付いたしました。が、議案第4号 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る請負契約について、議案第5号 村長の専決事項の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

議案第4号、第5号を日程に追加し、追加日程第1、第2とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 追加日程第1、議案第4号 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第4号について御説明を申し上げます。

青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号 議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業
2. 契約方法 随意契約
(指名型プロポーザル方式優先事業者)
3. 契約金額 11億420万円
4. 契約の相手方 上田市中央6-12-6
株式会社 上田ケーブルビジョン
代表取締役社長 母袋 卓郎

令和6年6月13日提出

青木村村長 北村 政夫

先ほど、補正予算をお認めいただきましたことから、先ほどの休憩時間を利用して、仮契約の締結を結ばせていただいたところでございます。本契約は、条例で定められております5,000万円以上の請負に該当するものでございますので、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第4号 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて追加日程第2、議案第5号 村長の専決事項の指定についてを議題とし、提案者の説明を願います。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） 議案第5号 村長の専決事項の指定について

下記の事項に関しては、村長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

青木村議会議長 松澤 正登

記

1. 青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係る請負契約の変更請負契約に関すること

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松澤正登君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） それでは、私からは賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の事業については、長期にわたり村の通信事業で、村民に対し通信手段として重要であると考えております。速やかな事業の遂行には必要であり、本条例を認めるものであります。

ただ、この事業の変更後2年ぐらいにわたり、この事業が行われるということでございます。現在の経済情勢また住民のニーズ等の変化、関心のある事業でございますので、事業等変更等については、議会との調整等丁寧に実施するようお願いをし、賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第5号 村長の専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

よって、令和6年第2回青木村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時38分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員